

平成24年度相模原市一般会計予算

平成24年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ248,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 市税		千円 106,500,000
	5 市民税	48,624,263
	10 固定資産税	41,830,132
	15 軽自動車税	645,351
	20 市たばこ税	4,360,224
	30 事業所税	2,590,934
	35 都市計画税	8,449,096
10 地方譲与税		1,835,000
	7 地方揮発油譲与税	850,000
	10 自動車重量譲与税	950,000
	20 石油ガス譲与税	35,000
13 利子割交付金		300,000
	5 利子割交付金	300,000
16 配当割交付金		200,000
	5 配当割交付金	200,000
19 株式等譲渡所得割交付金		200,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	200,000
22 地方消費税交付金		6,300,000
	5 地方消費税交付金	6,300,000
25 ゴルフ場利用税交付金		200,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	200,000
31 自動車取得税交付金		1,130,000
	5 自動車取得税交付金	1,130,000
32 軽油引取税交付金		3,000,000
	5 軽油引取税交付金	3,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,247,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,247,000
37 地方特例交付金		600,000
	5 地方特例交付金	600,000
40 地方交付税		6,900,000
	5 地方交付税	6,900,000
43 交通安全対策特別交付金		300,000
	5 交通安全対策特別交付金	300,000

款	項	金 額
46 分担金及び負担金		2,422,786
	5 負担金	2,422,786
50 使用料及び手数料		4,337,103
	5 使用料	2,822,604
	10 手数料	1,514,499
55 国庫支出金		40,051,265
	5 国庫負担金	32,201,639
	10 国庫補助金	7,664,955
	15 国庫委託金	184,671
60 県支出金		10,770,303
	5 県負担金	5,892,672
	10 県補助金	3,756,561
	15 県委託金	1,121,070
65 財産収入		779,211
	5 財産運用収入	103,885
	10 財産売却収入	675,326
70 寄附金		21,540
	5 寄附金	21,540
75 繰入金		9,884,986
	10 基金繰入金	9,831,407
	15 財産区繰入金	53,579
80 繰越金		1,500,000
	5 繰越金	1,500,000
85 諸収入		17,576,406
	5 延滞金加算金及び過料	166,026
	10 市預金利子	228
	15 貸付金元利収入	13,744,995
	22 収益事業収入	1,275,000
	25 雑入	2,390,157
90 市債		32,244,400
	5 市債	32,244,400
歳 入	合 計	248,300,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 1,069,577
	5 議会費	1,069,577
10 総務費		25,662,170
	5 総務管理費	16,634,613
	10 徴税費	2,014,215
	13 市民生活費	6,503,645
	15 選挙費	118,533
	20 統計調査費	93,545
	25 人事委員会費	120,169
	30 監査費	177,450
15 民生費		99,036,236
	5 社会福祉費	40,562,186
	10 児童福祉費	36,479,332
	15 生活保護費	21,994,718
20 衛生費		19,573,749
	5 保健衛生費	10,117,686
	10 清掃費	8,736,575
	15 環境保全費	719,488
25 労働費		1,217,985
	5 労働諸費	1,217,985
30 農林水産業費		940,454
	5 農業費	798,253
	10 林業費	142,201
35 商工費		15,967,604
	5 商工費	15,967,604
40 土木費		35,527,888
	5 道路橋りょう費	15,557,812
	10 河川費	653,382
	15 都市計画費	17,315,562
	20 公園費	1,258,662
	25 住宅費	742,470
45 消防費		7,899,645
	5 消防費	7,899,645

款	項	金 額
50 教育費		千円 18,118,523
	5 教育総務費	4,643,634
	10 小学校費	5,158,732
	15 中学校費	2,419,841
	18 幼稚園費	1,479,725
	20 社会教育費	2,899,783
	25 市民体育費	1,516,808
55 災害復旧費		160,000
	2 災害復旧費	160,000
60 公債費		22,286,288
	5 公債費	22,286,288
65 諸支出金		739,881
	5 諸費	739,881
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	248,300,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	旧南清掃工場 解体事業	1,390,000	24	74,000
				25	970,000
				26	346,000
20 衛生費	10 清掃費	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設 建設事業	1,226,000	24	2,000
				25	489,000
				26	735,000
20 衛生費	10 清掃費	津久井クリーン センターし尿処理施設 建設事業	2,177,000	24	47,000
				25	343,000
				26	1,495,000
				27	292,000
40 土木費	15 都市計画費	相模川ふれあい科学館 再整備事業	1,234,000	24	80,100
				25	1,153,900
40 土木費	15 都市計画費	津久井広域道路 東中野橋新設事業 (平成24年度設定分)	909,000	24	354,000
				25	555,000
40 土木費	20 公園費	相模原麻溝公園 整備事業	707,000	24	121,900
				25	585,100

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
45 消防費	5 消防費	デジタル消防救急無線 整備事業	1,352,000	千円	24	337,900
				千円	25	540,500
				千円	26	473,600
50 教育費	5 教育 総務費	(仮称)上溝学校給食 センター整備事業	1,383,000	千円	24	554,790
				千円	25	828,210

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成24年度設定分)	平成24年度から 平成26年度まで	借入金15,700,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成24年度設定分)	平成24年度から 平成26年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 15,700,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市都市整備公社事業 資金融資に対する損失補償 (平成24年度設定分)	平成24年度から 平成25年度まで	借入金1,551,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成24年度設定分)	平成24年度から 平成25年度まで	借入金1,268,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
地域医療寄附講座開設事業	平成24年度	25,000
	平成25年度	25,000
	平成26年度	25,000
国 県 道 に 係 る 県 債 償 還 金 負 担 金	平成24年度から 平成54年度まで	19,933,563

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 合同庁舎整備費 大学地域連携施設整備費 文化施設整備費 防災対策整備費	千円 2,892,800 220,600 8,300 97,500			
(民生債) 老人福祉施設整備費 障害者福祉施設整備費 保育所整備費	1,353,200 92,200 162,600			
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	75,000	借入先 ・財務省 ・その他	年 5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。
(土木債) 道路整備費 河川整備費 みどり対策費 市街地開発費 公園整備費 緑地保全事業費 自転車駐車場建設費 街路整備費 都市交通対策事業費 土地区画整理費	7,675,900 179,100 24,600 2,117,700 77,900 40,500 957,800 1,746,800 13,700 121,300	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成24年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができ
(消防債) 消防施設整備費	715,600			
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費	505,800 160,400 5,100			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	13,000,000			
計	32,244,400			

平成24年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,070,000千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,000千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 19,945,000
	5 国民健康保険税	19,945,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
15 国庫支出金		15,565,000
	5 国庫負担金	14,794,300
	10 国庫補助金	770,700
20 療養給付費交付金		2,800,000
	5 療養給付費交付金	2,800,000
22 前期高齢者交付金		18,200,000
	5 前期高齢者交付金	18,200,000
25 県支出金		4,535,000
	5 県負担金	520,000
	10 県補助金	4,015,000
30 共同事業交付金		8,112,000
	5 共同事業交付金	8,112,000
35 繰入金		9,608,000
	5 一般会計繰入金	9,608,000
40 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
45 諸収入		204,900
	5 延滞金及び過料	75,000
	15 雑入	129,900
歳 入 合 計		79,070,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 920,000
	5 総務管理費	404,511
	10 徴税費	514,924
	15 運営協議会費	565
10 保険給付費		53,618,000
	5 療養諸費	47,322,400
	10 高額療養費	5,687,000
	15 移送費	1,500
	20 出産育児諸費	529,500
	25 葬祭諸費	77,600
12 後期高齢者支援金等		10,620,000
	5 後期高齢者支援金等	10,620,000
13 前期高齢者納付金等		14,000
	5 前期高齢者納付金等	14,000
15 老人保健拠出金		2,000
	5 老人保健拠出金	2,000
20 介護納付金		4,257,000
	5 介護納付金	4,257,000
25 共同事業拠出金		8,112,100
	5 共同事業拠出金	8,112,100
30 保健事業費		916,000
	2 特定健康診査等事業費	902,074
	5 保健事業費	13,926
35 公債費		900
	5 公債費	900
40 諸支出金		510,000
	5 償還金及び還付加算金	510,000
45 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出 合 計		79,070,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 195,400
	5 外来収入	186,840
	10 その他の診療収入	8,560
10 使用料及び手数料		800
	3 使用料	160
	5 手数料	640
15 国庫支出金		5,700
	10 国庫補助金	5,700
17 県支出金		12,000
	10 県補助金	12,000
20 繰入金		10,000
	5 他会計繰入金	10,000
25 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
30 諸収入		8,100
	7 受託事業収入	7,372
	10 雑入	728
歳 入 合 計		242,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 122,600
	5 施設管理費	122,600
10 医業費		114,100
	5 医業費	114,100
20 公債費		3,700
	5 公債費	3,700
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		242,000

平成24年度相模原市下水道事業特別会計予算

平成24年度相模原市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 下水道勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,002,000千円、浄化槽勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ478,000千円と定める。

2 下水道勘定及び浄化槽勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算（下水道勘定）

歳入

款	項	金額
5 分担金及び負担金		千円 121,645
	5 分担金	61,500
	10 負担金	60,145
10 使用料及び手数料		8,365,353
	5 使用料	8,364,649
	10 手数料	704
15 国庫支出金		796,500
	5 国庫補助金	796,500
20 県支出金		465,300
	5 県補助金	465,300
25 財産収入		15
	5 財産売払収入	15
30 繰入金		1,852,000
	5 繰入金	1,852,000
35 繰越金		858,000
	5 繰越金	858,000
40 諸収入		10,087
	5 延滞金及び過料	60
	15 貸付金元利収入	2,000
	20 雑入	8,027
45 市債		5,533,100
	5 市債	5,533,100
歳入合計		18,002,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 4,229,365
	5 下水道総務費	4,229,365
10 建設費		4,435,698
	5 公共下水道建設費	4,435,698
15 公債費		9,326,937
	5 公債費	9,326,937
25 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		18,002,000

第1表 歳入歳出予算（浄化槽勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		千円 18,448
	5 分担金	18,448
10 使用料及び手数料		7,425
	5 使用料	7,424
	10 手数料	1
15 国庫支出金		74,124
	5 国庫補助金	74,124
20 県支出金		268,000
	5 県補助金	268,000
30 繰入金		79,000
	5 繰入金	79,000
35 繰越金		30,000
	5 繰越金	30,000
40 諸収入		1,003
	5 延滞金及び過料	2
	15 貸付金元利収入	1,000
	20 雑入	1
歳 入 合 計		478,000

歳 出

款	項	金 額
5 浄化槽総務費		千円 89,790
	5 浄化槽総務費	89,790
10 浄化槽建設費		387,200
	5 浄化槽建設費	387,200
15 公債費		10
	5 公債費	10
25 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		478,000

第2表 継 続 費 (下水道勘定)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
10 建設費	05 公 共 下 水 道 建 設 費	境 川 第 25 一 イ 雨 水 幹 線 整 備 補 助 事 業	2,495,000	千円	千円
				24	144,000
				25	1,457,000
				26	894,000

第3表 地 方 債 (下水道勘定)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業費	千円 4,914,300 (2,494,500)			
流域下水道事業費	472,800 (165,500)	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成24年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
特別措置分	146,000			
計	5,533,100 (2,660,000)			

() は、起債発行限度額のうち、資本費平準化債発行額を示す。

平成24年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成24年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,594,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 駐車場事業収入		千円 791,248
	5 事業収入	791,248
15 財産収入		1,752
	5 財産運用収入	1,752
20 繰入金		846,000
	5 繰入金	846,000
25 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
35 市債		1,945,000
	5 市債	1,945,000
歳入合計		3,594,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 2,614,334
	5 駐車場管理費	602,934
	10 駐車場建設費	2,011,400
10 公債費		979,066
	5 公債費	979,066
15 予備費		600
	5 予備費	600
歳 出 合 計		3,594,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自 動 車 駐 車 場 建 設 事 業 費	千円 1,945,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成24年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成24年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成24年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,088,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 保険料		千円 8,690,355
	5 介護保険料	8,690,355
10 使用料及び手数料		2,786
	10 手数料	2,786
15 国庫支出金		6,137,247
	5 国庫負担金	5,797,669
	10 国庫補助金	339,578
20 支払基金交付金		9,566,729
	5 支払基金交付金	9,566,729
25 県支出金		5,220,310
	5 県負担金	4,817,590
	7 県補助金	169,720
	10 財政安定化基金支出金	233,000
30 財産収入		18,479
	5 財産運用収入	18,479
40 繰入金		5,415,476
	5 一般会計繰入金	5,408,000
	10 基金繰入金	7,476
45 繰越金		23,155
	5 繰越金	23,155
50 諸収入		13,463
	5 延滞金及び過料	3
	15 雑入	13,460
歳入合計		35,088,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 946,985
	5 総務管理費	312,264
	10 徴収費	40,629
	15 介護認定審査会費	594,092
10 保険給付費		32,662,335
	5 介護サービス等諸費	32,042,984
	10 高額介護サービス等費	619,351
20 地域支援事業費		1,190,046
	5 地域支援事業費	1,190,046
25 基金積立金		251,455
	5 基金積立金	251,455
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		35,179
	5 償還金及び還付加算金	35,179
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		35,088,000

平成24年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成24年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 繰入金		千円 7,600
	5 一般会計繰入金	7,600
10 繰越金		49,000
	5 繰越金	49,000
15 諸収入		123,400
	5 貸付金元利収入	123,190
	15 雑入	210
歳入合計		180,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 179,880
	5 母子寡婦福祉資金貸付事業費	179,880
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		20
	5 償還金及び還付加算金	20
歳 出 合 計		180,000

平成24年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成24年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ306,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 分担金及び負担金		千円 405
	5 分担金	405
10 使用料及び手数料		18,095
	5 使用料	18,072
	10 手数料	23
15 国庫支出金		53,000
	10 国庫補助金	53,000
25 財産収入		2,000
	5 財産運用収入	2,000
30 繰入金		114,000
	5 繰入金	114,000
35 繰越金		6,000
	5 繰越金	6,000
40 諸収入		6,500
	10 雑入	6,500
45 市債		106,000
	5 市債	106,000
歳 入 合 計		306,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 29,495
	5 総務管理費	29,495
10 簡易水道事業費		262,169
	5 簡易水道事業費	262,169
15 基金積立金		2,000
	5 基金積立金	2,000
20 公債費		10,936
	6 元金	4,607
	10 利子	6,329
25 予備費		1,400
	5 予備費	1,400
歳 出 合 計		306,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 106,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成24年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p>年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成24年度相模原市財産区特別会計予算

平成24年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 県支出金		千円 1,513
	5 県補助金	1,513
15 財産収入		63,270
	5 財産運用収入	63,270
20 繰入金		14,827
	5 基金繰入金	14,827
25 繰越金		2,590
	5 繰越金	2,590
歳 入 合 計		82,200

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 41,546
	5 総務管理費	41,546
10 諸支出金		39,079
	5 繰出金	39,079
15 予備費		1,575
	5 予備費	1,575
歳 出 合 計		82,200

平成24年度相模原市農業集落排水事業特別会計予算

平成24年度相模原市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 分担金及び負担金		千円 152
	5 分担金	152
10 使用料及び手数料		3,346
	5 使用料	3,346
20 県支出金		13,300
	5 県補助金	13,300
30 繰入金		23,000
	5 繰入金	23,000
35 繰越金		2,200
	5 繰越金	2,200
40 諸収入		2
	5 延滞金及び過料	2
歳入合計		42,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 413
	5 総務管理費	413
10 農業集落排水事業費		30,940
	5 農業集落排水事業費	30,940
15 公債費		10,347
	5 公債費	10,347
20 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		42,000

平成24年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成24年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,794,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 4,888,170
	5 後期高齢者医療保険料	4,888,170
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		795,000
	5 一般会計繰入金	795,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		50,820
	5 延滞金及び過料	500
	10 償還金及び還付加算金	15,500
	20 雑入	34,820
歳 入 合 計		5,794,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 138,700
	5 総務管理費	138,700
10 分担金及び負担金		5,629,700
	5 広域連合負担金	5,629,700
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		15,500
	5 償還金及び還付加算金	15,500
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		5,794,000

平成24年度相模原市公債管理特別会計予算

平成24年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,574,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 財産収入		千円 33,829
	5 財産運用収入	33,829
10 繰入金		33,040,171
	5 他会計繰入金	32,540,171
	10 基金繰入金	500,000
15 市債		500,000
	5 市債	500,000
歳入合計		33,574,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 33,574,000
	5 公債費	33,574,000
歳 出 合 計		33,574,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換	千円 500,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成24年度とする。</p>	<p style="text-align: center;">年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により設置する附属機関のほか、次の各号のいずれにも該当する場
合には、規則で定めるところにより執行機関の附属機関を置くことができる。

(1) 特定の行政課題等について審査、審議又は調査が必要な場合

(2) 設置期間が 2 年以内である場合

(3) 専門的又は技術的な識見が必要と認められる場合

第 3 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

別表市長の部相模原市住居表示審議会の項中「あたつて」を「当たつて」に改め、
同部相模原市下水道事業審議会の項中「あたり」を「当たり」に改め、同部中

「

相模原市情報 公開・個人情 報保護審議会	情報公開に関する制度又は個人 情報の保護に関する制度の改善 その他の重要事項について、実 施機関の諮問に応じて調査審議 し、その結果を答申し、又は意 見を建議すること、及び相模原 市個人情報保護条例の定めると ころにより実施機関の諮問に応 じて調査審議し、その結果を答	1 0 人以内
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

を

	申すること。	
--	--------	--

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	情報公開、個人情報の保護又は公文書の管理に関する制度の改善その他の重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること及び相模原市個人情報保護条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	13人以内	に改め、同部に
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	---------

次のように加える。

相模原市経営評価委員会	都市経営の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	10人以内	2年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）
相模原市外郭団体経営検討委員会	本市と密接な関係にある外郭団体の経営状況等について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	3人以内	2年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）
相模原市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保並びに公正な競争の促進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内	2年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）

相模原市美術館基本構想検討委員会	美術館の基本構想について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	15人以内	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
相模原市自殺対策協議会	自殺総合対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	20人以内	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
相模原市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価並びに包括的支援事業の実施に係る委託先の選考等に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	12人以内	3年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
相模原市高齢者入所判定委員会	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の措置の要否について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6人以内	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
相模原市次世代育成支援行動計画推進会議	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	13人以内	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
相模原市予防接種問題協議	予防接種に起因すると考えられる健康被害及び予防接種の実施	13人以内	2年(補欠の委員の任期にあつ

会	に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。		ては、前任者の残任期間)
相模原市国際教育特区諮問委員会	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の規定による学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の認可又は同法第13条第1項若しくは第14条の命令に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	10人以内	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)

別表教育委員会の部に次のように加える。

相模原市立小中学校結核対策委員会	相模原市立小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)における結核の検診及び患者発生時の対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	12人以内	1年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
相模原市就学指導委員会	小中学校への就学において障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	20人以内	1年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)

相模原市教職員健康審査会	市立小中学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）の疾病に係る治療の要否、勤務の可否等及び健康管理に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内	2年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	----------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の附属機関の設置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に定める相模原市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、この条例による改正後の附属機関の設置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員とみなし、その任期は、改正前の条例による任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱される改正後の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員の任期は、改正後の条例の規定にかかわらず、改正前の条例により委嘱された相模原市情報公開・個人情報保護審議会の委員の任期満了の日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護審議会が調査審議している事案は、改正後の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会が調査審議している事案とみなす。
- 5 この条例の施行後最初に委嘱される改正後の条例に定める相模原市経営評価委員会、相模原市外郭団体経営検討委員会、相模原市入札監視委員会、相模原市次世代育成支援行動計画推進会議及び相模原市予防接種問題協議会の委員の任期は、改正後の条例の規定にかかわらず、2年以内とすることができる。

(相模原市情報公開条例の一部改正)

- 6 相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第31条の2中「相模原市情報公開・個人情報保護審議会」を「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

(相模原市個人情報保護条例の一部改正)

- 7 相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「相模原市情報公開・個人情報保護審議会」を「相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

提案の理由

相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴う委員会等の設置、自殺総合対策に関する重要な事項について調査審議させるための相模原市自殺対策協議会の設置、公文書の管理に関する制度の改善について調査審議させるための相模原市情報公開・個人情報保護審議会の名称等に係る規定の改正、特定の行政課題等の審査等を行う附属機関の設置に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第12号関係資料

附属機関の設置に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴う委員会等の設置に係る規定の追加(別表関係)

次に掲げる委員会等を設置するもの

ア 市長の附属機関

- (ア) 相模原市経営評価委員会
- (イ) 相模原市外郭団体経営検討委員会
- (ウ) 相模原市入札監視委員会
- (エ) 相模原市美術館基本構想検討委員会
- (オ) 相模原市地域包括支援センター運営協議会
- (カ) 相模原市高齢者入所判定委員会
- (キ) 相模原市次世代育成支援行動計画推進会議
- (ク) 相模原市予防接種問題協議会
- (ケ) 相模原市国際教育特区諮問委員会

イ 教育委員会の附属機関

- (ア) 相模原市立小中学校結核対策委員会
- (イ) 相模原市就学指導委員会
- (ウ) 相模原市教職員健康審査会

- (2) 相模原市自殺対策協議会の設置に係る規定の追加(別表関係)

自殺総合対策に関する重要な事項について調査審議させるため、相模原市自殺対策協議会を設置するもの

- (3) 相模原市情報公開・個人情報保護審議会の名称等に係る規定の改正(別表関係)

公文書の管理に関する制度の改善について調査審議させるため、相模原市情報公開・個人情報保護審議会を相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に、委員の数を「10人以内」から「13人以内」に変更するもの

- (4) 特定の行政課題等の審査等を行う附属機関の設置に係る規定の追加(第2条関係)

次のいずれにも該当する場合には、規則で定めるところにより執行機関の附属機関を置くことができることとするもの

ア 特定の行政課題等について審査、審議又は調査が必要な場合

イ 設置期間が2年以内である場合

ウ 専門的又は技術的な識見が必要と認められる場合

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日

(2) 経過措置

ア 施行の際改正前の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、改正後の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員とみなし、その任期は、改正前の条例による任期の残任期間とするもの

イ 施行日以後最初に委嘱される相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員の任期は、改正前の条例により委嘱された相模原市情報公開・個人情報保護審議会の委員の任期満了の日までとするもの

ウ 施行の際改正前の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護審議会が調査審議している事案は、改正後の条例に定める相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会が調査審議している事案とみなすこととするもの

エ 施行日以後最初に委嘱される相模原市経営評価委員会、相模原市外郭団体経営検討委員会、相模原市入札監視委員会、相模原市次世代育成支援行動計画推進会議及び相模原市予防接種問題協議会の委員の任期は、2年以内とすることができることとするもの

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 33 号を同条第 38 号とし、同条第 32 号中「法令又は条例に定める」を削り、「並びに精神医療審査会の委員」を「、精神医療審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、予防接種問題協議会の委員、小中学校結核対策委員会の委員、就学指導委員会の委員並びに教職員健康審査会の委員」に改め、同号を同条第 37 号とし、同条第 31 号の次に次の 5 号を加える。

- (32) 高齢者入所判定委員会の委員
- (33) 予防接種問題協議会の委員
- (34) 小中学校結核対策委員会の委員
- (35) 就学指導委員会の委員
- (36) 教職員健康審査会の委員

第 3 条第 1 項中「及び第 30 号から第 32 号まで」を「、第 30 号、第 31 号、第 33 号、第 34 号、第 36 号及び第 37 号」に改め、同条第 2 項中「及び同条第 33 号」を「、同条第 32 号に掲げる高齢者入所判定委員会の委員、同条第 35 号に掲げる就学指導委員会の委員及び同条第 38 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 33 号」を「第 38 号」に改める。

別表第 1 中

「

消防団		
団長	年額	115,500円
副団長	年額	89,400円
分団長	年額	73,200円
副分団長	年額	56,100円
部長	年額	46,800円
副部長	年額	38,000円
団員	年額	35,000円

を

」

「

消防団		
団長	年額	127,000円
方面隊長	年額	115,500円
副方面隊長	年額	89,400円
分団長	年額	73,200円
副分団長	年額	56,100円
部長	年額	46,800円
副部長	年額	38,000円
団員	年額	35,000円

に、

」

「

精神医療審査会の委員	日額	19,000円
------------	----	---------

を

」

「

精神医療審査会の委員	日額	19,000円
予防接種問題協議会の委員	日額	30,000円

に、

小中学校結核対策委員会の委員	日額	19,000円
教職員健康審査会の委員	日額	19,000円

法令又は条例に定める附属機関の委員、臨時委員及び専門委員（土地区画整理事業の評価員を含み、情報公開・個人情報保護審査会の委員、土地利用審査会の委員、開発審査会の委員、建築審査会の委員、社会福祉審議会の委員及び臨時委員、介護認定審査会の委員、障害程度区分判定等審査会の委員、感染症診査協議会の委員並びに精神医療審査会の委員を除く。）

を

附属機関の委員、臨時委員及び専門委員（土地区画整理事業の評価員を含み、情報公開・個人情報保護審査会の委員、土地利用審査会の委員、開発審査会の委員、建築審査会の委員、社会福祉審議会の委員及び臨時委員、介護認定審査会の委員、障害程度区分判定等審査会の委員、感染症診査協議会の委員、精神医療審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、予防接種問題協議会の委員、小中学校結核対策委員会の委員、就学指導委員会の委員並びに教職員健康審査会の委員を除く。）

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い設置する附属機関の委員の報酬額並びに消防団の組織の再編に伴う団長、方面隊長及び副方面隊長の報酬額の設定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第13号関係資料

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い設置する附属機関の委員の報酬額の設定(第2条、第3条及び別表第1関係)

ア 高齢者入所判定委員会の委員及び就学指導委員会の委員の報酬額

第3条第2項第2号に掲げる日額で定める場合の額(32,000円)を超えない範囲内で任命権者が定める額

イ 予防接種問題協議会の委員の報酬額

日額30,000円

ウ 小中学校結核対策委員会の委員及び教職員健康審査会の委員の報酬額

日額19,000円

(2) 消防団の組織の再編に伴う団長、方面隊長及び副方面隊長の報酬額の設定(別表第1関係)

ア 5団体制から1団体制への再編に伴い置かれる団長の報酬額

年額127,000円

イ 6方面隊の設置に伴い置かれる方面隊長の報酬額

年額115,500円

ウ 6方面隊の設置に伴い置かれる副方面隊長の報酬額

年額89,400円

2 施行期日

平成24年4月1日

相模原市債権の管理に関する条例について
相模原市債権の管理に関する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市債権の管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。

(3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令又は条例若しくは規則(法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。第 6 条において同じ。)の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくは規則で定めるところにより督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 市長は、強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後、指定した期限までに完全に履行されないときは、法令の規定により滞納処分を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず法令に定める事由に該当するときは、徴収の猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第8条 市長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後、1年を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第171条の2の規定により次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、政令第171条の3の規定により遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、政令第171条の4第1項の規定により直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、政令第171条の4第2項の規定により債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後1年を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、政令第171条の5の規定により以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第12条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、政令第171条の6第1項の規定によりその履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、政令第171条の6第2項の規定により履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、政令第171条の7第1項の規定により当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、政令第171条の7第2項の規定により前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第14条 市長は、非強制徴収債権(その額が1,000,000円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由

がある場合を除く。)

- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
 - (4) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から3年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当該債権について、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、高齢、長期の病気、障害等により就労が困難な状況であるため、明らかに資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案の理由

市の債権の管理の適正化を図るため、当該債権の管理に関する事務の処理について所要の定めをいたしたく提案するものである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(相模原市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 相模原市印鑑条例(昭和 56 年相模原市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住民基本台帳又は外国人登録原票」を「住民票」に改め、「、又は登録され」を削り、「若しくは名」を「、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)」に改め、「組み合わせたもの」の次に「(市長が認めたものに限る。)若しくは通称の一部を組み合わせたもの(市長が認めたものに限る。)」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の

1 項を加える。

3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、住民票の備考欄に氏名のカタカナ表記が記録されている場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもの(市長が認めたものに限る。)で表している印鑑を登録することができる。

第 6 条第 4 号中「氏名」の次に「(住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(7) 住民票の備考欄に氏名のカタカナ表記が記録されている場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第 1 1 条第 1 項中「第 6 条第 4 号又は第 6 号」を「第 6 条第 4 号、第 6 号又は第 7 号」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「他の市区町村又は国外」を「本市の区域外」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「氏若しくは名又は氏名」を「氏名、氏、名若しくは通称又は住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第 1 3 条第 2 項中「前項第 3 号から第 5 号まで」を「前項第 4 号から第 6 号まで」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「同条第 4 号から第 6 号まで」を「同条第 4 号から第 7 号まで」に改める。

(相模原市敬老金条例の一部改正)

第 2 条 相模原市敬老金条例(昭和 4 7 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「するもの」を「する者」に改め、同条第 2 号中「又は外国人登録法(昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号)の規定に基づき外国人登録原票に登録されている者」を削る。

(相模原市営霊園条例の一部改正)

第 3 条 相模原市営霊園条例(平成 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「記載されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者」を「記録されている者(外国人住民(同法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者に限る。第28条第1号において同じ。)」に改める。

第10条第2項及び第28条第1号中「記載」を「記録」に改め、「又は外国人登録法に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

(相模原市家庭的保育事業による保育の実施に関する条例の一部改正)

第4条 相模原市家庭的保育事業による保育の実施に関する条例(平成22年相模原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されていること」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第3条第2号中「又は外国人登録法に基づき本市の外国人登録原票に登録されていること」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

提案の理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、関係条例の整備をいたしたく提案するものである。

議案第15号関係資料

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

1 改正の内容

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)の廃止により外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人登録制度を廃止すること等に伴う関係条例の整備をするもの

(1) 第1条関係(相模原市印鑑条例の一部改正)

ア 印鑑の登録を受けることができる者の資格に関する規定から、外国人登録に係る部分を削除するもの

イ 通称及び住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記について、登録を受けることができる印鑑に関する規定等に追加するもの

(2) 第2条関係(相模原市敬老金条例の一部改正)

敬老金の給付の受給資格者に関する規定から、外国人登録に係る部分を削除するもの

(3) 第3条関係(相模原市営霊園条例の一部改正)

一般墓所及び合葬式墓所の使用の許可を受けることができる者の資格に関する規定から外国人登録に係る部分を削除し、使用の許可を受けることができる外国人住民を、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者とするもの

(4) 第4条関係(相模原市家庭的保育事業による保育の実施に関する条例の一部改正)

ア 家庭的保育事業の対象となる児童の要件に関する規定から外国人登録に係る部分を削除し、市長が必要と認めるときは、本市の住民基本台帳に記録されていない者を家庭的保育事業の対象とすることができることとする

もの

イ 家庭的保育者の要件に関する規定から、外国人登録に係る部分を削除するもの

2 施行期日

平成24年7月9日

相模原市立市民・大学交流センター条例について
相模原市立市民・大学交流センター条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立市民・大学交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立市民・大学交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と大学等との連携により、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、相模原市立市民・大学交流センター(以下「センター」という。)を相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号に設置する。

2 前項の目的を達成するため、センターに必要な施設を置く。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休所日を開所日とすることができる。

3 市長は、第1項第2号の規定により休所日を定め、又は前項の規定により休所日を開所日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第4条 センターを利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定によりセンターを利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用の承認)

第5条 センターに置かれた施設のうち、別表に掲げる施設(附属設備及び器具を含む。)を利用しようとするものは、市長の承認を受けなければならない。承認された事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 センターに置かれた施設のうち、次の各号に掲げる施設を利用できるものは、当該各号に定めるものとする。

(1) シェアードオフィス1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校のうち専門課程を置くもの(以下「大学等」という。)と連携し、地域の課題の解決又は地域の活性化を目的とする活動を行おうとする個人又は3人以内の団体(営利を主たる目的とする法人その他の規則で定める法人その他の団体を除く。次号において同じ。)

(2) シェアードオフィス2及びシェアードオフィス3 大学等又は大学等と連携し、地域の課題の解決若しくは地域の活性化を目的とする活動を行おうとする団体(以下「地域活動団体」という。)

(3) 大学情報コーナー 大学等

(4) 地域情報コーナー 地域活動団体

3 市長は、センターの管理上必要と認める範囲内で、第1項の承認に条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 シェアードオフィス1、シェアードオフィス2、シェアードオフィス3、大学情報コーナー及び地域情報コーナー(以下「シェアードオフィス等」という。)の利用に係る前条第1項の承認は、利用期間を1年として行うものとする。

2 シェアードオフィス1、シェアードオフィス2又はシェアードオフィス3の利用の承認を受けたものは、1年を単位として利用期間の更新をすることができる。ただし、当該更新は、2回を限度とする。

3 前項の利用期間の更新をしようとするものは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の利用の承認をしないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、附属設備、器具等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(団体の登録)

第8条 地域の課題の解決又は地域の活性化のために活動している団体(営利を主たる目的とする法人その他の規則で定める法人その他の団体を除く。)は、団体の登録をすることができる。

- 2 前項の登録をしようとする団体は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(登録団体の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が偽り又は不正な手段により登録を受けたと認めるとき、その他引き続き登録をすることが適当でないとき、登録を取り消すことができる。

(利用料金)

第10条 第5条第1項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、第20条の規定によりセンターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金(シェアードオフィス等の利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 4 シェアードオフィス等の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用を開始する日の属する月に係る利用料金 利用を開始する日の前日(当該日が休所日に当たるときは、当該日後最初に到来する開所日。次号において

同じ。)

(2) 前号に掲げる月以外の月に係る利用料金 当該月の前月末日

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用承認の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

(1) 利用者が第5条第3項の規定による利用の承認の条件に違反したとき。

(2) 利用の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により市長が必要と認めたとき。

(5) 利用料金(シェアードオフィス等の利用料金に限る。)を滞納したとき。

(6) 正当な理由なく、1月を超えて利用しないとき(シェアードオフィス等に限る。))。

(7) 第5条第2項各号に掲げる施設の利用者が当該各号に掲げる利用できるものに該当しなくなるに至ったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用者(利用目的に応じて入所した者を含む。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備等の承認)

第15条 利用者は、特別な設備を施し、又は特別な器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(入所の制限等)

第16条 市長は、センターの管理上適当でないと認められる者がいるときは、そ

の入所を拒み、又は退所させることができる。

(販売行為等の禁止)

第17条 何人も、センターにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為(以下「販売行為等」という。)をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第13条の規定により利用の承認を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第19条 センターの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を市民と大学等との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図ることを目的として設立された法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第21条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請等)

第22条 前条の規定による公募(以下「公募」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、センターの管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請したもののうち、次に掲げる基準(以下「指定の基準」という。)に最も適合していると認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容がセンターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿ったセンターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定の特例)

第23条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである場合は、第20条に規定する団体の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思料するものを指定管理者として指定することができる。

(1) 前条第2項の規定により指定管理者として指定しようとしたものが、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実によりセンターの管理を行うことが不相当と認められた場合又はそのものの事情により指定管理者の指定を辞退した場合で、同一の公募により、前条第1項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがないとき。

(2) 指定の申請をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがない場合

(3) 指定の申請をするものがない場合

2 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(その他の事項の規則委任)

第24条 第20条から前条までに定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手續等について必要な事項は、別に規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第25条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの休所日を定めること(第9号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下この号において同じ。)、休所日を開所日とすること及び利用できる時間の変更に関する業務。ただし、センターの休所日を定め、休所日を開所日とし、又は利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (2) センターの施設の利用の承認、利用期間の更新、利用の制限、利用の承認の取消し等に関する業務
 - (3) 団体の登録及び登録団体の登録の取消しに関する業務
 - (4) 特別な設備等の使用等の承認に関する業務
 - (5) 入所の制限等に関する業務
 - (6) 販売行為等の許可に関する業務
 - (7) 第18条第2項の規定による原状回復に係る事務の執行及びこれに要した費用の徴収に関する業務
 - (8) 市民と大学等との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図るための事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
 - (9) センターの施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの
- (指定管理者の管理に係る読替え)

第26条 センターの管理を指定管理者が行う場合において、第3条、第4条、第5条第1項及び第3項、第6条第3項、第7条、第8条第2項、第9条、第13条、第15条から第17条まで、第18条第2項並びに第19条の規定の適用については、第3条第1項第2号中「市長」とあるのは「市長又は第10条第1項に規定する指定管理者」と、同条第2項及び第3項、第4条、第5条第1項及び第3項、第6条第3項、第7条並びに第8条第2項中「市長」とあるのは「第10条第1項に規定する指定管理者」と、第9条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」と、第13条、第15条から第17条まで、第18条第2項及び第19条本文中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な手続、利用の承認申請の受付そ

の他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第10条関係)

1 施設利用料金

(1) 基本利用料金

施設	単位	金額
セミナールーム1	1日(午前9時から午後10時まで)	8,900円
セミナールーム2		12,400円
実習室1		12,200円
実習室2		6,300円
ミーティングルーム1		1,100円
ミーティングルーム2		1,100円
ミーティングルーム3		2,000円
ミーティングルーム4		4,200円
ミーティングルーム5		2,400円
マルチスペース		8,500円
AVスタジオ		2,600円
シェアードオフィス1	1人(団体にあつては構成員1人)につき1月	3,100円
シェアードオフィス2	1区画につき1月	14,200円
シェアードオフィス3		22,800円
大学情報コーナー		8,100円
地域情報コーナー		2,100円

備考 シェアードオフィス1、シェアードオフィス2、シェアードオフィス3、大学情報コーナー又は地域情報コーナーの利用を開始する日又は終了する日が月の中途である場合におけるその月に係る利用料金は、当該月の実日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 加算利用料金

ア 利用者が、販売行為等のために施設(シェアードオフィス等を除く。以下同じ。)を利用する場合は、基本利用料金に100パーセントを乗じて得た

額を加算する。

イ 利用者が、販売行為等のために施設を利用する場合であって、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、基本利用料金に200パーセントを乗じて得た額を加算する。この場合において、アの規定は適用しない。

ウ 利用者が、販売行為等以外のために施設を利用する場合であって、入場料等を徴収するときは、基本利用料金に次の表に定める率を乗じて得た額を加算する。

1人当たりの入場料等の最高額	率
1,000円未満	50パーセント
1,000円以上3,000円未満	80パーセント
3,000円以上	100パーセント

(3) 延長等に係る利用料金

施設を利用する場合であって、利用の承認を受けた時間の延長又は繰上げの承認を得て利用するときの当該延長又は繰上げに係る利用料金(以下「延長等に係る利用料金」という。)は、1時間につき、当該利用に係る1日の基本利用料金の額(ただし、加算利用料金の加算がある場合には、これを加算した額)に10パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、延長又は繰上げに係る利用の承認を受けた時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

2 附属設備利用料金

附属設備	1日(午前9時から午後10時まで)
講師控室	1,700円

備考 延長等に係る利用料金については、前項第3号の規定を準用する。

3 器具利用料金

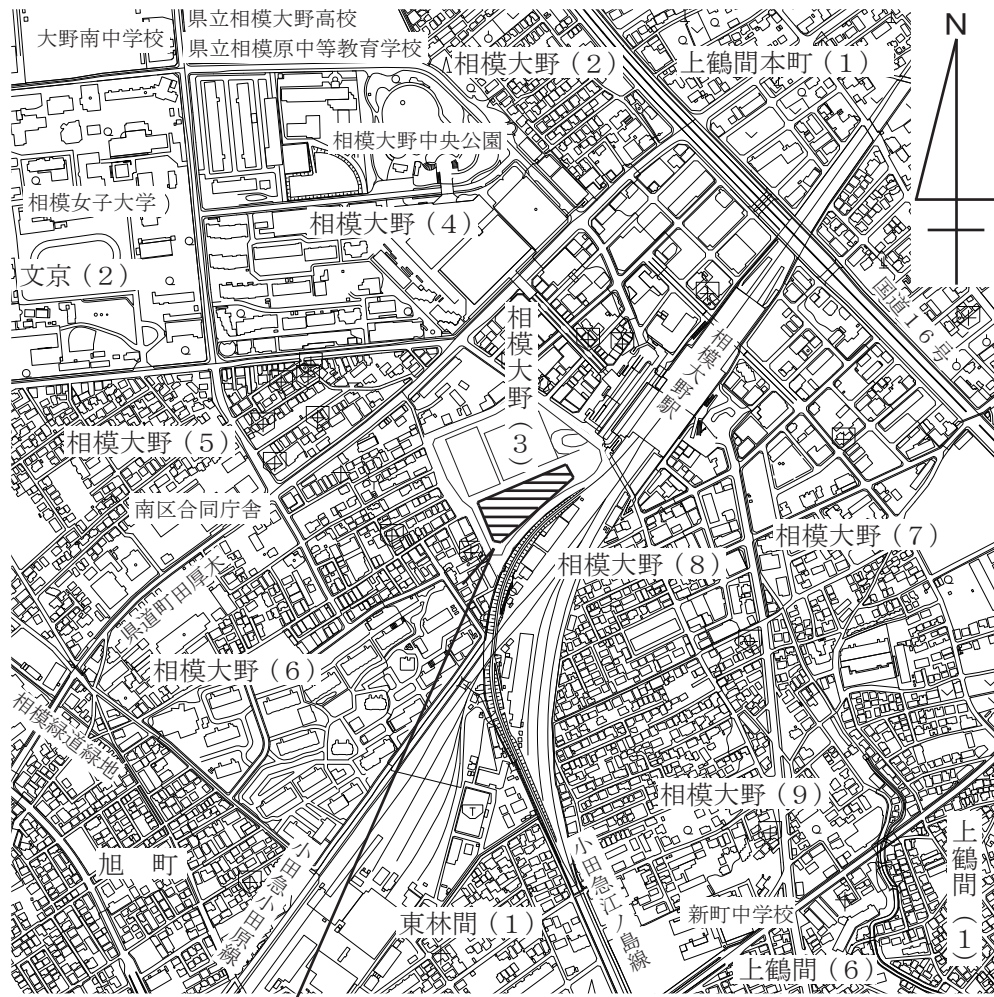
器具	単位	金額
音響器具	1式1日	2,500円
映像器具	1台又は1式1日	3,700円
撮影・編集器具	1本、1台又は1式1日	5,100円
舞台器具	1式1日	1,800円

備考 延長等に係る利用料金については、第1項第3号の規定を準用する。

提案の理由

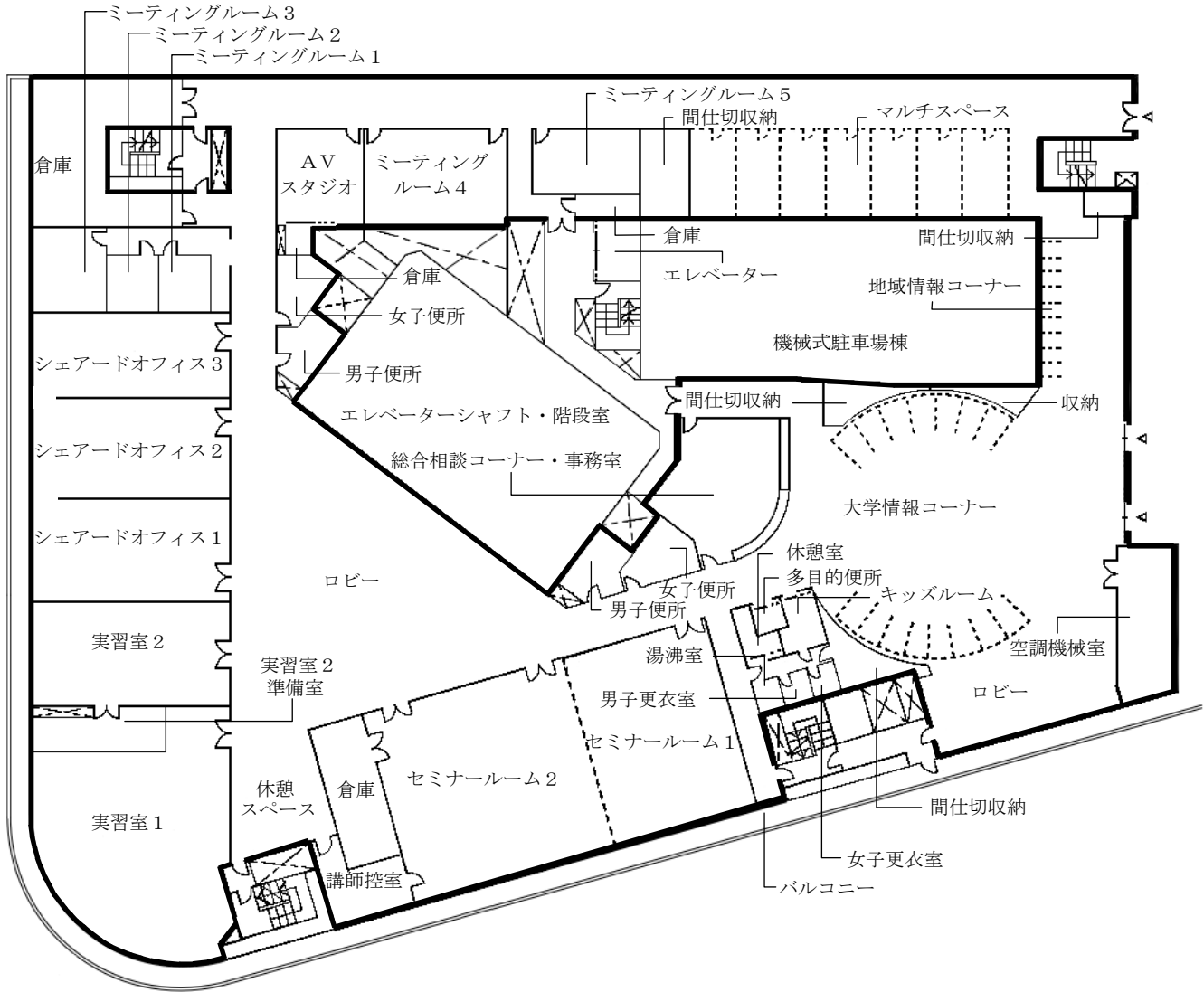
相模原市立市民・大学交流センターを設置するため、所要の定めをいたしたく提案するものである。

案内図



相模原市立市民・大学交流センター

平面図



施設の概要

位 置	相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号
施設床面積	2965.82㎡

相模原市市民協働推進条例について
相模原市市民協働推進条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市民協働推進条例

相模原市では、市民がまちづくりの主人公となり、市の発展とともに様々な協働による取組を展開してきました。

地域活動においては、自治会などが中心となり、地域の暮らしを支える担い手として積極的に役割を果たしています。また、福祉、教育、環境など身近な公共の課題が多様化し、複雑化する中で、市民がそれらを自らのこととして受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、市民活動も活発になっています。

これらの活動をより一層推進するため、個人をはじめ、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業などの様々な担い手が手を携え、自らが進んで活動の輪に加わり、皆で支え合う意識の下に、それぞれの役割をもって共に公共を担っていくことが求められています。

相模原市は、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、

市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。

(2) 協働 市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。

(3) 地域活動 地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(4) 市民活動 市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人との^{きずな}絆を大切にすると意識の下、互いに支え合い、助け合い、協働を推進します。

(協働の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則とし、協働を行います。

(1) 相互理解 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。

(2) 目的共有 協働の目的を明確にし、共有すること。

(3) 役割合意と協力 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。

(4) 自立 互いに依存することなく、自主的に行動すること。

(5) 透明性の確保 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、自らが公共を担うまちづくりの主体であることを認識し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

2 市民は、協働について理解を深め、育んでいくよう努めるものとします。

3 市民は、地域活動や市民活動の推進に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、協働に関する施策を計画的に推進し、協働を行うための環境づくりに努めるものとします。

2 市は、協働により実施する事業について、企画立案、評価等の過程においても協働により取り組むよう努めるものとします。

3 市は、協働を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとします。

(基本施策)

第7条 市は、協働を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) 協働に関する情報の収集及び発信

(2) 協働に関する学習機会の提供

(3) 協働により実施する事業への財政的支援

(4) 協働を推進する拠点となる場の提供

(5) 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

(6) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要な施策

(市民協働推進基本計画)

第8条 市長は、この条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進基本計画を策定するものとします。

2 市長は、市民協働推進基本計画の策定に当たっては、相模原市市民協働推進審議会の意見を聴くものとします。

(相模原市市民協働推進審議会)

第9条 市長は、協働に関する必要な事項について意見を求めるため、相模原市市民協働推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、この条例の理念に基づき運営します。

3 審議会は、協働に関する市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申します。

4 審議会は、協働の推進に関する事項について、市長に提案します。

5 審議会は、委員15人以内で組織します。

6 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営等について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

提案の理由

皆で担う地域社会を実現するため、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市特定非営利活動促進法施行条例について
相模原市特定非営利活動促進法施行条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第9条の規定により市長が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げる書面とする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、第1項の申請書の提出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の7第4項又は第6項の規定により都道府県知事(同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書に、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

(公告及び縦覧)

第3条 法第10条第2項の規定による公告及び縦覧について必要な事項は、規則で定める。

(軽微なものに係る補正)

第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の申請書又は書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(社員総会の議事録)

第5条 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の議事録は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出に係る書類の提出)

第6条 第2条第2項から第5項までの規定は、法第23条第2項の規定による書類の提出について準用する。

(定款の変更の認証申請等)

第7条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第4項に掲げる書類(所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第26条第2項

に掲げる書類を含む。)を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 変更の内容及び理由

2 第3条及び第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項の規定による公告、縦覧及び補正について準用する。

3 特定非営利活動法人は、法第25条第6項の規定による届出を行うときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に同項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 変更の内容及び理由

(事業報告書等並びに役員名簿及び定款等の備置き)

第8条 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きについても、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 法第30条の規定により閲覧させ、又は謄写させる場合において、当該閲覧及び謄写の場所その他閲覧及び謄写について必要な事項は、規則で定める。

(事業の成功の不能による解散の認定申請)

第11条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第3項に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

(3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第12条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければな

らない。

- (1) 解散した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請者である清算人の氏名及び住所又は居所
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者
(合併の認証申請等)

第13条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第4項及び第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条の規定は前項の申請書に添付する書類について、第3条及び第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項及び第3項の規定による公告、縦覧及び補正について準用する。

(認定の申請)

第14条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項各号(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 特定非営利活動法人の設立年月日
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認定の公示)

第15条 法第49条第2項第5号の規定により条例で定める事項は、定款に記載された目的とする。

2 法第49条第2項(法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公示について必要な事項は、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請等)

第16条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類にあつては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 認定の有効期間

(3) 現に行っている事業の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条の規定は、法第51条第5項において準用する法第49条第2項の規定による公示について準用する。

(代表者の氏名の変更の届出等の公示)

第17条 第15条の規定は、法第53条第2項の規定による公示について準用する。

(認定申請書の添付書類等の備置き等)

第18条 法第54条第1項の規定による書類の備置きは、同条第5項の規定による閲覧の請求があつた場合において直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項から第4項までの規定による書類の備置きについても、同様とする。

2 法第54条第3項及び第4項の規定による書類の作成は、規則で定めるところにより、行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第19条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に同項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

第20条 法第55条第2項の規定による書類の提出は、法第54条第3項の書類

については遅滞なく、同条第4項の書類については事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第21条 第10条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(認定の失効の公示)

第22条 第15条第2項の規定は、法第57条第2項の規定による公示について準用する。

(仮認定の申請等)

第23条 特定非営利活動法人は、法第58条第1項の仮認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 特定非営利活動法人の設立年月日

(3) 現に行っている事業の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条の規定は法第62条において準用する法第49条第2項の規定による公示について、第17条において準用する第15条の規定は法第62条において準用する法第53条第2項の規定による公示について、第18条第1項の規定は法第62条において準用する法第54条第1項から第4項までの規定による書類の備置きについて、第18条第2項の規定は法第62条において準用する法第54条第3項及び第4項の規定による書類の作成について、第19条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による書類の提出について、第20条の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による書類の提出について、第21条において準用する第10条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧又は謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請等)

第24条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は

同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第1項の認定にあつては同条第5項において準用する法第44条第2項各号に掲げる書類、法第63条第2項の認定にあつては同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、第13条第1項の申請書の提出に併せて市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併しようとする各特定非営利活動法人の事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条の規定は法第63条第5項において準用する法第49条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による公示について、第18条第1項の規定は法第63条第5項において準用する法第54条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置きについて、それぞれ準用する。

(勧告の公表)

第25条 法第65条第3項の規定による公表について必要な事項は、規則で定める。

(命令の公示)

第26条 第15条第2項の規定は、法第65条第6項の規定による公示について準用する。

(電磁的記録による保存)

第27条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項から第4項まで(これ

らの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第28条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第29条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、市長が所轄する特定非営利活動法人について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項に規定する書面については、平成24年7月8日までの間に同条

第1項の申請書を提出する場合において、当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区)の長が発給する書面とする。

- 3 前項の書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。
- 4 前2項の規定による書面は、平成24年7月9日以後に第2条第1項の申請書を提出する場合においては、作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、同条第2項第1号の書面とみなす。
- 5 前3項の規定は、第6条及び第13条第2項において準用する第2条第2項に規定する書面について準用する。

提案の理由

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の改正に伴い、市長が所轄する特定非営利活動法人の認証、認定等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市城山町文化施設等建設基金条例を廃止する条例について
相模原市城山町文化施設等建設基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市城山町文化施設等建設基金条例を廃止する条例
相模原市城山町文化施設等建設基金条例(平成19年相模原市条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案の理由

相模原市立城山文化ホール整備事業が平成23年度で完了するため、相模原市城山町文化施設等建設基金を廃止いたしたく提案するものである。

相模原市路上喫煙の防止に関する条例について
相模原市路上喫煙の防止に関する条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市が連携して市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙場所を除く。)でたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為をいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、駅前広場、公園、バス停留所その他の公共の用に供する場所(室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民等及び事業者と連携して路上喫煙の防止に係る意識の啓発その他必要な施策を推進するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

2 市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図るため、路上喫煙を禁止する必要があると認める地区を路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 禁止地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、禁止地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(禁止地区の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、禁止地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(路上喫煙重点禁止地区)

第7条 市長は、禁止地区のうち路上喫煙を特に規制する必要があると認める地区を路上喫煙重点禁止地区(以下「重点禁止地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 重点禁止地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、重点禁止地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(重点禁止地区の変更等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、重点禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、重点禁止地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(禁止地区及び重点禁止地区における路上喫煙の禁止)

第9条 市民等は、禁止地区及び重点禁止地区において路上喫煙をしてはならない。

(指導及び命令)

第10条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わない者に対し、路上喫煙の中止を命ずることができる。

(相模原市行政手続条例の適用除外)

第11条 前条第2項の規定による命令については、相模原市行政手続条例(平成9年相模原市条例第13号)第3章の規定は、適用しない。

(過料)

第12条 重点禁止地区において、第10条第2項の規定による命令に違反した者は、2,000円の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第12条の規定は平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 禁止地区及び重点禁止地区の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資するため、路上喫煙の防止について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「保健衛生」を「保健衛生等」に改める。

別表第 2 中「保健衛生」を「保健衛生等」に改め、同表に次の 2 号を加える。

(2 6) 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根 拠 条 項	手数料を徴収する事務	単 位	金 額
1	法第 7 0 条第 1 項	指定居宅サービス事業者の指定の申請(訪問リハビリテーションに係る指定の申請を法第 9 4 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請	1 件	20,000 円
		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用		

		と併せて行う場合における当該指定の申請、居宅療養管理指導に係る指定の申請を訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における当該居宅療養管理指導に係る指定の申請及び訪問看護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査	具販売 通所介護、 通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護	1件	30,000円
2	法第70条の2第	指定居宅サービス事業者		1件	10,000円

	1 項	の指定の更新の申請（訪問リハビリテーションに係る指定の更新の申請を法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請と併せて行う場合における当該指定の更新の申請及び訪問看護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。）に対する審査		
3	法第79条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件	20,000 円
4	法第79条の2第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件	10,000 円
5	法第86条第1項	指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	1 件	45,000 円
6	法第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	1 件	25,000 円
7	法第94条第1項	介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1 件	63,000 円
8	法第94条第2項	介護老人保健施設の変更の許可の申請（構造設備	1 件	33,000 円

		の変更を伴うものに限る。)に対する審査			
9	法第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査		1件	25,000円
10	法第115条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の申請(介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の申請を法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請と併せて行う場合における当該指定の申請、介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を介護予防訪問看護に係る指	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	1件	10,000円
			介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテ	1件	15,000円

		定の申請と併せて行う場合における当該介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請及び介護予防訪問看護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査	ーション及び介護予防特定施設入居者生活介護		
1 1	法第115条の11において準用する法第70条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請(介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の更新の申請を法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開		1 件	10,000 円

		設の許可の更新の申請と併せて行う場合における当該指定の更新の申請及び介護予防訪問看護に係る法第53条第1項本文の指定を受けている者が介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)に対する審査		
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(27) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法附則第130条の2第1項の規定により平成30年3月31日までの間、なおその効力を有することとされる法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件	25,000円

第2条 相模原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2第26号の表中11の項を13の項とし、3の項から10の項までを2項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3	法第78条の2第1項	指定地域密着型サービス事業者の	定期巡回・随時対応型訪問介護看	1件	20,000円
---	------------	-----------------	-----------------	----	---------

		指定の申請 に対する審査	護及び夜間 対応型訪問 介護		
			認知症対応 型通所介 護、小規模 多機能型居 宅介護、認 知症対応型 共同生活介 護、地域密 着型特定施 設入居者生 活介護、地 域密着型介 護老人福祉 施設入所者 生活介護及 び複合型サ ービス	1 件	30,000 円
4	法第 78 条の 12 において準用する 法第 70 条の 2 第 1 項	指定地域密着型サービス 事業者の指定の更新の申 請に対する審査		1 件	10,000 円

別表第 2 第 26 号の表に次のように加える。

14	法第 115 条の 12 第 1 項	指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定の 申請に対する審査		1 件	15,000 円
15	法第 115 条の 21 において準用する 法第 70 条の 2 第	指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定の 更新の申請に対する審査		1 件	10,000 円

	1 項			
1 6	法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項	指定介護予防支援事業者 の指定の申請に対する審 査	1 件	20,000 円
1 7	法第 1 1 5 条の 3 1 において準用する 法第 7 0 条の 2 第 1 項	指定介護予防支援事業者 の指定の更新の申請に対 する審査	1 件	10,000 円

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 2 3 年法律第 7 2 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)及び地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)の改正並びに地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)の改正に伴い神奈川県から移譲される指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定並びに指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務につき、新たに手数料を徴収することに伴う同事務の手数料の規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定の追加(第1条中第2条関係及び別表第2関係)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)による介護保険法(平成9年法律第123号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の改正に伴い、神奈川県から移譲される指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定を追加するもの

ア 介護保険法に基づく事務

手数料を徴収する事務		単位	指定又は許可	指定又は許可の更新等
指定居宅サービス事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設の許可の申請を併せて行う場合における指定の申請又は開設の許可の更新の申請と併せて行う場合における指定の更新の申請を除く。)、居宅療養管理指導(訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における指定の申請及び訪問看護に係る指定を受けている者における指定又は指定の更新の申請を除く。)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定	1件	20,000円	10,000円

	福祉用具販売			
	通所介護、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護	1 件	30,000 円	10,000 円
	指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新の申請に対する審査	1 件	20,000 円	10,000 円
	指定介護老人福祉施設の指定又は指定の更新の申請に対する審査	1 件	45,000 円	25,000 円
	介護老人保健施設の開設の許可、変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)又は開設の許可の更新の申請に対する審査	1 件	63,000 円	(変更) 33,000 円 (更新) 25,000 円
指定介護 予防サー ビス事業 者の指定 又は指定 の更新の 申請に対 する審査	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設の許可の申請と併せて行う場合における指定の申請又は開設の許可の更新の申請と併せて行う場合における指定の更新の申請を除く。)、介護予防居宅療養管理指導(介護予防訪問看護に係る指定の申請と併せて行う場合における指定の申請及び介護予防訪問看護に係る指定を受けている者における指定又は指定の更新の申請を除く。)、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与及び特	1 件	10,000 円	10,000 円

	定介護予防福祉用具販売			
	介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防特定施設入居者生活介護	1件	15,000円	10,000円

イ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)に基づく事務

手数料を徴収する事務	単位	指定	指定の更新
指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件	—	25,000円

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務の手数料の規定の追加(第2条中別表第2関係)

指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査事務につき、新たに手数料を徴収することに伴い、同事務の手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	指定	指定の更新
指定地域密着型サービス事業者の	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護	1件	20,000円	10,000円
指定又は指定の更新の申請に対する審査	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス	1件	30,000円	10,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の		1件	15,000円	10,000円
指定又は指定の更新の申請に対する審査				
指定介護予防支援事業者の		1件	20,000円	10,000円
指定又は指定の更新の申請に対する審査				

2 施行期日

(1) 1(1)に係る規定 平成24年4月1日

(2) 1(2)に係る規定 平成24年10月1日

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「18,000円」を「23,800円」に改め、同条第2号中「22,500円」を「29,700円」に改め、同条第3号中「31,500円」を「41,600円」に改め、同条第4号中「45,000円」を「59,400円」に改め、同条第5号中「49,500円」を「66,500円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第6号中「54,000円」を「73,100円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第7号中「67,500円」を「89,700円」に改め、同号ア中「5,000,000円未満」を「3,000,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第9号イ」に改め、同条第9号中「90,000円」を「133,600円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「78,700円」を「115,800円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 101,000円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を

除く。)

第10条第3項中「政令附則第11条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)」を「政令附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)及び第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の相模原市介護保険条例(以下「新条例」という。)第8条及び第10条第3項の規定は、平成24年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成23年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。次項において「政令」という。)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の保険料率は、新条例第8条第3号の規定にかかわらず、35,600円とする。

4 政令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の保険料率は、新条例第8条第4号の規定にかかわらず、47,500円とする。

提案の理由

平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の介護保険料について、保険料率の区分の追加、保険料率の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 2 号関係資料

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

第 1 号被保険者の区分の追加及び保険料率の改定(第 8 条並びに附則第 3 項及び第 4 項関係)

区 分		平成 21 年度 から平成 23 年度までの 保険料率	平成 24 年度 から平成 26 年度までの 保険料率
1	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税の者等	18,000 円	23,800 円
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80 万円以下である 者等	22,500 円	29,700 円
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下である者等	31,500 円	35,600 円
4	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額 及び合計所得金額の合計が 120 万円を超える者 等		41,600 円
5	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税 者で、年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円以下である者等	36,000 円	47,500 円
6	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税 者で、年金収入額及び合計所得金額の合計が 80 万円を超える者等	45,000 円	59,400 円
7	市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以下 である者等	49,500 円	66,500 円
8	市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円を超 え 200 万円未満である者等	54,000 円	73,100 円

9	市民税課税者で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満である者等	67,500 円	89,700 円
10	市民税課税者で、合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満である者等		101,000 円
11	市民税課税者で、合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満である者等	78,700 円	115,800 円
12	市民税課税者で、合計所得金額が 1,000 万円以 上である者	90,000 円	133,600 円

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

相模原市青年海外派遣基金条例を廃止する条例について
相模原市青年海外派遣基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市青年海外派遣基金条例を廃止する条例
相模原市青年海外派遣基金条例(昭和 44 年相模原市条例第 2 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。
(相模原市青年海外派遣基金に属する現金の扱い)
- 2 この条例の施行の際現に廃止前の相模原市青年海外派遣基金条例による相模原市青年海外派遣基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、児童館整備の資金に充てるものとする。

提案の理由

青年海外派遣事業の廃止に伴い、相模原市青年海外派遣基金を廃止いたしたく提案するものである。

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例
相模原市立療育センター条例(昭和 50 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表以外の部分中「及び障害者自立支援法」を「、障害者自立支援法」に改め、「行う施設」の次に「及び発達障害者に対して支援を行う施設」を加え、同項の表中

「

療育相談施設	療育相談室	心身障害に関する相談、判定、機能訓練等及び障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービスを行う事業(以下「児童デイサービス事業」という。)を行うとともに、療育に必要な指導及び助言をすること。
知的障害児通園施設	第一陽光園	児童福祉法第 43 条の規定により知的障害の児童を通園させ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
肢体不自由児通園施設	第二陽光園	児童福祉法第 43 条の 3 の規定により肢体不自由のある児童を通園させ治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

を

「

療育相談施設	療育相談室	発達及び障害に関する相談、判定、機能訓練等並びに児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する
--------	-------	--------------------------------------------------

」

		児童発達支援(同法第43条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業(以下「児童発達支援事業」という。)を行うとともに、療育に必要な指導及び助言をすること。
福祉型児童発達支援センター	第一陽光園	児童福祉法第43条第1号に規定する日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をすること。
医療型児童発達支援センター	第二陽光園	児童福祉法第43条第2号に規定する日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療をすること。

に

改め、同表に次のように加える。

発達障害者に対して支援を行う施設	発達障害支援センター	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項各号に規定する業務をすること。
------------------	------------	----------------------------------------------

第4条第1号中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に、「障害者自立支援法第29条第3項」を「同法第21条の5の3第2項第1号」に、「特定費用を」を「同条第1項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を」に、「障害者自立支援法第29条第1項に規定する特定費用」を「通所特定費用」に改め、同条第2号ア中「第27条第1項第3号」を「第21条の6」に、「児童福祉法第24条の2第2項」を「同法第21条の5の3第2項第1号」に、「指定施設支援(以下「指定施設支援」という。)」を「指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)」に、「(特定費用)を」を「(通所特定費用)に、「現に指定施設支援」を「現に指定通所支援」に、「当該指定施設支援」を「利用する指定通所支援」に、「児童福祉法第24条の2第1項に規定する特定費用」を「通所特定費用」に改め、同号ウ中「第27条第1項第3号」を「第21条の6」に、「児童福祉法第24条の20第2項」を「同法第21条の5の28第2項」に改め、同条第3号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「特定費用を」を「同

条第1項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を」に改め、「同法第29条第1項に規定する」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(「及び障害者自立支援法」を「、障害者自立支援法」に改める部分、「行う施設」の次に「及び発達障害者に対して支援を行う施設」を加える部分及び同項の表に発達障害者に対して支援を行う施設の項を加える部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条第1号から第3号までの規定は、平成24年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴う施設の種類及び事業に係る規定の改正、発達障害者に対して支援を行う施設の設置に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 24 号関係資料

相模原市立療育センター条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正に伴う施設の種類の移り並びに同法及び障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)の改正に伴う引用する部分の整理(第 3 条及び第 4 条関係)

ア 施設の種類の

施設の名称	現行	移行後
第一陽光園	知的障害児通園施設	福祉型児童発達支援センター
第二陽光園	肢体不自由児通園施設	医療型児童発達支援センター

イ 施設の事業

施設の名称	現行	移行後
療育相談室	心身障害に関する相談、判定、機能訓練等及び障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービスを行う事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言をすること。	発達及び障害に関する相談、判定、機能訓練等並びに児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援(児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言をすること。
第一陽光園	児童福祉法第 43 条の規定により知的障害の児童を通園させ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。	児童福祉法第 43 条第 1 号に規定する日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をすること。
第二陽光園	児童福祉法第 43 条の 3 の規	児童福祉法第 43 条第 2 号に

	<p>定により肢体不自由のある児童を通園させ治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。</p>	<p>規定する日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療をすること。</p>
--	--------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

(2) 発達障害者に対して支援を行う施設の設置(第3条関係)

発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項各号に掲げる業務を行う施設として発達障害支援センターを設置する。

発達障害支援センターの概要

ア 名称 発達障害支援センター

イ 位置 相模原市中央区陽光台3丁目19番2号
相模原市立療育センター療育相談棟内

ウ 延べ床面積及び設備

(ア) 延べ床面積 58.89平方メートル

(イ) 設備 面接室及び事務室

エ 主な業務

(ア) 発達障害者、発達障害児及びその家族に対する専門的な相談支援

(イ) 発達障害者及び発達障害児に対する専門的な発達支援及び就労支援

(ウ) 医療、保健、福祉、教育等の関係機関等に対する情報提供及び研修

(エ) 医療、保健、福祉、教育等の関係機関等との連絡調整

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる業務に附帯する業務

2 施行期日

(1) 1(1)に係る規定 平成24年4月1日

(2) 1(2)に係る規定 平成24年10月1日

相模原市食育推進委員会条例について
相模原市食育推進委員会条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市食育推進委員会条例

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき本市における食育の推進を図るため、相模原市食育推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 食育の推進に関する情報の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 食育の推進に関係のある団体の推薦を受けた者
- (3) 市の住民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、食育推進事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針に基づく委員会、協議会等に関する見直しに伴い、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき本市における食育の推進を図るための相模原市食育推進委員会の設置並びに組織及び運営について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例(平成9年相模原
市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名中「まちの美化」を「きれいなまちづくり」に改める。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱防止について、必要な事
項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進し、もって良好な環境の保全
及び向上に寄与することを目的とする。

第2条第1号中「飲料」を「飲食物」に、「その他の容器」を「ペットボトル、
紙袋その他の容器又は包装」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第
3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

第2条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条第1項中「まちの美化」を「きれいなまちづくり」に改め、同条第2項中
「まちの美化」を「きれいなまちづくり」に、「事業者及び市民等に」を「市民等
及び事業者に」に、「事業者及び市民等の」を「市民等、事業者及びこれらのもの

の組織する団体の」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項及び第3項中「まちの美化」を「きれいなまちづくり」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、きれいなまちづくりの推進について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺地域において行われる美化活動等に協力するよう努めなければならない。

2 飲食物等その製品又はその製品の容器若しくは包装がごみの散乱の原因となるおそれのある物を販売する事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、消費者に対する意識の啓発等を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、きれいなまちづくりの推進について、市が行う施策に協力しなければならない。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「、吸い殻等及び粗大ごみ等」を「及び吸い殻等」に改め、同条第2項中「まちの美化」を「きれいなまちづくり」に改め、同条を第6条とする。

「第2章 投棄の禁止」を削る。

第9条第2項を削り、同条を第7条とする。

「第3章 空き缶等散乱防止重点地区等」を削る。

第10条第1項中「市長は」の次に「、きれいなまちづくりを推進するため」を加え、「散乱の防止」を「散乱防止」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(重点地区における市の支援)

第10条 市は、重点地区における空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、市民等及び事業者への啓発を図るとともに、市民等、事業者及びこれらのものの組織する団体の自主的活動への支援を積極的に実施するものとする。

(きれいなまちづくりの日)

第11条 市は、市民等、事業者及び土地所有者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、きれいなまちづくりの日を設ける。

2 きれいなまちづくりの日は、5月30日とする。

3 市は、きれいなまちづくりの日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第12条を次のように改める。

(回収容器の設置等)

第12条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 飲食物を販売する者(自動販売機により飲料を販売する者を除く。)は、その販売した飲食物の容器又は包装の散乱を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により回収容器を設置した者は、回収した缶、びん、ペットボトルその他の容器の資源化に努めなければならない。

「第4章 自動販売機の届出等」を削る。

第13条を次のように改める。

(指導)

第13条 市長は、市民等、事業者及び土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

第14条から第18条まで、第5章の章名及び第19条を削る。

第20条中「第16条第2項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)又は第17条第1項」を「第7条の規定に違反している者(重点地区内に限る。)又は第12条第1項若しくは第2項」に、「当該条項に定める」を「当該違反行為を中止し、又は是正に必要な」に改め、同条を第14条とする。

第21条第1項を削り、同条第2項中「、正当な」を「正当な」に改め、同項を同条とし、同条を第15条とし、同条の次に次の2条を加える。

(相模原市行政手続条例の適用除外)

第16条 前条の規定による命令(第7条の規定に係る命令に限る。)については、相模原市行政手続条例(平成9年相模原市条例第13号)第3章の規定は、適用しない。

(公表)

第17条 市長は、第15条の規定による命令(第12条第1項又は第2項の規定に係る命令に限る。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、

その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該命令を受けた者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第22条を削り、第23条を第18条とする。

第24条中「関し」を「ついて」に改め、同条を第19条とする。

「第6章 罰則」を削る。

第25条の前の見出し及び同条から第27条まで並びに第28条を削り、第19条の次に次の1条を加える。

(罰則)

第20条 第15条の規定による命令(第7条の規定に係る命令に限る。)に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第9条の次に2条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条の規定により指定された空き缶等散乱防止重点地区は、改正後の第8条の規定により指定された空き缶等散乱防止重点地区とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

市民等との協働によるきれいなまちづくりの一層の推進を図るため、きれいなまちづくりの日の設置その他きれいなまちづくりに関する規定の追加及び改正並びに相模原市路上喫煙の防止に関する条例の提案に伴う歩行中の喫煙に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 26 号関係資料

相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 条例の題名の改正(題名関係)

相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例(平成9年相模原市条例第18号)の題名を「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」に改正するもの

(2) 条例の目的の規定の改正(第1条関係)

空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進し、もって良好な環境の保全及び向上に寄与することとするもの

(3) きれいなまちづくりに関する規定の改正

ア 空き缶等の定義の規定の改正(第2条関係)

空き缶等に収納するものを飲料から飲食物に拡大し、ペットボトル及び紙袋を新たに空き缶等の定義に追加するもの

イ 空き缶等の投棄の禁止に関する規定の改正(第14条、第15条及び第20条関係)

(ア) 市長は、何人も、公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならないとする規定に違反している者(空き缶等散乱防止重点地区(以下「重点地区」という。)内に限る。)に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう勧告することができるもの

(イ) 市長は、(ア)の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができるもの

(ウ) (イ)の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処するもの

ウ 重点地区における市の支援の規定の追加(第10条関係)

市は、重点地区における空き缶等及び吸い殻等の散乱防止について、市民

等及び事業者への啓発を図るとともに、市民等、事業者及びこれらのものの組織する団体の自主的活動への支援を積極的に実施するものとするもの

エ きれいなまちづくりの日の規定の追加(第 1 1 条関係)

(ア) 市民等、事業者及び土地所有者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、きれいなまちづくりの日を設けるとするもの

(イ) きれいなまちづくりの日は、5月30日とするもの

(ウ) 市は、きれいなまちづくりの日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとするもの

オ 飲料の自動販売機の届出、回収容器の設置等に関する規定の改正(第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、改正前第 1 3 条から第 1 6 条まで及び改正前第 1 8 条関係)

(ア) 市長は、自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により飲料を販売する者が、規則で定めるところにより回収容器の設置等をせず、設置等をするよう勧告及び命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができるとするもの

(イ) 重点地区内において自動販売機により飲料を販売する者は、氏名、住所等を市長に届け出なければならないとする規定等を削除するもの

カ 容器等の散乱防止の規定の追加(第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 5 条及び第 1 7 条関係)

飲食物を販売する者(自動販売機により飲料を販売する者を除く。)が、その販売した飲食物の容器又は包装の散乱を防止するため、必要な措置を講ぜず、当該措置を講ずるよう勧告及び命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができるとするもの

(4) 歩行中の喫煙の制限、犬の飼養者の責務等に関する規定の削除(改正前第 6 条関係、改正前第 7 条関係、改正前第 1 2 条関係及び改正前第 1 9 条関係)

ア 市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならないとする規定及び重点地区内の公共の場所等において、歩行中の喫煙をしてはならないとする規定を削除するもの

イ 市民等は、公共の場所等において、飼い犬を移動させるときは、飼い犬の

ふんを処理する用具を携帯しなければならないとする規定等を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年10月1日。ただし、1(3)エに係る規定は、同年4月1日

(2) 経過措置

ア 改正前の条例の規定により指定された重点地区は、改正後の条例の規定により指定された重点地区とみなすもの

イ 施行日前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例によるものとするもの

相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例

(相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成 11 年相模原市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその役員の氏名)

第 5 条第 1 項第 5 号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える。

第 10 条第 2 項中「第 4 条第 5 項」を「第 4 条第 7 項」に改める。

(相模原市屋外広告物条例の一部改正)

第 2 条 相模原市屋外広告物条例(平成 14 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 4 号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第 35 条第 1 項第 5 号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)による浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の改正に伴い、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が浄化槽保守点検業又は屋外広告業の登録をする場合において、当該未成年者の法定代理人が法人である場合は、その役員のうち欠格要件に該当する者がいないことを求める規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する条例
相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和 62 年相模原市条例第 22 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、ホテル等の建築の適正化に関し必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成を図るとともに、快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

第 2 条第 1 号中「昭和 23 年法律第 138 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条中「この条例の目的とする快適で良好な生活環境の実現及び青少年の健全な育成」を「青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現」に改める。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める簡易宿所で市長が青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するおそれがないと認めるものにあつては、次の各号のいずれかの規定を適用しないことができる。

第 4 条第 1 項第 6 号ただし書中「ホテル等」を「法第 2 条第 2 項に規定するホテル営業及び同条第 3 項に規定する旅館営業の用に供する施設」に改める。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条第 1 項中「第 9 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 14 条とする。

第12条を第13条とする。

第11条第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)」を「前条第3項の通知を受けた者」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(事前相談)

第5条 ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前相談書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前相談書の提出を受けたときは、建築主に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

3 市長は、事前相談書の内容を確認し、規則で定める事項を満たしていると認めるときは、事前相談が終了した旨を建築主に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市ホテル等建築審議会の項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

提案の理由

社会情勢の変化に伴う目的規定の改正、簡易宿所営業の用に供する施設の構造等の基準の緩和に係る規定の追加、ホテル等を建築する際の事前相談に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第28号関係資料

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 目的規定の改正(第1条関係)

条例の制定当時と比べ社会情勢が変化したことに伴い、条例の適時性を確保するため、文言の整理を行うもの

(2) 簡易宿所営業の用に供する施設の構造等の基準の緩和に係る規定の追加(第4条関係)

民宿等の簡易宿所で、市長が条例の目的に反するおそれがないと認めるものについて、構造等の基準の一部を適用しないことができる規定を追加するもの

(3) ホテル等を建築する際の事前相談に係る規定の追加(第5条関係)

ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供する施設について、これらを建築しようとする者は届出を行う前に市長に事前相談書を提出しなければならない規定を追加するもの

2 施行期日

平成24年4月1日

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例
相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 災害危険区域等における建築物(第3条—第5条)」を
「第2章 災害危険区域等における建築物(第3条—第5条)
第2章の2 容積率に係る地盤面等の指定(第5条の2—第5条の4)」
に改める。

第1条中「法第43条第2項」の次に「、法第52条第5項」を加える。

第3条中「急傾斜地崩壊危険区域」の次に「(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により神奈川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(第5条において「特別警戒区域」という。)を除く。)」を加える。

第4条中「がけ」を「崖」に改める。

第5条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条第1項中「がけ」を「崖」に改め、「場合」の次に「(特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。)」を加え、同条第2項及び第3項中「がけ」を「崖」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 容積率に係る地盤面等の指定
(区域の指定)

第5条の2 法第52条第5項の規定により条例で定める区域は、工業専用地域を除く区域とする。

2 建築物が前項に規定する区域とそれ以外の区域とにわたる場合においては、当該それ以外の区域を同項に規定する区域とみなす。

(地盤面の指定)

第5条の3 法第52条第5項の規定により条例で定める地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置における水平面とする。

(区域及び地盤面の指定の適用除外)

第5条の4 前2条の規定は、共同住宅又は長屋以外の用途に供する建築物については、適用しない。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第13条第1号ただし書中「90センチメートル」を「1.2メートル(第10条第1号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル未満のもの及び同条第3号に掲げる建築物のうち、スキー場、スケート場又はスポーツの練習場の用途に供するものについては、90センチメートル)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定は、建築物の用途を変更して児童福祉施設等の用途に供する場合においては、適用しない。

第14条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定は、建築物の用途を変更して児童福祉施設等の用途に供する場合においては、適用しない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第18条中「中学校」の次に「、中等教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

第24条第2項中「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同項ただし書中「前項第1号」を「同項第1号」に改める。

第25条第4項及び第5項を削る。

第33条第2項中「客用の」の次に「屋外への」を加える。

第38条第2項中「から第5項まで」を削る。

第39条第2項中「客用の」の次に「屋外への」を加える。

第40条第2項中「寄付き」を「ポーチ」に改め、同条第3項中「客用の」の次に「屋外への」を加える。

第41条第2項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第47条第4項中「いす席」を「椅子席」に改める。

第52条第2項中「灰捨て場」を「灰捨て場」に改める。

第55条第2号中「地溝」を「ピット」に改める。

第58条中「照明設備及びタラップ」を「保守点検に必要な照明設備又は照明用コンセント設備を設け、かつ、当該ピットの深さが1.5メートルを超える場合は、タラップその他これに類するもの」に改める。

第59条中「照明設備」を「保守点検に必要な照明設備又は照明用コンセント設備」に改める。

第62条第4項中「第11条から第15条まで」を「第13条第1項、第14条第1項」に改める。

第67条第1項中「第11条から第15条まで」を「第13条第1項、第14条第1項」に改め、同条第2項中「前項の刑」を「同項の刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第2章の次に1章を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

既存建築物を児童福祉施設等に用途変更する場合の廊下及び階段の幅に係る緩和規定の追加、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第5項の規定に基づく容積率に係る地盤面等の指定に関する規定の追加、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)と重複している規定等の削除、土砂災害特別警戒区域に係る規定の追加、共同住宅の共同炊事場に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 29 号関係資料

相模原市建築基準条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 既存建築物を児童福祉施設等に用途変更する場合の廊下及び階段の幅に係る緩和規定の追加(第 13 条及び第 14 条関係)

保育所における待機児童問題、高齢社会等を背景に、児童福祉施設、老人福祉施設等の需要が増加しているが、既存建築物を用途変更により利用する場合には、廊下及び階段の幅が条例で定める基準に満たないことが多く、結果的に用途変更が難しい状況にあるため、既存建築物を児童福祉施設、老人福祉施設等に用途変更する場合に限り、廊下及び階段の幅の規定につき、条例を適用しないこととするもの

- (2) 容積率に係る地盤面等の指定に関する規定の追加(第 5 条の 2 から第 5 条の 4 まで関係)

斜面地において、周辺の建物と比較して大規模なマンション等が建設されるのを防止し、良好な住環境や調和の取れた土地利用を保全するため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 52 条第 5 項の規定に基づき、容積率に係る地盤面等の指定に関する規定を追加するもの

- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。)と重複している規定等の削除(第 11 条、第 12 条及び第 15 条関係)

バリアフリー法及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成 7 年神奈川県条例第 5 号)と重複している、学校、病院等における屋外への出口の幅の規定、居室及び便所の出入口の幅の規定、エレベーターの出入口の幅の規定等を削除するもの

- (4) 土砂災害特別警戒区域に係る規定の追加(第 3 条及び第 5 条関係)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 8 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域においては、災害危険区域及び崖付近の建築物に係る規制を適用しない規定を追加するもの

- (5) 共同住宅の共同炊事場に係る規定の削除(第 25 条関係)

社会情勢の変化に伴い、マンション等の共同住宅における共同炊事場の需要が失われたため、共同住宅の各戸に炊事場がない場合における共同炊事場の設置義務及び共同炊事場の床面積の下限に係る規定を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成24年4月1日。ただし、1(2)に係る規定は、同年7月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例

相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ア中「政令第6条第5項第1号」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の政令(以下「旧令」という。)第6条第5項第1号」に改め、同号ア(イ)中「公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第26条で定める程度のものがある」を「次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ当該aからcまでに該当する」に改め、同号ア(イ)に次のように加える。

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- b 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

第6条第1項第3号イ中「政令第6条第5項第2号」を「旧令第6条第5項第2号」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号」を「旧令第6条第5項第3号」に改め、同条第2項第2号中「省令第24条で定める程度である」を「次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ当該アからウまでに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

第 6 条第 2 項第 3 号中「省令第 2 5 条で定める」を「恩給法(大正 1 2 年法律第 4 8 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する」に改める。

第 1 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の承認をする場合において、公営住宅法施行規則(昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号。以下「省令」という。)第 1 0 条第 2 項の特別の事情その他必要な事項は、規則で定める。

第 1 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の承認をする場合において、省令第 1 1 条第 2 項において準用する省令第 1 0 条第 2 項の特別の事情その他必要な事項は、規則で定める。

第 1 7 条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項に規定する収入の申告に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 4 条第 1 項中「政令第 8 条第 2 項」を「旧令第 8 条第 2 項」に改める。

別表第 1 号の表青野原団地の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 3 年法律第 3 7 号)附則第 1 4 条第 3 項の規定により、同法の施行後も同法第 3 2 条の規定による改正後の公営住宅法(昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号)第 2 3 条第 1 号ロの規定に基づく条例が施行されるまでの間は公営住宅の入居者の資格等をなお従前の例によるものとするための規定の改正、青野原団地の廃止に伴う規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第30号関係資料(その1)

相模原市市営住宅条例の改正等の概要

1 改正の内容

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号。以下「整備法」という。)附則第14条第3項の規定により、整備法の施行後も同法第32条の規定による改正後の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条第1号ロの規定に基づく条例が施行されるまでの間は公営住宅の入居者の資格等をなお従前の例によるものとするための規定の改正

ア 公営住宅の入居における収入基準、同居の承認、収入の申告及び収入超過者の家賃について、整備法の施行に伴い、現在条例に条項を引用している公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)の規定が改正又は削除されるため、当該規定の内容が従前どおり適用されるようにするもの(第6条、第14条、第17条及び第34条関係)

イ 公営住宅の入居における障害者及び戦傷病者の障害の程度に係る規定について、整備法の施行に伴い、現在条例に条項を引用している公営住宅法施行規則の規定が削除されるため、当該規定を条例に定めるもの(第6条関係)

(2) 公営住宅の入居における同居親族要件の存続(第6条関係)

公営住宅の入居における現に同居し、又は同居しようとする親族があることとする要件について、整備法の施行に伴い公営住宅法から削除されるが、本市においては、なお存続することとするもの

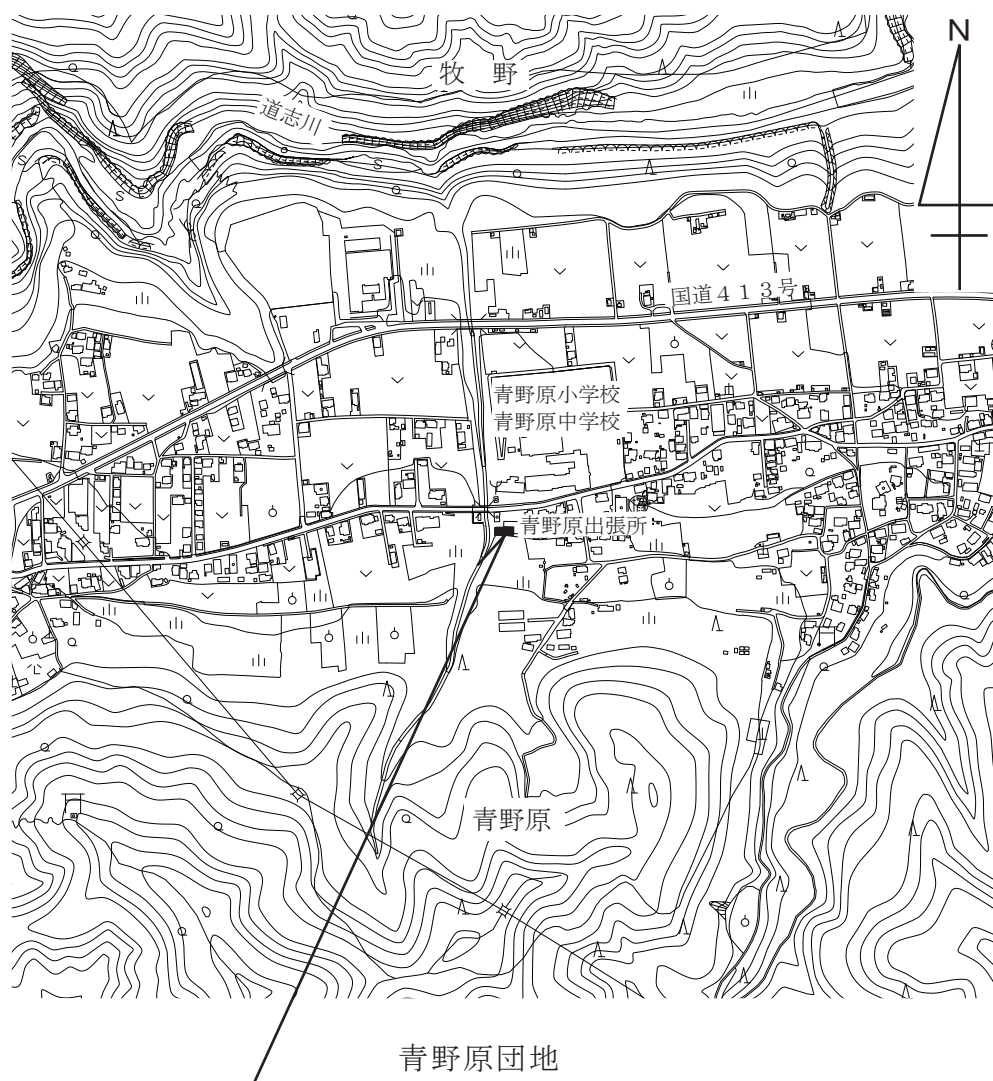
(3) 青野原団地の廃止(別表関係)

青野原団地の廃止に伴い、名称及び位置を別表から削除するもの

2 施行期日

平成24年4月1日

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市緑区青野原1620番地
建設年度	昭和43年度
戸 数	1戸
敷地面積	249.90㎡

相模原市立図書館条例の一部を改正する条例について
相模原市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立図書館条例の一部を改正する条例
相模原市立図書館条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の前の見出しを「(図書館協議会の設置)」に改める。

第 1 5 条に見出しとして「(定数)」を付し、同条第 1 項中「6 人」を「1 0 人以内」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 6 条中「に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に」を「の施行について必要な事項は、教育委員会規則で」に改め、同条を第 2 0 条とし、第 1 5 条の次に次の 4 条を加える。

(委員)

第 1 6 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市の住民

2 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 1 7 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営等)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による図書館法(昭和25年法律第118号)の改正に伴う相模原市立図書館協議会の委員の任命の基準に係る規定の追加、同協議会の委員の定数に係る規定の改正、同協議会の運営等に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 1 号関係資料

相模原市立図書館条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の任命の基準に係る規定の追加(第 1 6 条関係)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 3 年法律第 1 0 5 号)による図書館法(昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号)の改正に伴い条例で定めることとされた協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとするもの

- ア 学校教育の関係者
- イ 社会教育の関係者
- ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- エ 学識経験のある者
- オ 市の住民

- (2) 協議会の委員の定数に係る規定の改正(第 1 5 条関係)

協議会の委員の定数を 6 人から 1 0 人以内に改正するもの

- (3) 協議会の運営等に係る規定の追加(第 1 7 条から第 1 9 条まで関係)

協議会の会長及び副会長、会議等について定めるもの

2 施行期日

平成 2 4 年 4 月 1 日

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について
相模原市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例
相模原市立博物館条例(平成 7 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出しを「(博物館協議会の設置)」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 15 条を第 20 条とし、第 14 条の次に次の 5 条を加える。

(定数)

第 15 条 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

(委員)

第 16 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市の住民

2 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 17 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営等)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による博物館法(昭和26年法律第285号)の改正に伴う相模原市立博物館協議会の委員の任命の基準に係る規定の追加、同協議会の運営等に係る規定の追加等をいたしたく提案するものである。

議案第 3 2 号関係資料

相模原市立博物館条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原市立博物館協議会(以下「協議会」という。)の委員の任命の基準に係る規定の追加(第 1 6 条関係)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 3 年法律第 1 0 5 号)による博物館法(昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号)の改正に伴い条例で定めることとされた協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとするもの

- ア 学校教育の関係者
- イ 社会教育の関係者
- ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- エ 学識経験のある者
- オ 市の住民

- (2) 協議会の運営等に係る規定の追加(第 1 7 条から第 1 9 条まで関係)

協議会の会長及び副会長、会議等について定めるもの

2 施行期日

平成 2 4 年 4 月 1 日

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年2月22日提出

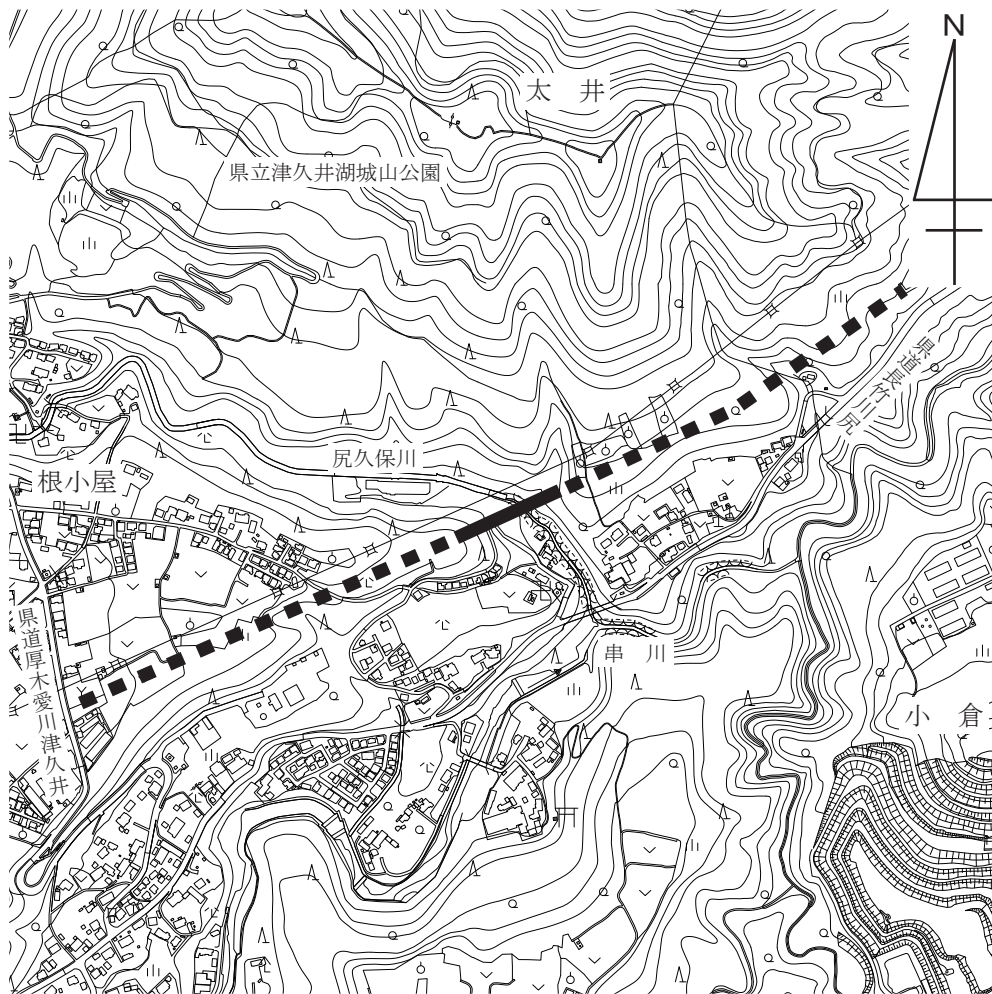
相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
津久井広域道路(仮称)荒匂大橋新設工事
- 2 工事の場所
相模原市緑区根小屋403番2地先から根小屋456番2地先まで
- 3 契約金額
1,682,875,950円
- 4 契約の相手方
横浜市中区桜木町1丁目1番地67
熊谷組・丸豊建設・アコック共同企業体
代表者 株式会社熊谷組横浜営業所
所長 政安俊明
- 5 履行期限
本契約締結の日から1,220日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

案内図

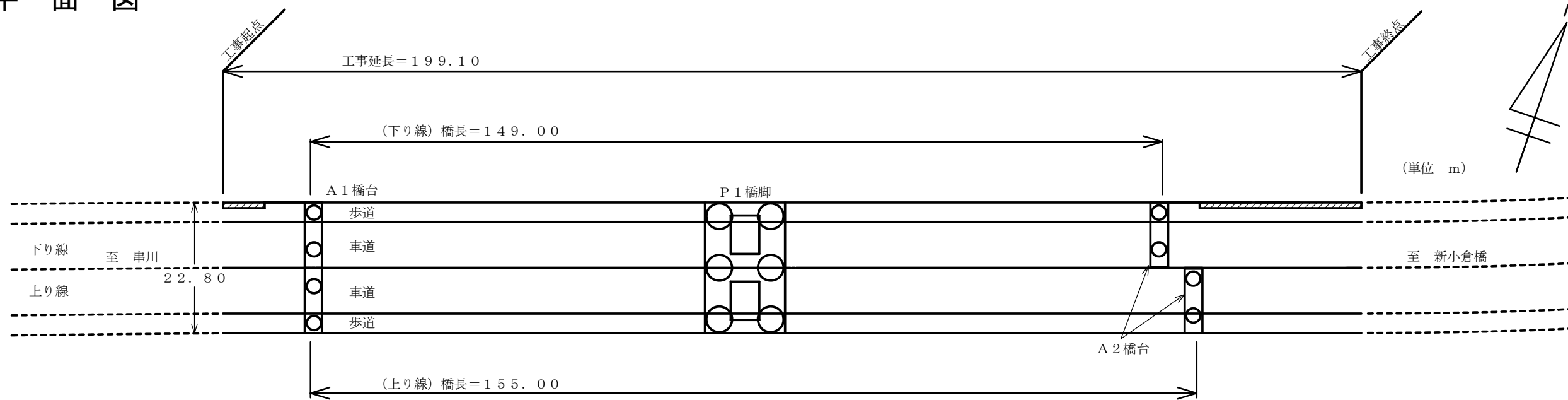


凡例

—— 今回工事部分

■■■■ 計画部分

平面図



工事の概要

	上部工	橋台	橋脚
構造	PC箱桁	杭基礎	杭基礎
橋長	(上り線) 155.00m	—	—
	(下り線) 149.00m	—	—
幅員	22.80m	—	—
高さ	—	8.20m	32.50m

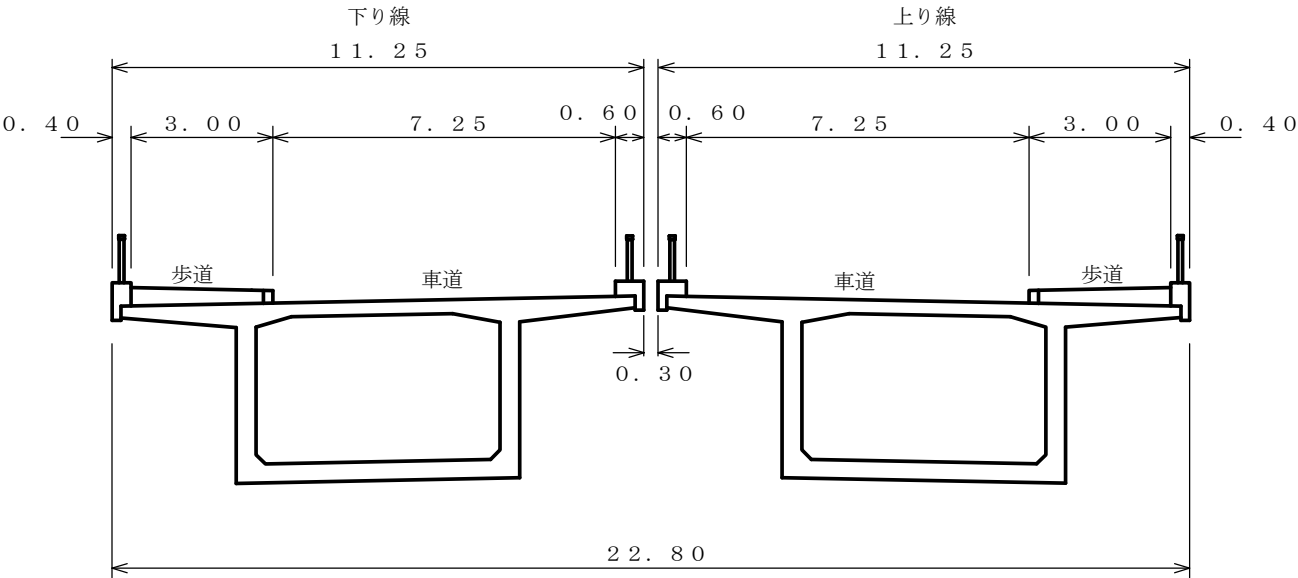
凡例

- 工事部分
- - - 全体計画
- ▨ 補強土壁

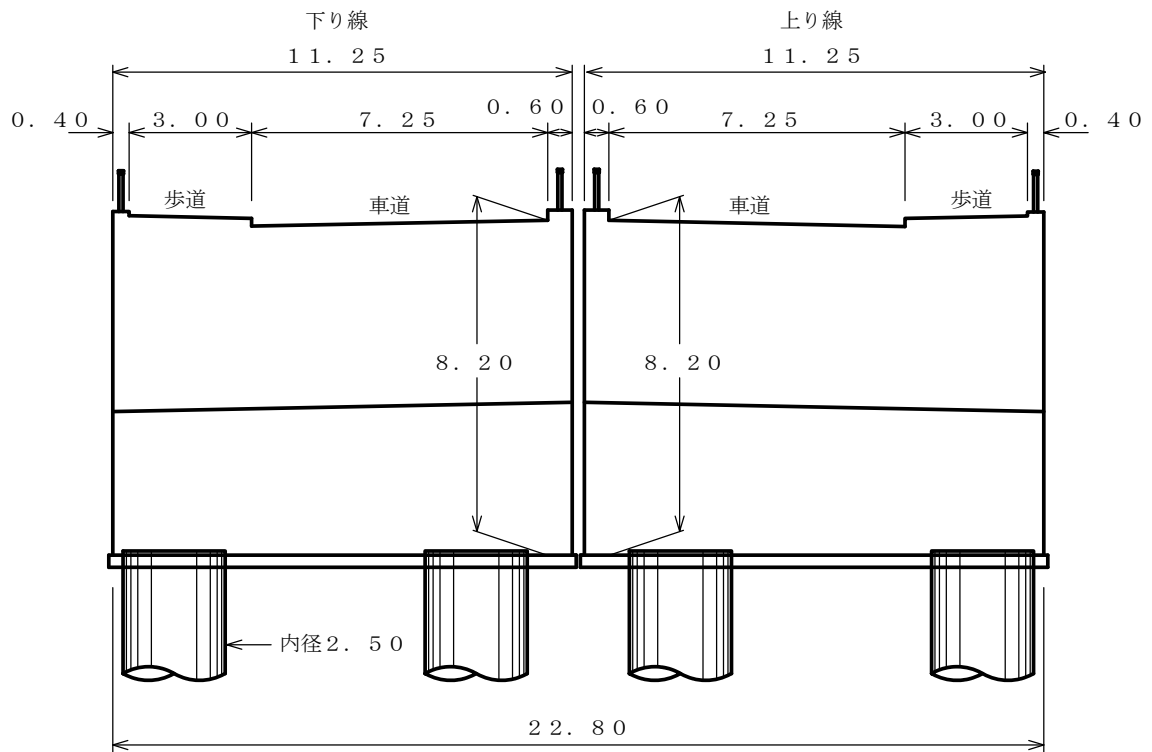
側面図



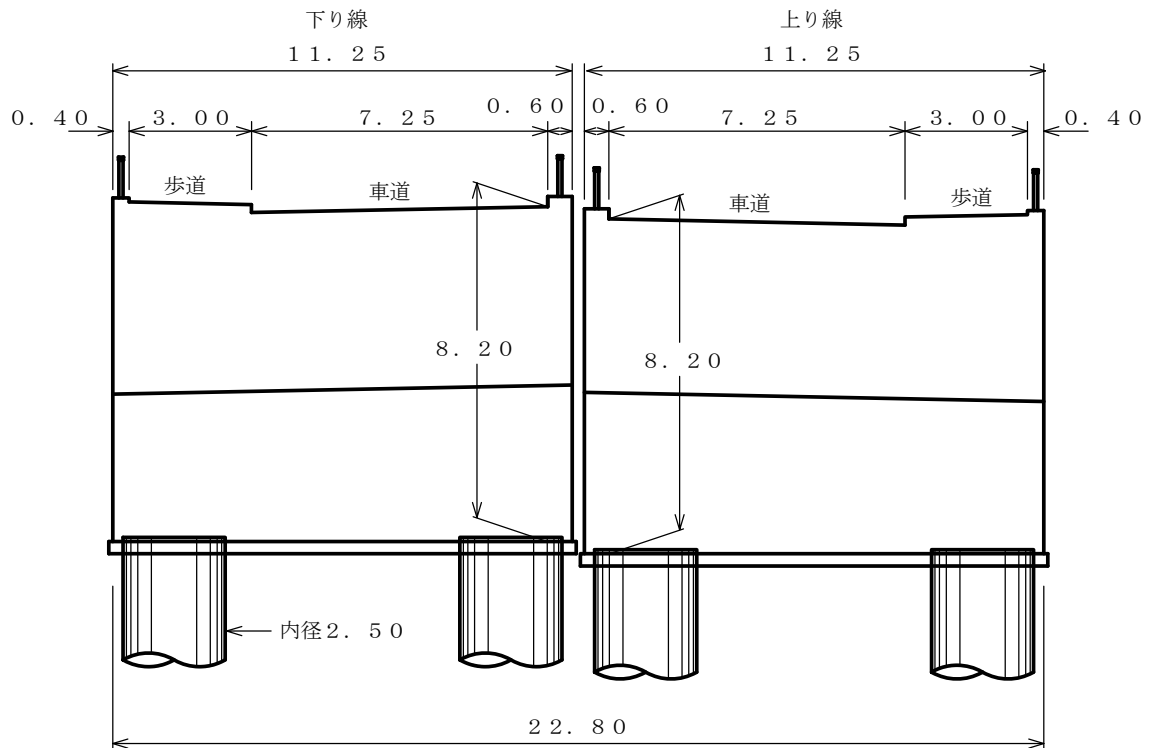
横断図(上部工) (単位 m)



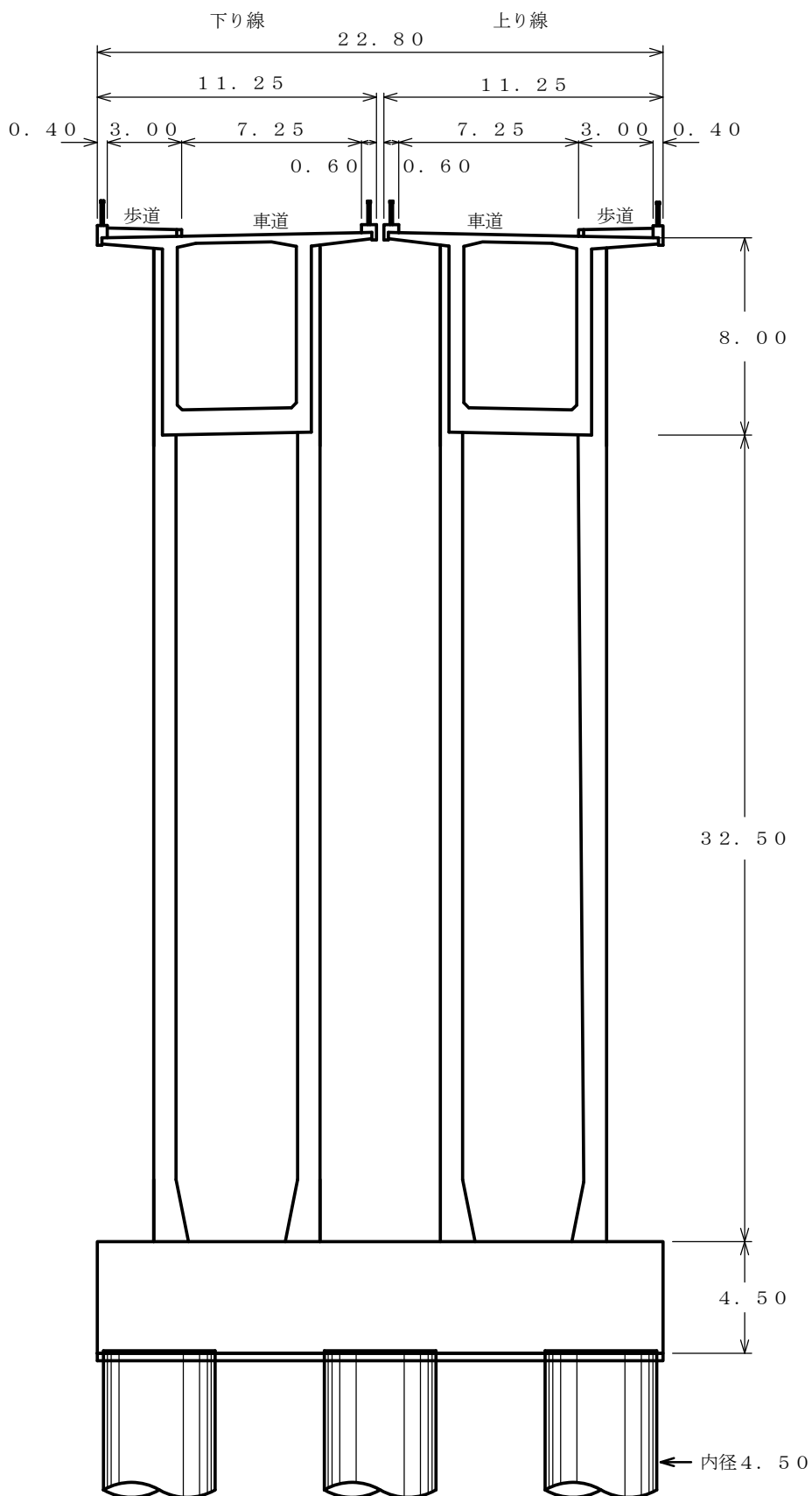
構造図(A1橋台) (単位 m)



構造図(A2橋台) (単位 m)



構造図(P1橋脚) (単位 m)



議案第 33 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 6 7
熊谷組・丸豊建設・アコック共同企業体

2 代表者

株式会社熊谷組横浜営業所 所長 政 安 俊 明

3 構成員

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 6 7
株式会社熊谷組横浜営業所 所長 政 安 俊 明
相模原市中央区矢部 1 丁目 2 番 8 号
丸豊建設株式会社 代表取締役 広 田 寅 彦
相模原市緑区橋本 6 丁目 2 7 番 7 号
株式会社アコック 代表取締役 大 隈 秀 仁

4 各構成員の概要

構 成 員	株式会社熊谷組	丸豊建設株式会社	株式会社アコック
資 本 金	13,341,162 千円	20,000 千円	50,000 千円
職 員 数	2,354 人	20 人	18 人
年 間 工 事 完 成 高	206,887,318 千円	592,471 千円	705,366 千円
建設業法による許可の 番号及び年月日	国土交通大臣 許可(特-19) 第 1200 号 平成 19 年 6 月 28 日	国土交通大臣 許可(特-22) 第 18630 号 平成 22 年 5 月 24 日	国土交通大臣 許可(特-23) 第 14058 号 平成 23 年 4 月 5 日
営 業 年 数	61 年	32 年	31 年
	発注者 日本道路公団静岡建設局	神奈川県横須賀 土木事務所	相 模 原 市

最近における 主な受注工事	1	工事名	第二東名高速道路 巴川橋(下部工)工事	平成22年度街路整備工事(県単)その22 地方道路整備工事(街路)その1 平成23年度街路整備工事(県単)その7合併	都市計画道路大山氷川線道路改良工事
		受注金額	3,547,508千円 (2,128,505千円)	474,529千円	918,137千円 (229,534千円)
		施工期	平成12年3月～ 平成15年3月	平成22年10月～ 平成23年5月	平成20年3月～ 平成22年8月
	2	発注者	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局	相模原市	相模原市
		工事名	九幹鹿、加勢川 B他	公共下水道鳥屋 太井汚水幹線整備工事	公共下水道麻溝台地区雨水幹線整備工事(4工区)
		受注金額	3,312,645千円 (1,656,322千円)	615,200千円 (252,232千円)	155,281千円
	施工期	平成17年3月～ 平成21年9月	平成20年9月～ 平成22年7月	平成20年6月～ 平成21年3月	

※ 受注金額欄の()内の金額は、JVの出資比率に応じた請負分である。

議案第 33 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	横浜市中区吉田町 6 5 番地 清水建設・大野土建・ア ヅマ建設共同企業体	清水建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 田 中 完 治	千円 74,415,000	千円 1,250,470,767
2	横浜市中区不老町 2 丁目 9 番地 2 鉄建建設・平井工業・日 相建設共同企業体	鉄建建設株式会 社横浜支店 支店長 大 寺 孝 幸	18,333,709	136,530,964
3	横浜市中区海岸通 4 丁目 1 7 番地 オリエンタル白石・肥後 建設・安西興業共同企業 体	オリエンタル白 石株式会社神奈 川営業所 所長 田 島 聡	550,000	72,085,104
4	横浜市中区太田町 4 丁目 5 1 番地 鹿島建設・入江土木・木 本建興共同企業体	鹿島建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 野 村 高 男	81,511,000	1,179,809,372
5	横浜市中区扇町 3 丁目 8 番地 8 銭高組・東神興業・富士 土建共同企業体	株式会社銭高組 横浜支店 支店長 糟 谷 眞 一	3,739,190	167,575,242

6	横浜市中区尾上町4丁目 58番地 三井住友建設・萩原造園 土木・日栄建設共同企業 体	三井住友建設株 式会社横浜支店 常務執行役員支 店長 中島敏雄	12,053,797	282,703,885
7	横浜市中区桜木町1丁目 1番地67 熊谷組・丸豊建設・アコ ック共同企業体	株式会社熊谷組 横浜営業所 所長 政安俊明	13,411,162	208,185,155
8	横浜市中区本町4丁目 43番地 戸田建設・菊地原建設工 業・山本組共同企業体	戸田建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 岩森耕一	23,041,000	433,450,551

議案第 3 3 号関係資料(その 4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	清水建設・大野土建・ア ヅマ建設共同企業体		千円 1,530,000			失格
2	鉄建建設・平井工業・日 相建設共同企業体		1,528,000			失格
3	オリエンタル白石・肥後 建設・安西興業共同企業 体		1,520,000			失格
4	鹿島建設・入江土木・木 本建興共同企業体	126.0	1,626,730	0.0774	2	
5	銭高組・東神興業・富士 土建共同企業体		1,537,970			失格
6	三井住友建設・萩原造園 土木・日栄建設共同企業 体		1,546,890			失格
7	熊谷組・丸豊建設・アコ ック共同企業体	128.7	1,602,739	0.0803	1	落札
8	戸田建設・菊地原建設工 業・山本組共同企業体		1,547,000			失格

※ 開札日時 平成24年1月23日 午前9時00分

※ 予定価格 1,852,780,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 1,626,730,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 1,549,222,955円(消費税及び地方消費税相当

額を除いた額)

- ※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。
- ※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の技術力、企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となる。

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成24年4月1日
- 3 契約の金額
15,600,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方
氏名 奥津 勉
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により提案するものである。

不動産の処分について
次のとおり、建物及び土地を処分する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

1 処分する建物及び土地

(1) 建物

ア 所 在 相模原市緑区中野字東大沢1822番地及び1826番地2
イ 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板^{ぶき}葺2階建
ウ 延べ床面積 122.28平方メートル

(内訳明細は、別表のとおり)

(2) 土地

ア 所在及び地番 相模原市緑区中野字東大沢1822番ほか9筆
イ 地 目 宅地、雑種地及び山林
ウ 地 積 2,429.53平方メートル

(内訳明細は、別表のとおり)

2 処分の方法

無償譲渡

3 相手方

相模原市緑区中野1902番地2

自治会法人大沢自治会

会長 小澤研二

提案の理由

自治会集会所及びその用地として編入前の津久井町が寄附を受けた建物及び土地について、当該建物及び土地を自治会法人大沢自治会に対して無償譲渡いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定によ

り提案するものである。

別表

1 建物

所 在	構 造	床 面 積 (平方メートル)
相模原市緑区中野字東大沢 1 8 2 2 番地及び1 8 2 6 番地 2	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板 葺 ^{つき} 2階建	1階 89.23
		2階 33.05

2 土地

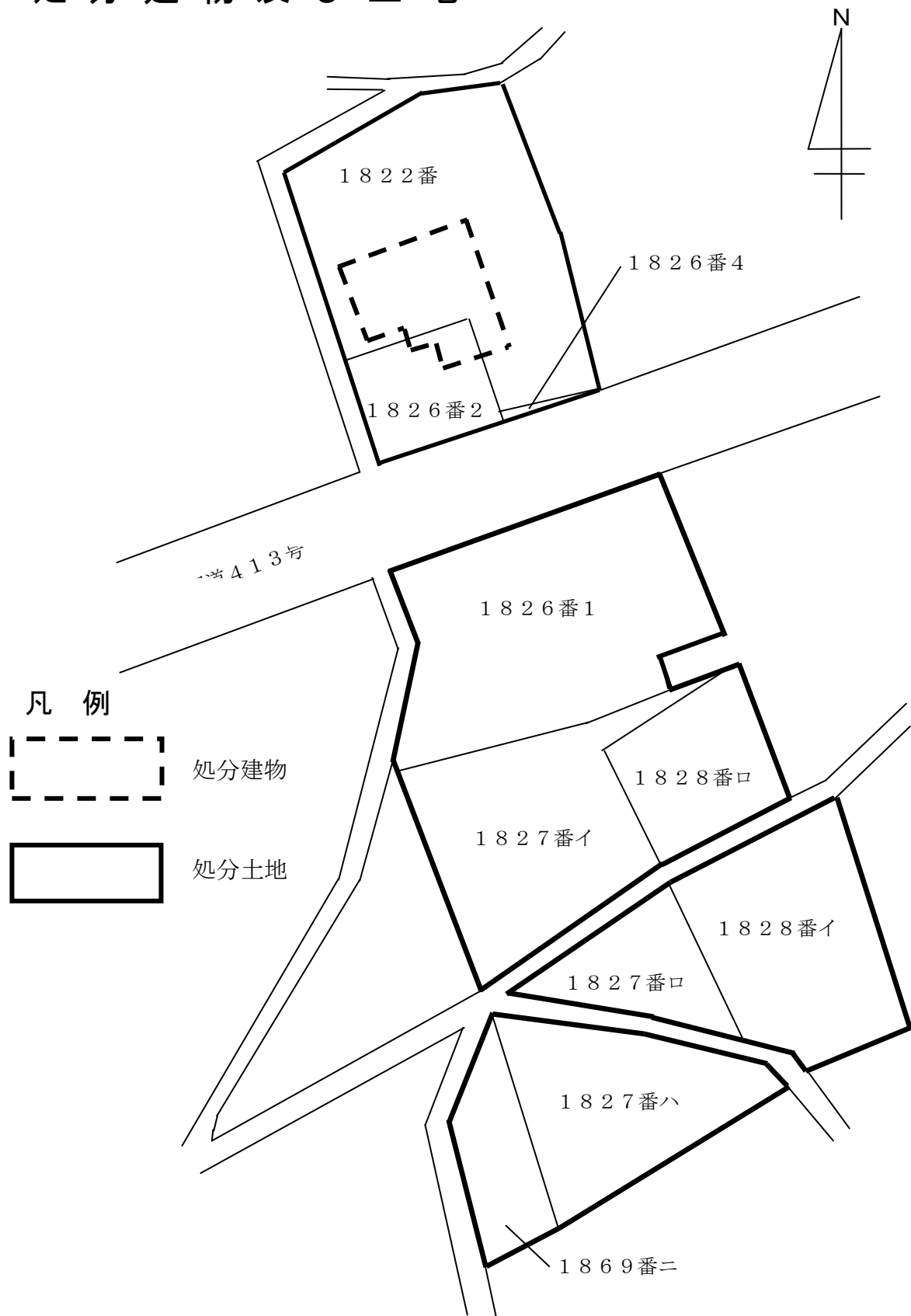
所 在	地 番	地 目	地 積 (平方メートル)
相模原市緑区中野字東大沢	1 8 2 2 番	宅地	506.18
	1 8 2 6 番 1	雑種地	327
	1 8 2 6 番 2	宅地	35.13
	1 8 2 6 番 4	宅地	0.22
	1 8 2 7 番イ	山林	366
	1 8 2 7 番口	山林	168
	1 8 2 7 番ハ	山林	307
	1 8 2 8 番イ	山林	337
	1 8 2 8 番口	山林	188
相模原市緑区中野字西大沢	1 8 6 9 番ニ	山林	195
合 計			2,429.53

案内図



処分建物及び土地

処分建物及び土地



損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 損害賠償額
2,318,014円
- 2 被害者
市外在住者
- 3 事故の概要

平成23年4月22日午後6時20分頃、相模原市緑区小倉252番地2先の
県道長竹川尻において、本市車椅子固定装置付軽自動車(相模880あ188、
城山保健福祉課職員運転)が赤信号で停車していた被害者の普通乗用車に追突し
て車両を破損させ、被害者を負傷させたものである。

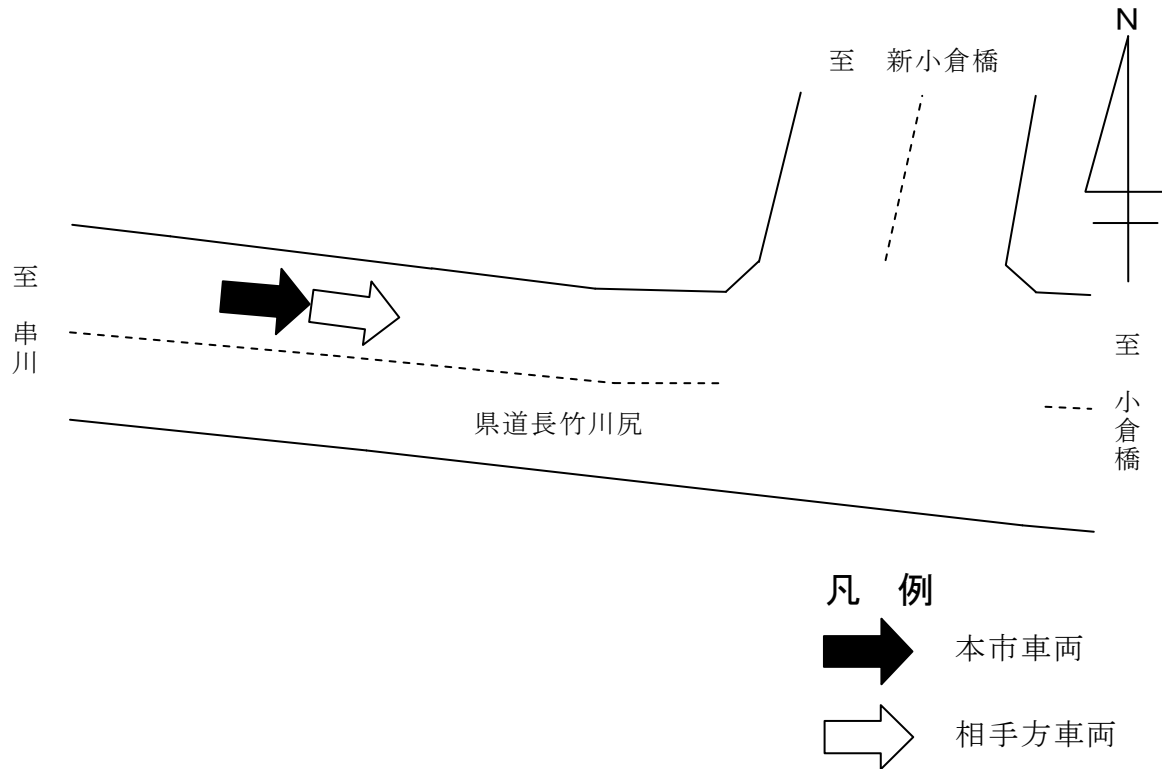
(本市の責任割合 100%)

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地
方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の
議決を経る必要による。

議案第36号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

頸椎捻挫、休業損害

(治療期間 平成23年4月23日から同年9月28日まで)

普通乗用車リアバンパー、トランクリッド等破損

3 損害賠償額

2, 318, 014円

議案第 37 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年1月4日

相模原市長 加山俊夫

印

指定管理者の指定の変更について別紙のとおり定める。

理由

淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者である都市整備公社・パティネ商会共同企業体の構成員である株式会社パティネ商会が平成24年1月4日に株式会社レジャーインダストリーと合併し、株式会社パティネレジャーとなることに伴い、指定管理者の指定の変更をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

指定管理者の指定の変更について

指定管理者の指定について、次のとおり変更する。

平成20年12月19日相模原市議会12月定例会において議決を経た議案第156号指定管理者の指定についての第2項(指定管理者)中「都市整備公社・パティネ商会共同企業体」を「都市整備公社・パティネレジヤ共同企業体」に変更する。

議案第37号関係資料(その1)

株式会社パティネレジジャーの概要

1 所在地及び名称

東京都豊島区巢鴨2丁目6番1号

株式会社パティネレジジャー

2 設立年月日等

昭和51年1月13日 株式会社レジジャーインダストリー設立

平成24年1月4日 株式会社パティネ商會を吸収合併し、株式会社レジジャーインダストリーから株式会社パティネレジジャーに改称

3 規模

(1) 職員数等 役員8名、従業員410名

(2) 資本金 85,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

ア スポーツ施設並びに娯楽施設の設計施工

イ 同上施設の管理請負並びに経営

ウ 同上施設に係る管工事、とび・土木工事、建築工事の施工請負

エ 同上施設に設置又は備え置く機械器具、営業用備品の販売、リース

オ 食堂の経営、飲料水の販売

カ 不動産の賃貸、管理

キ アからカまでに附帯又は関連する一切の業務

(2) 株式会社レジジャーインダストリー及び株式会社パティネ商會の公共的施設の管理実績

名称	管理実績
株式会社レジジャーインダストリー	ア 千葉市千葉アイススケート場の指定管理者 (平成17年10月から)
	イ 大阪市立浪速スポーツセンターの指定管理者 (平成17年10月から)
	ウ 茅野市運動公園国際スケートセンターの指定 管理者(平成18年4月から)

	<p>エ 大阪市立真田山プールの指定管理者(平成18年4月から)</p> <p>オ 滋賀県立アイスアリーナの指定管理者(平成18年4月から)</p> <p>※ イ、エ及びオの施設については、共同企業体の構成員としての指定管理</p>
株式会社パティネ商会	<p>ア 大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者(平成18年4月から)</p> <p>イ 京都市西京極総合運動公園の指定管理者(平成23年4月から)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理</p>

※ 株式会社レジャーインダストリー及び株式会社パティネ商会が行っていた公共的施設の管理については、現在、株式会社パティネレジャーが引き続き行っている。

議案第 37 号関係資料(その 2)

指定管理者の指定の変更に係る経過について

淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者については、平成 20 年 12 月 19 日相模原市議会 12 月定例会において議案第 156 号として議決を経て、指定期間を平成 21 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの 5 年間として、都市整備公社・パティネ商会共同企業体(以下「旧指定管理者」という。)を指定したものである。

旧指定管理者の構成員である株式会社パティネ商会を株式会社レジャーインダストリーが吸収合併し、株式会社パティネレジャーに改称することに伴い、次の理由から平成 24 年 1 月 4 日から平成 26 年 5 月 31 日までの期間の淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者を都市整備公社・パティネレジャー共同企業体(以下「新指定管理者」という。)とするため、指定管理者の指定の変更をするものである。

- 1 旧指定管理者の施設の管理運営について、適切な管理運営が行われており、特段の問題はないと認められること。
- 2 新指定管理者においても、旧指定管理者と同様に施設の管理運営を引き続き適切かつ安定的に行えると認められること。
- 3 選考委員会において、新指定管理者の適格性が確認されたこと。

※ 選考委員会の委員の構成

委員長(市職員)、委員長職務代理者(市スポーツ推進審議会委員)及び委員(公認会計士 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加えること、及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更することについて、関係都道府県及び市と協議する。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。
第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約(以下「変更後の規約」という。)第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

提案の理由

全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入並びに同協議会を設ける地方公共団体及び委員の定数に係る全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することについて、関係都道府県及び市と協議いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定においてその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により提案するものである。

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
上九沢 116 号	緑区上九沢 49 番 1 地先	緑区上九沢 49 番 9 地先	4.0 ～ 5.0	51	別図 1
久保沢 7 号	緑区久保沢 3 丁目 1772 番 3 地先	緑区久保沢 3 丁目 1772 番 7 地先	4.0 ～ 4.5	37	別図 2
下九沢 457 号	緑区下九沢 2132 番 18 地先	緑区下九沢 2132 番 8 地先	4.0 ～ 6.0	133	別図 3
橋本台 3 号	緑区橋本台 1 丁目 4 番 44 地先	緑区橋本台 1 丁目 4 番 35 地先	4.5	69	別図 4
上溝 900 号	中央区上溝 3 丁目 3594 番 5 地先	中央区上溝 3 丁目 3594 番 23 地先	4.0 ～ 5.0	82	別図 5
田名 1153 号	中央区田名 2702 番 5 地先	中央区田名 2700 番 2 地先	4.0 ～ 5.0	52	別図 6
田名 1154 号	中央区田名 2950 番 6 地先	中央区田名 2949 番 5 地先	5.0	44	別図 7
矢部 52 号	中央区矢部 4 丁目 113 番 56 地先	中央区矢部 4 丁目 113 番 53 地先	5.0	52	別図 8
麻溝台 174 号	南区麻溝台 8 丁目 2923 番 15 地先	南区麻溝台 8 丁目 2923 番 5 地先	4.5 ～ 5.0	89	別図 9
麻溝台 175 号	南区麻溝台 4 丁目 1730 番 15 地先	南区麻溝台 4 丁目 1732 番 5 地先	6.0	108	別図 10
麻溝台 176 号	南区麻溝台 4 丁目 1730 番 15 地先	南区麻溝台 4 丁目 1730 番 7 地先	6.0	85	

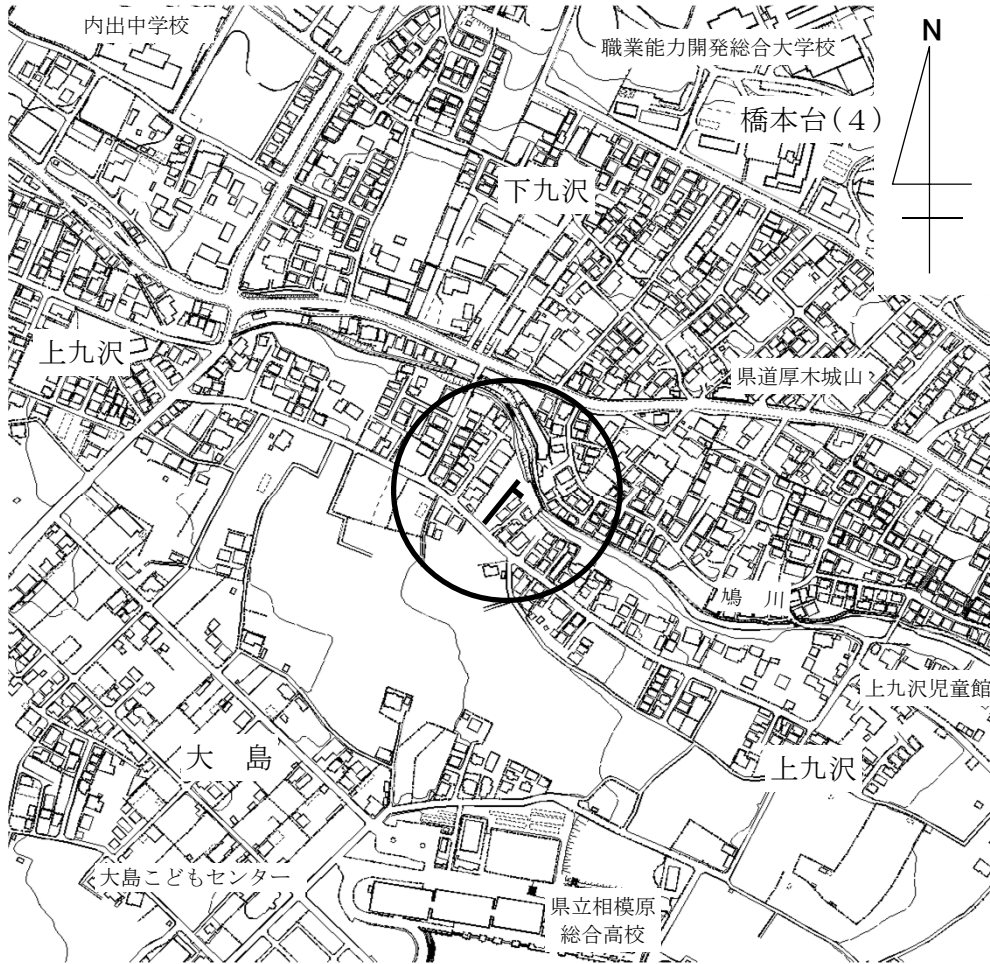
麻溝台 177号	南区麻溝台4丁目 1730番22地先	南区麻溝台4丁目 1730番7地先	4.5 ～5.0	89	
麻溝台 178号	南区麻溝台4丁目 1719番1地先	南区麻溝台4丁目 1730番28地先	5.0	110	
磯部 255号	南区磯部 216番地先	南区磯部 230番2地先	4.5	82	別図11
磯部 256号	南区磯部 1299番1地先	南区磯部 1299番4地先	4.0 ～5.0	40	別図12
上鶴間 840号	南区上鶴間4丁目 1244番15地先	南区上鶴間4丁目 1244番19地先	5.0	67	別図13
上鶴間 841号	南区上鶴間1丁目 1394番83地先	南区上鶴間1丁目 1394番88地先	4.0 ～4.5	74	別図14
古淵 81号	南区古淵1丁目 1518番31地先	南区古淵1丁目 1518番38地先	4.5 ～5.0	66	別図15
相模台 105号	南区相模台7丁目 2256番4地先	南区相模台7丁目 2256番8地先	4.5 ～5.0	42	別図16
相模台 106号	南区相模台7丁目 2248番3地先	南区相模台7丁目 2248番7地先	4.5 ～5.0	50	別図17
相生 35号	中央区相生3丁目 5266番12地先	中央区相生3丁目 5266番22地先	4.0	53	別図18
相南 48号	南区相南3丁目 5340番789地先	南区相南3丁目 5340番784地先	4.0	57	別図19
東林間 120号	南区東林間6丁目 5736番22地先	南区東林間6丁目 5736番2地先	4.0	93	別図20

提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

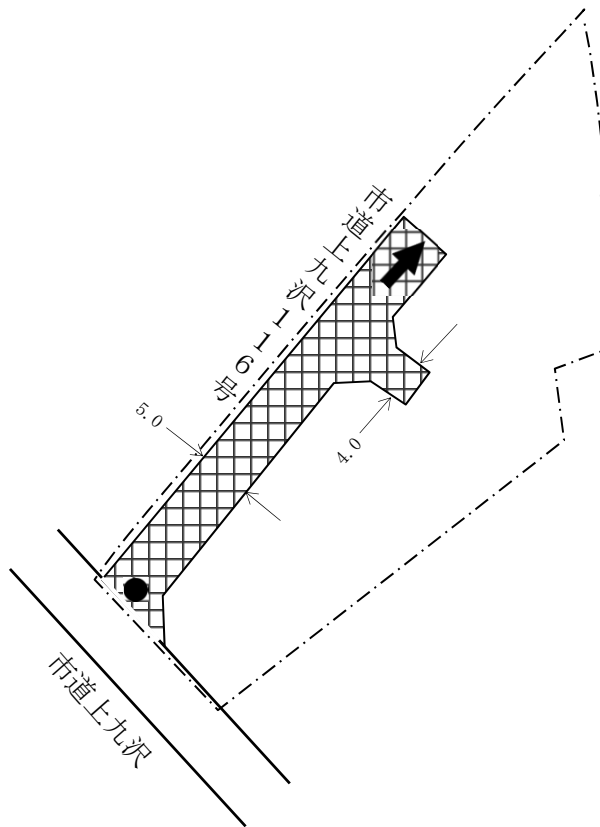
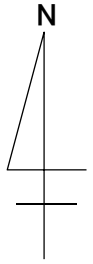
1 案内図



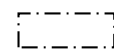
2 道路の概要

路線名	上九沢116号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	緑区上九沢49番1外 9筆
開発行為の面積	1,207.58㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

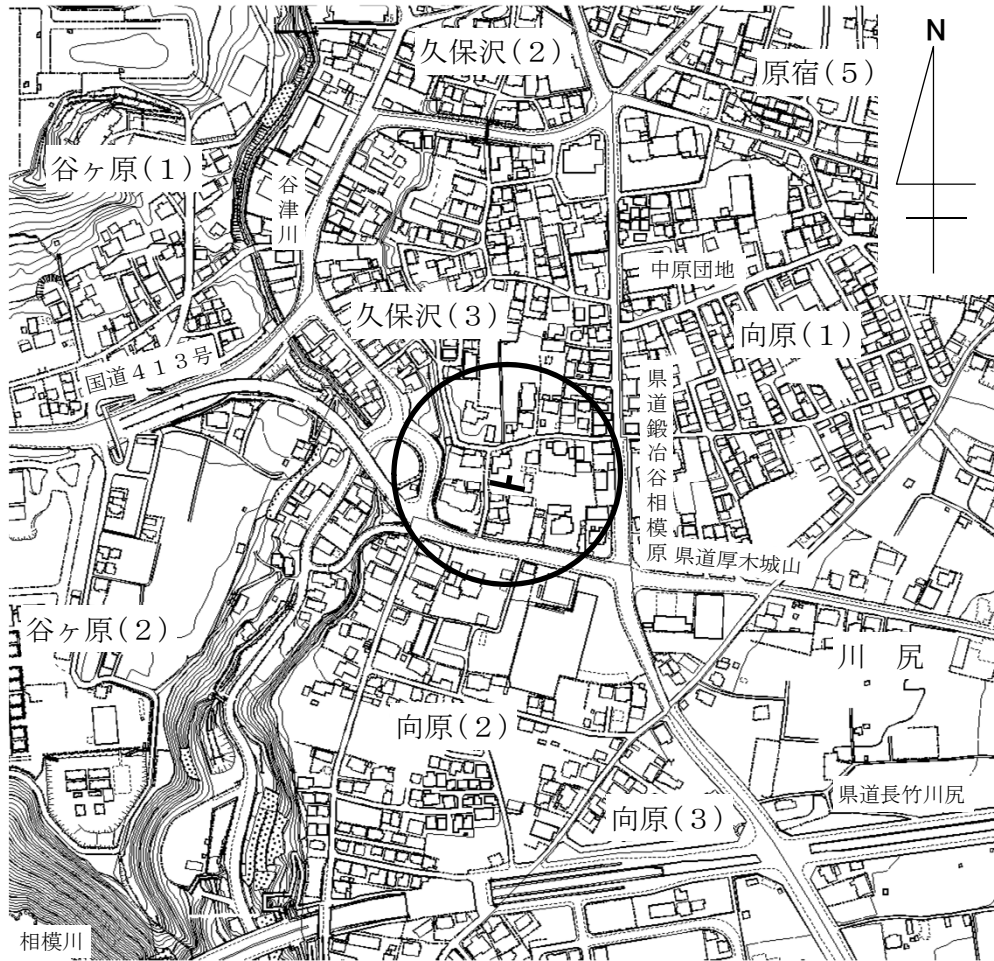
4.0m~5.0m

延長

51m

別 図 2

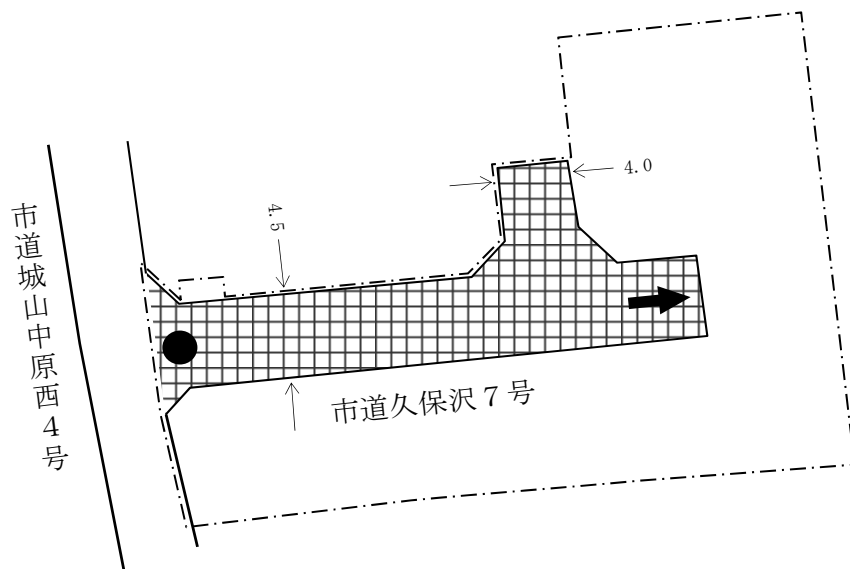
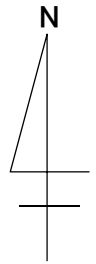
1 案内図



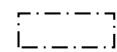
2 道路の概要

路線名	久保沢7号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	緑区久保沢3丁目1772番3外 9筆
開発行為の面積	684.86㎡
予定建築物の用途等	専用住宅5宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

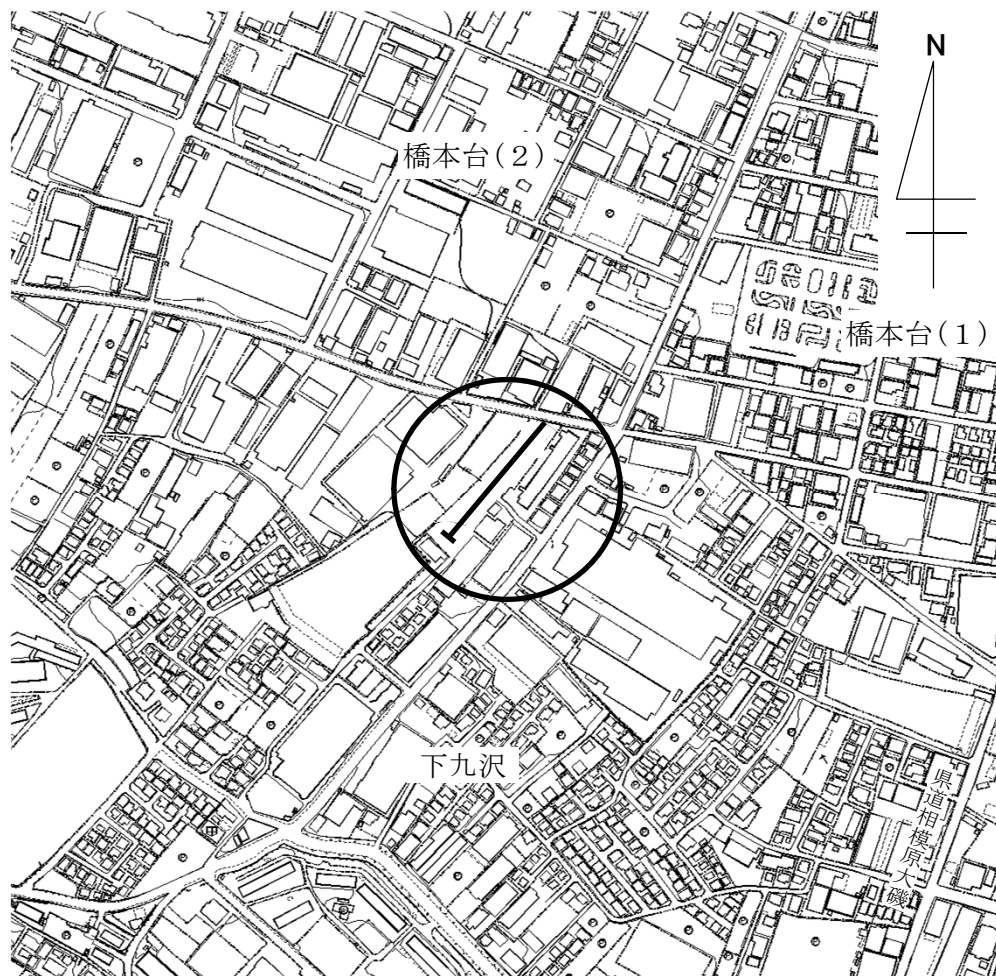
4.0m~4.5m

延長

37m

別 図 3

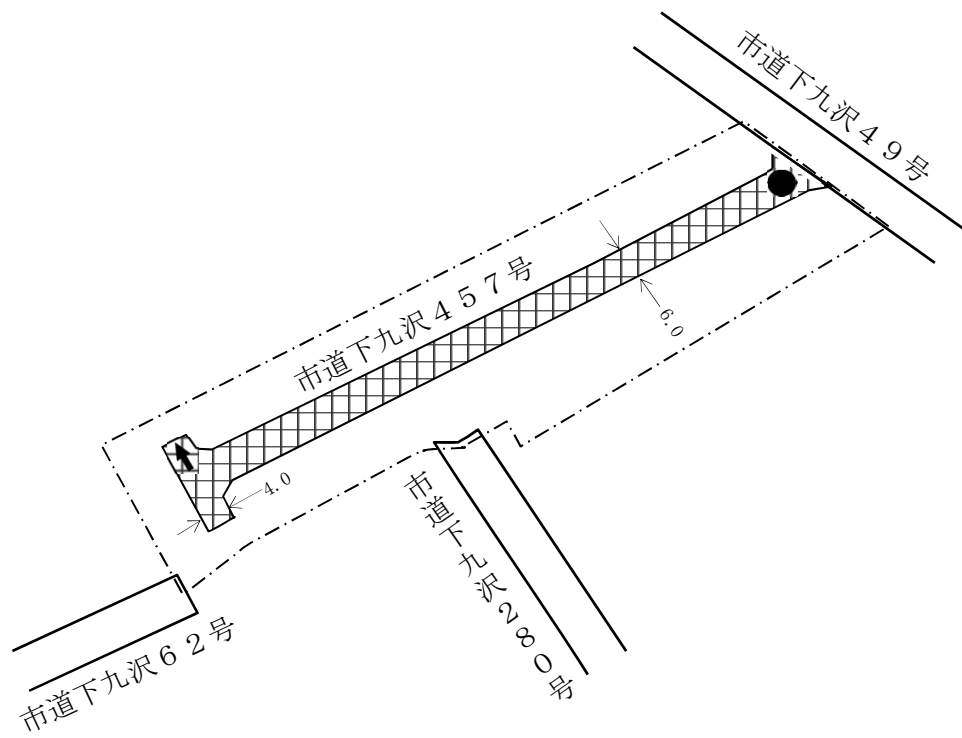
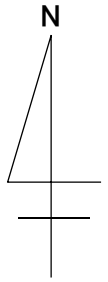
1 案内図



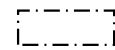
2 道路の概要

路線名	下九沢457号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	緑区下九沢2132番1外 26筆
開発行為の面積	3,300.78㎡
予定建築物の用途等	専用住宅21宅地
区域区分等	市街化区域 (工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

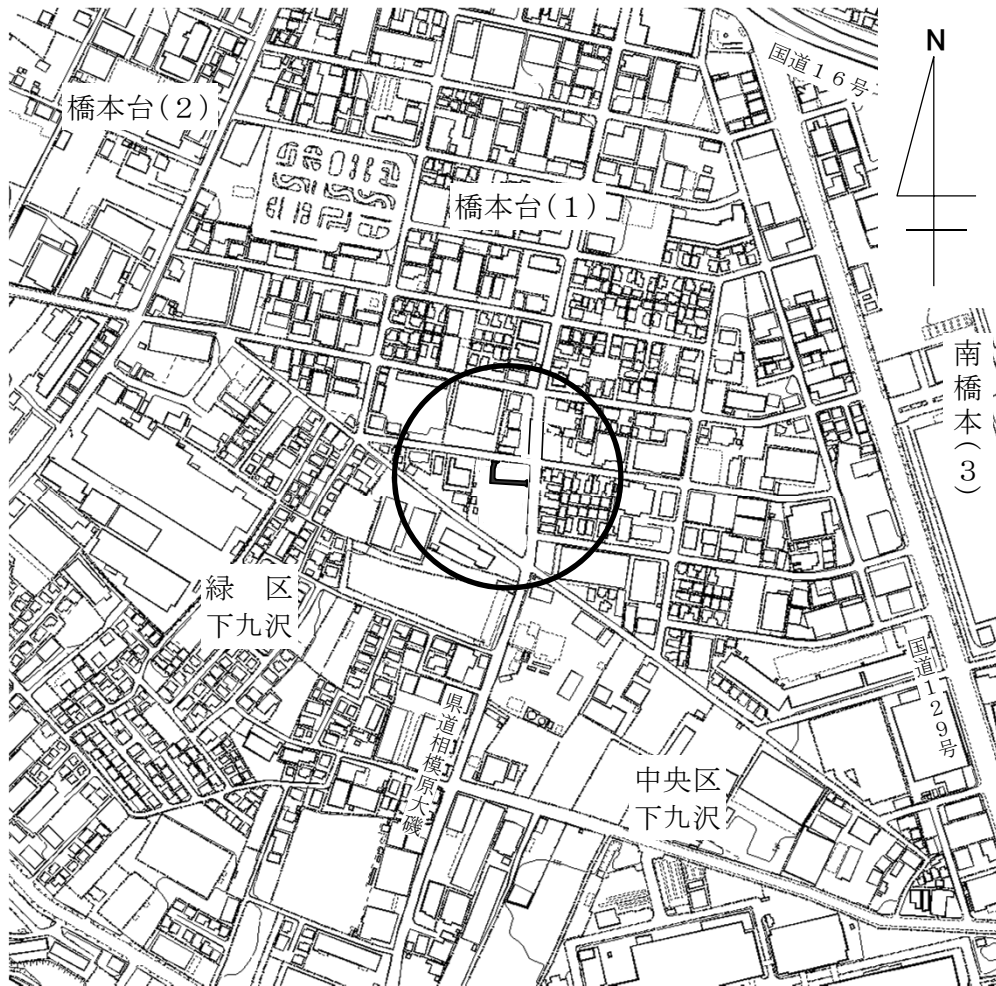
4.0m~6.0m

延長

133m

別 図 4

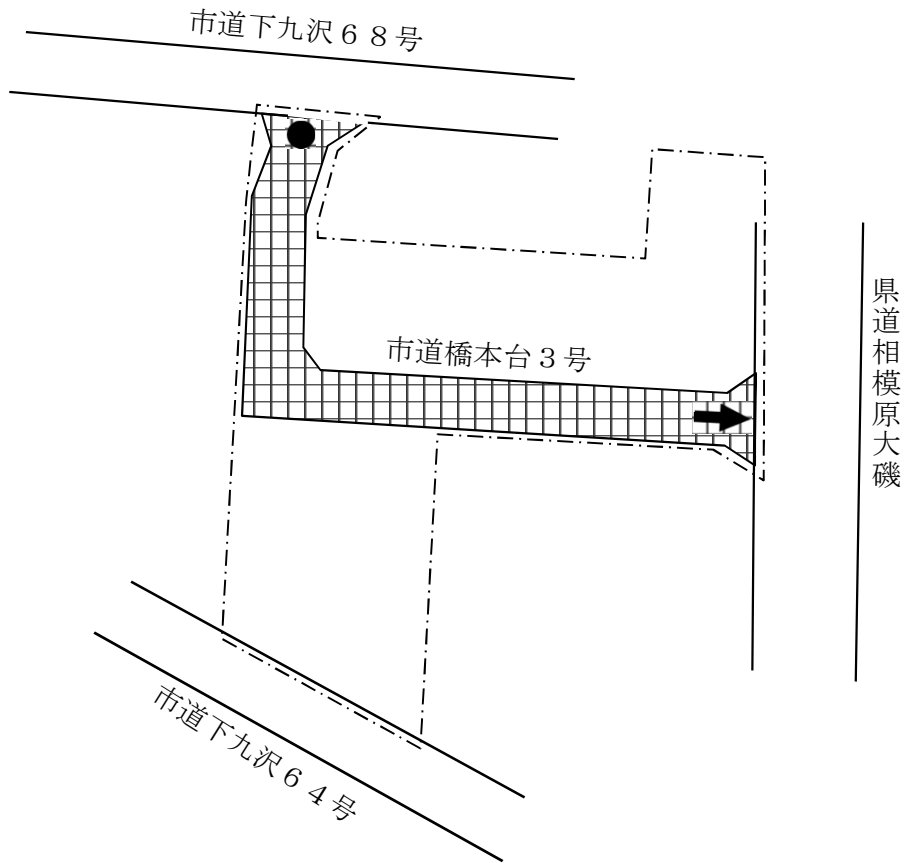
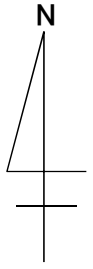
1 案内図



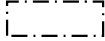
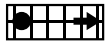
2 道路の概要

路線名	橋本台3号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	緑区橋本台1丁目4番1外 14筆
開発行為の面積	1,447.06㎡
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

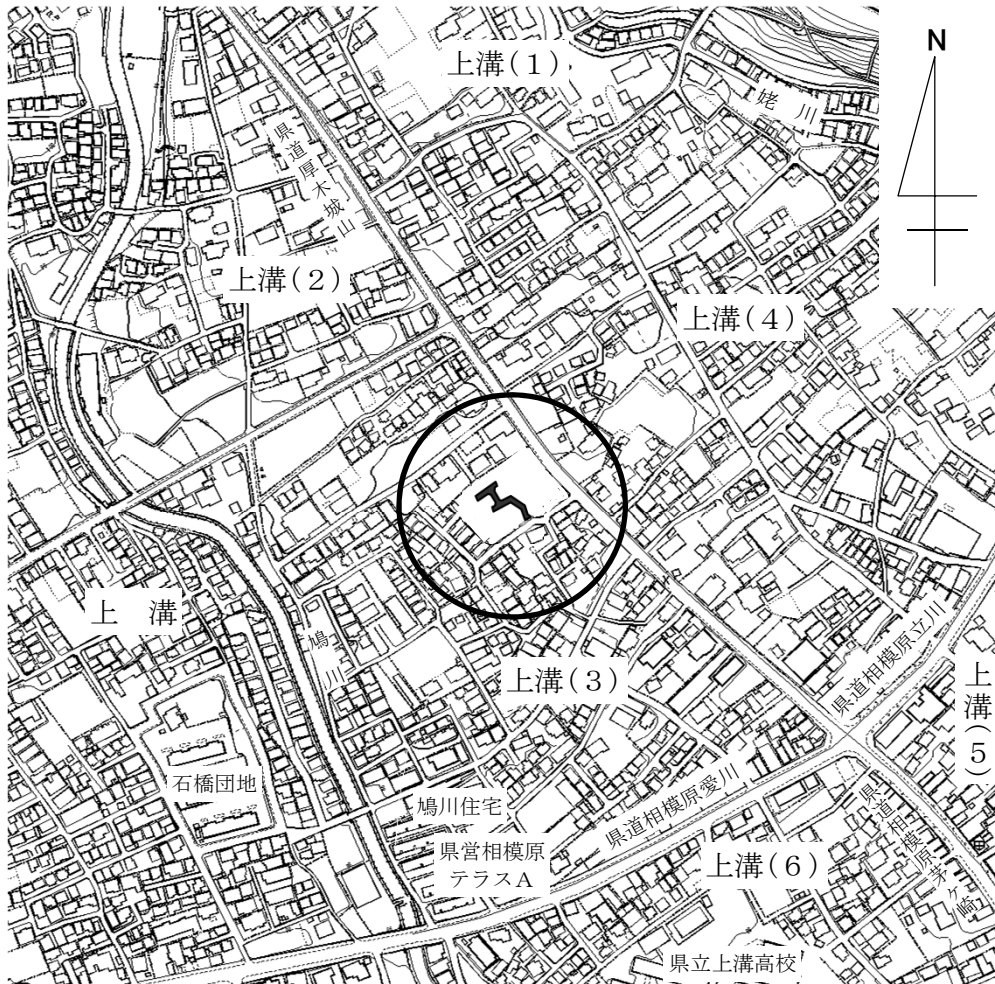


凡 例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 4.5m |
| 延長 | 69m |

別 図 5

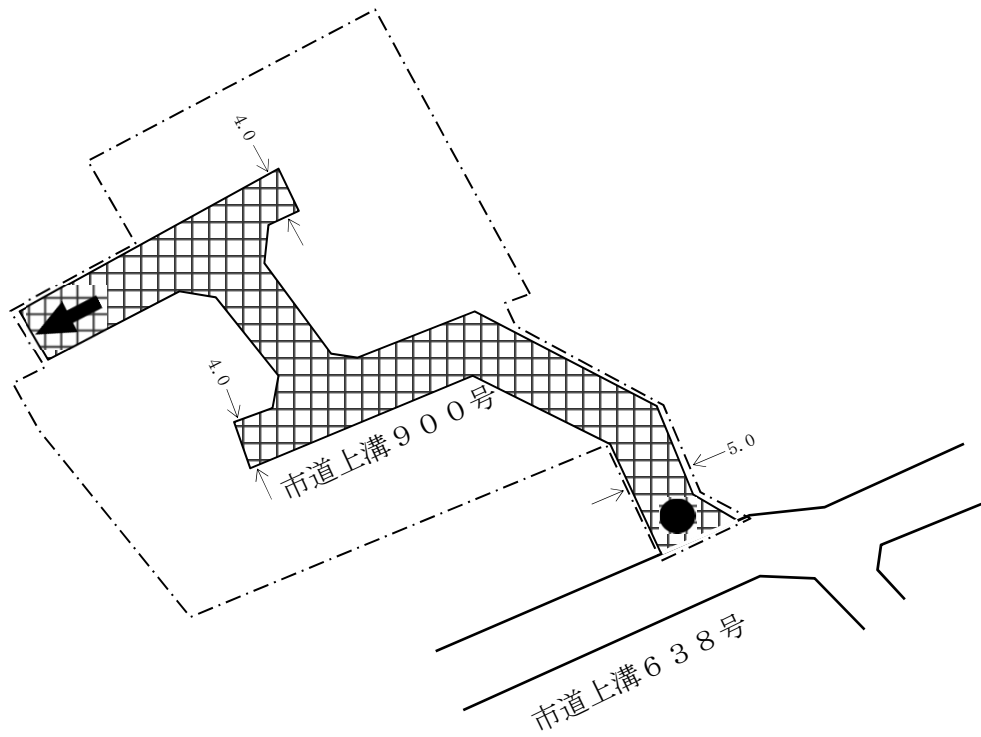
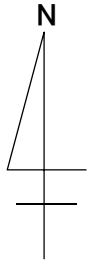
1 案内図



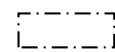
2 道路の概要

路線名	上溝900号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	中央区上溝3丁目3594番18外 13筆
開発行為の面積	1,576.67㎡
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

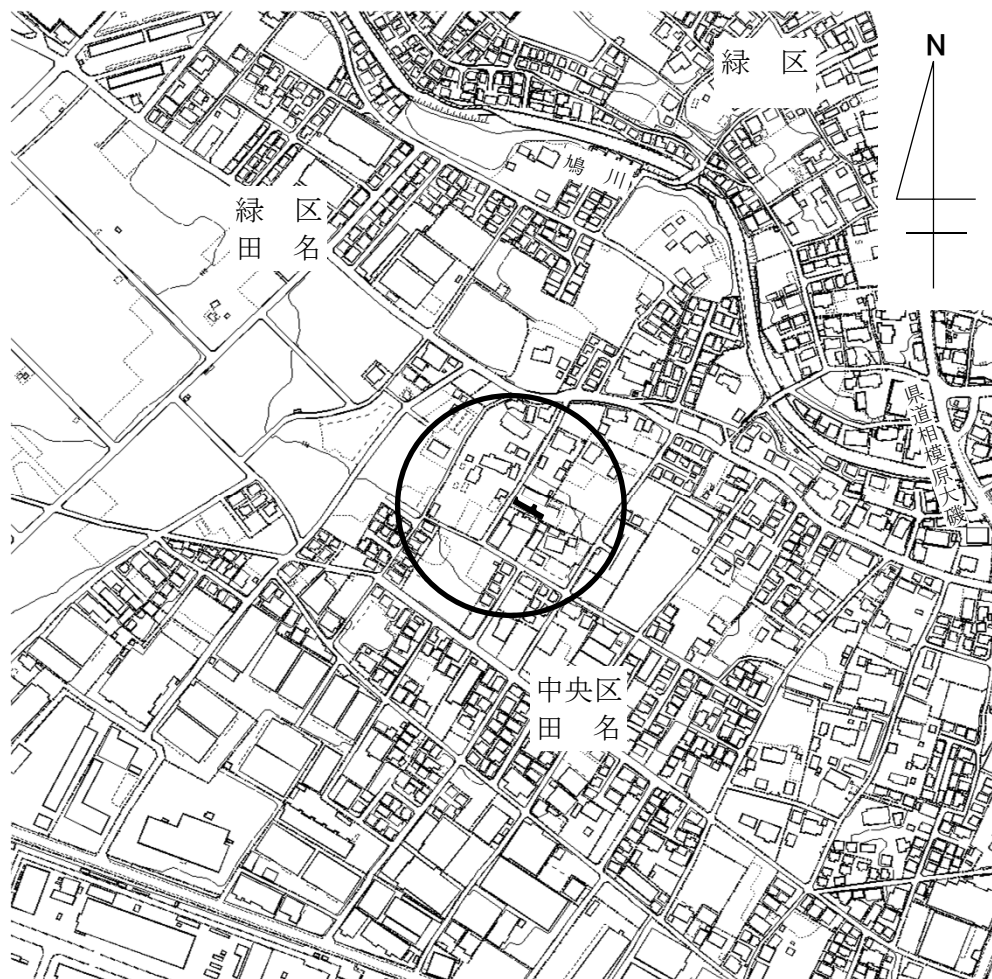
4.0m~5.0m

延長

82m

別 図 6

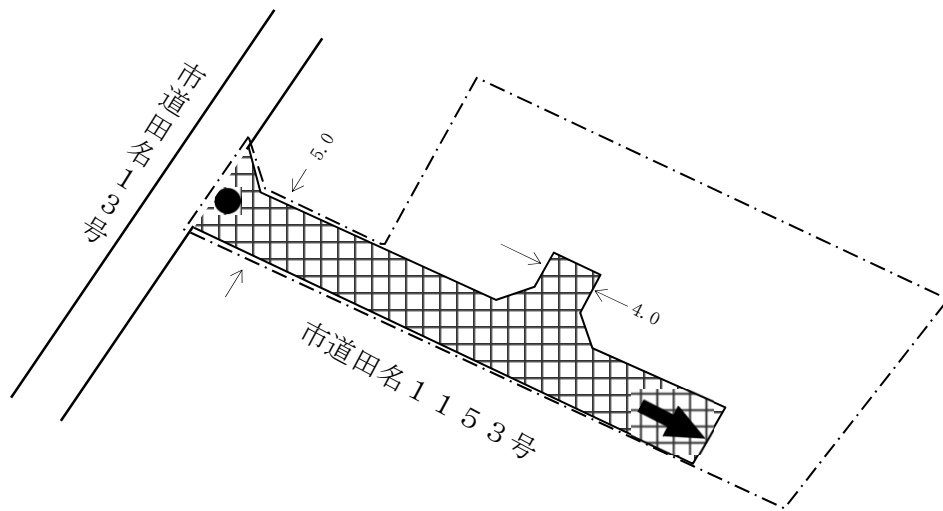
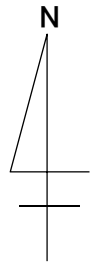
1 案内図



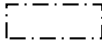
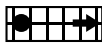
2 道路の概要

路線名	田名1153号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	中央区田名2702番6外 7筆
開発行為の面積	921.52㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

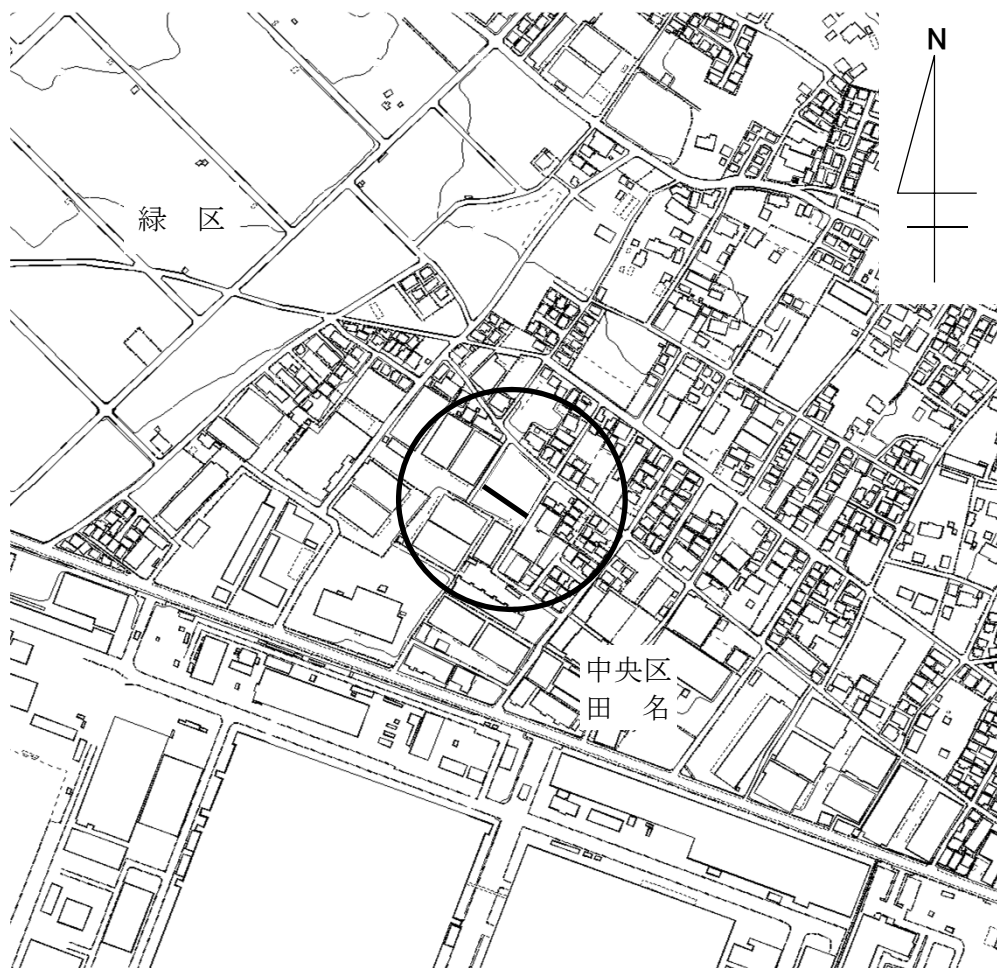


凡 例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 4.0m~5.0m |
| 延長 | 52m |

別 図 7

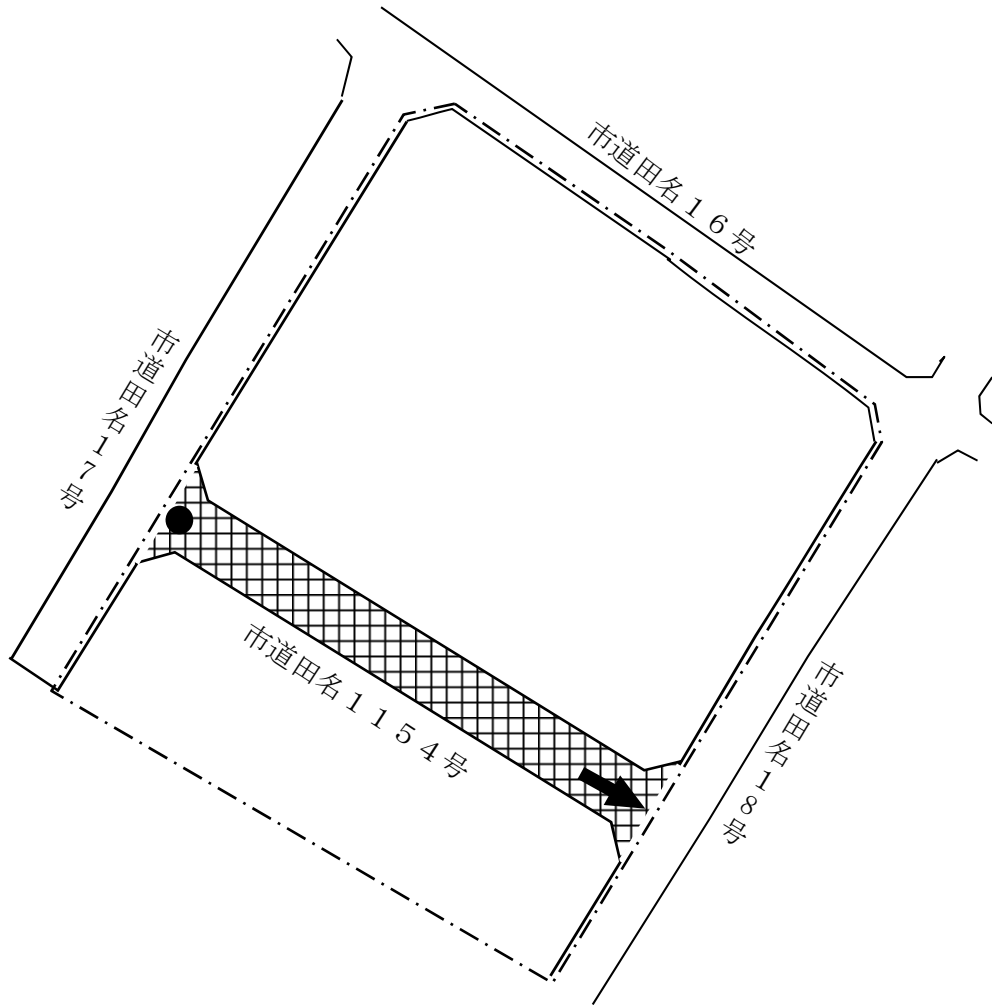
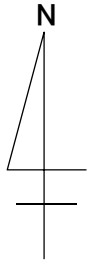
1 案内図



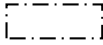
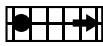
2 道路の概要

路線名	田名1154号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	中央区田名2949番1外 29筆
開発行為の面積	2,576.22㎡
予定建築物の用途等	専用住宅19宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

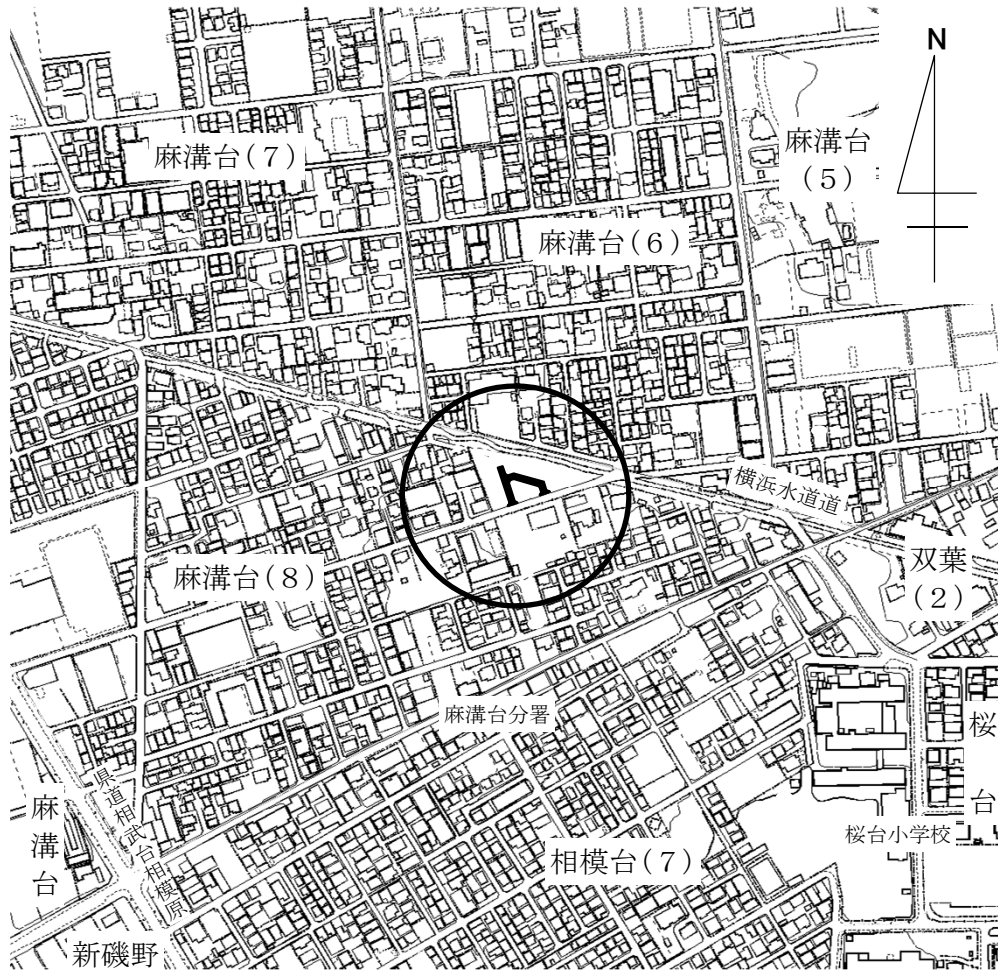


凡 例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 5.0m |
| 延長 | 44m |

別 図 9

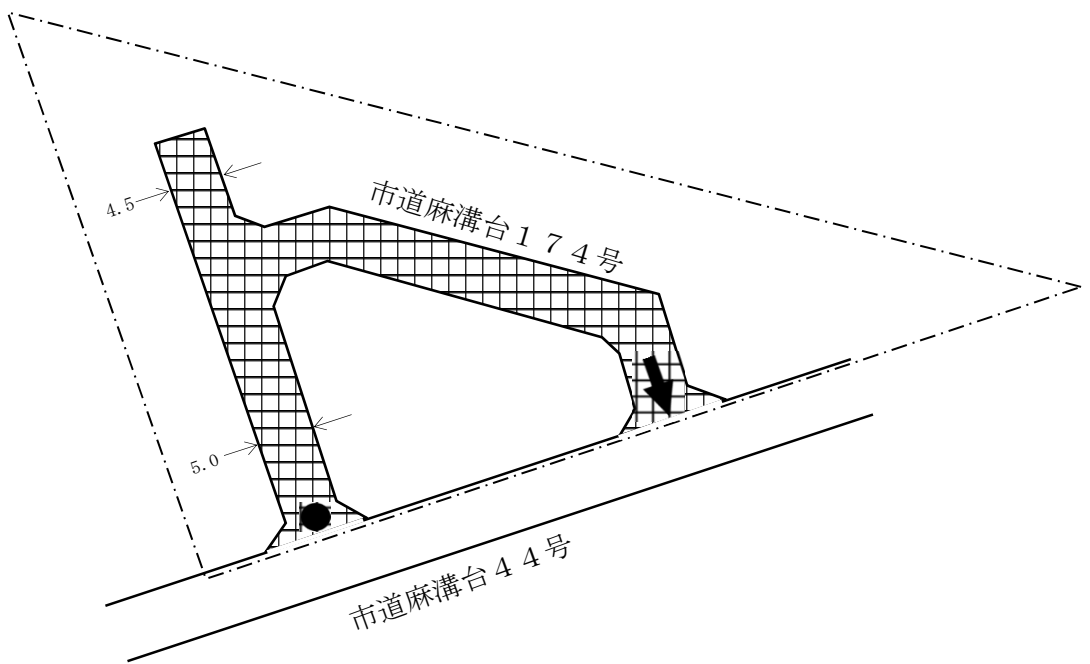
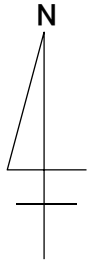
1 案内図



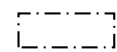
2 道路の概要

路線名	麻溝台174号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区麻溝台8丁目2923番1外 19筆
開発行為の面積	2,499.60㎡
予定建築物の用途等	専用住宅18宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

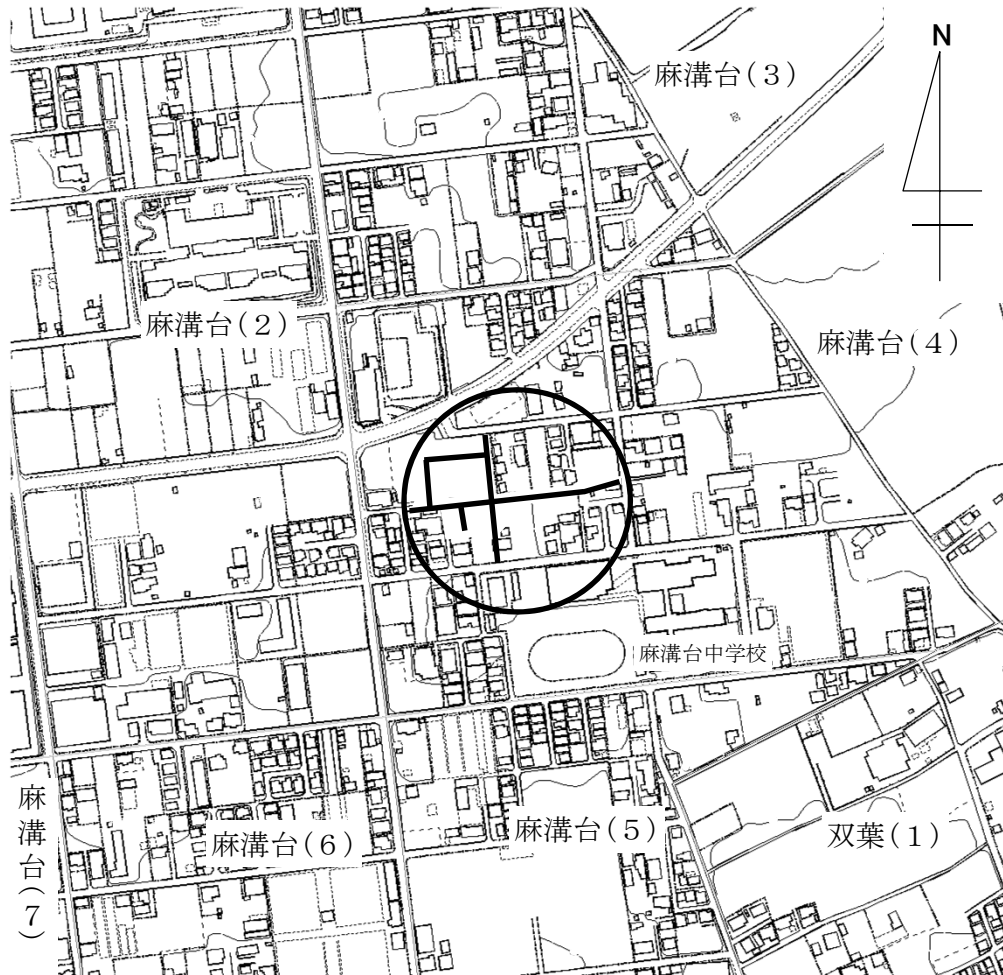
4.5m~5.0m

延長

89m

別 図 1 0

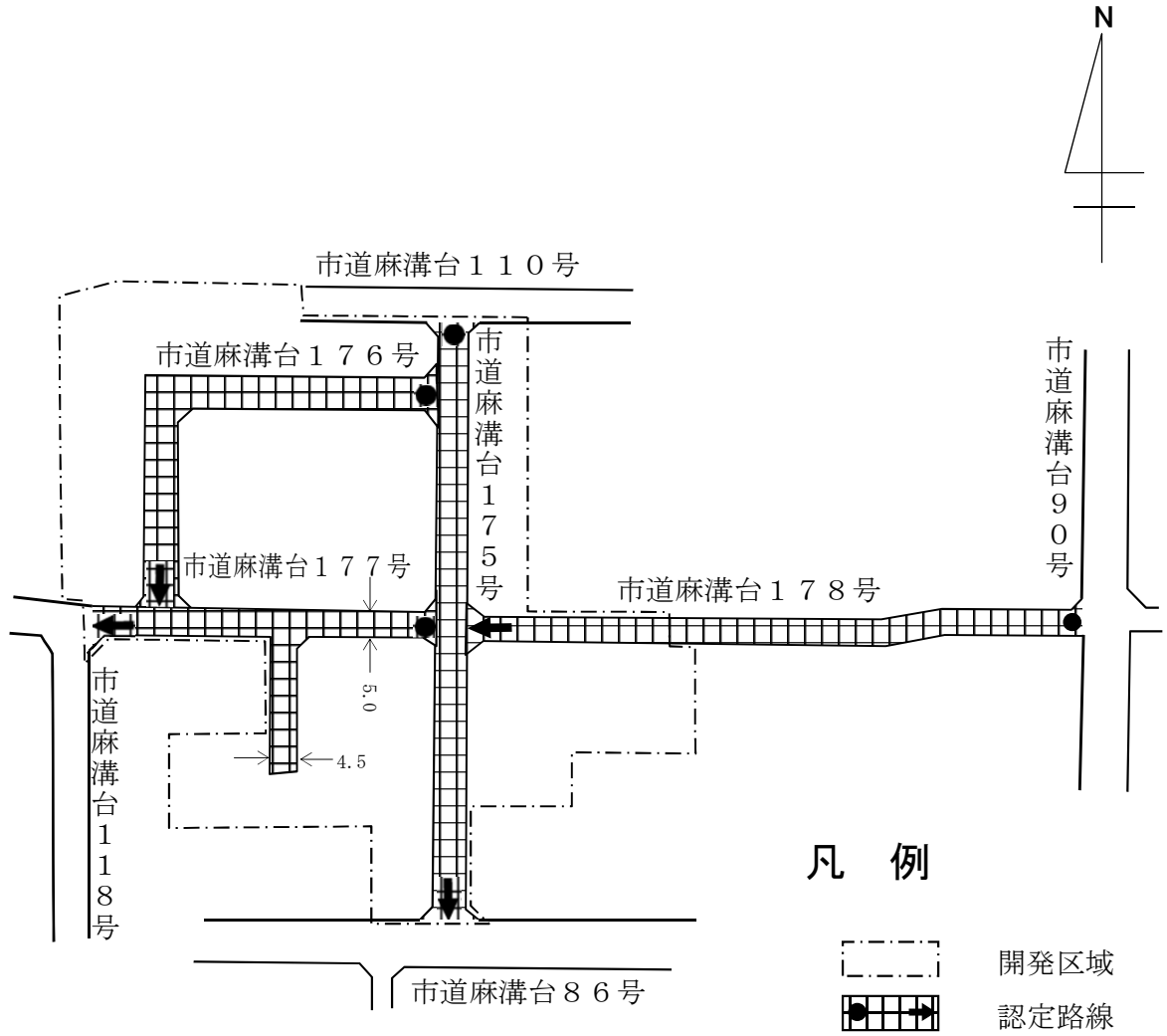
1 案内図



2 道路の概要

路線名	麻溝台175号、麻溝台176号 麻溝台177号、麻溝台178号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区麻溝台4丁目1656番7外 60筆
開発行為の面積	7,627.48㎡
予定建築物の用途等	専用住宅32宅地
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法 第34条第11号の規定による開 発許可の基準に適合)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切(麻溝台177号、178号)

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道麻溝台175号

幅員 6.0m

延長 108m

市道麻溝台176号

幅員 6.0m

延長 85m

市道麻溝台177号

幅員 4.5m~5.0m

延長 89m

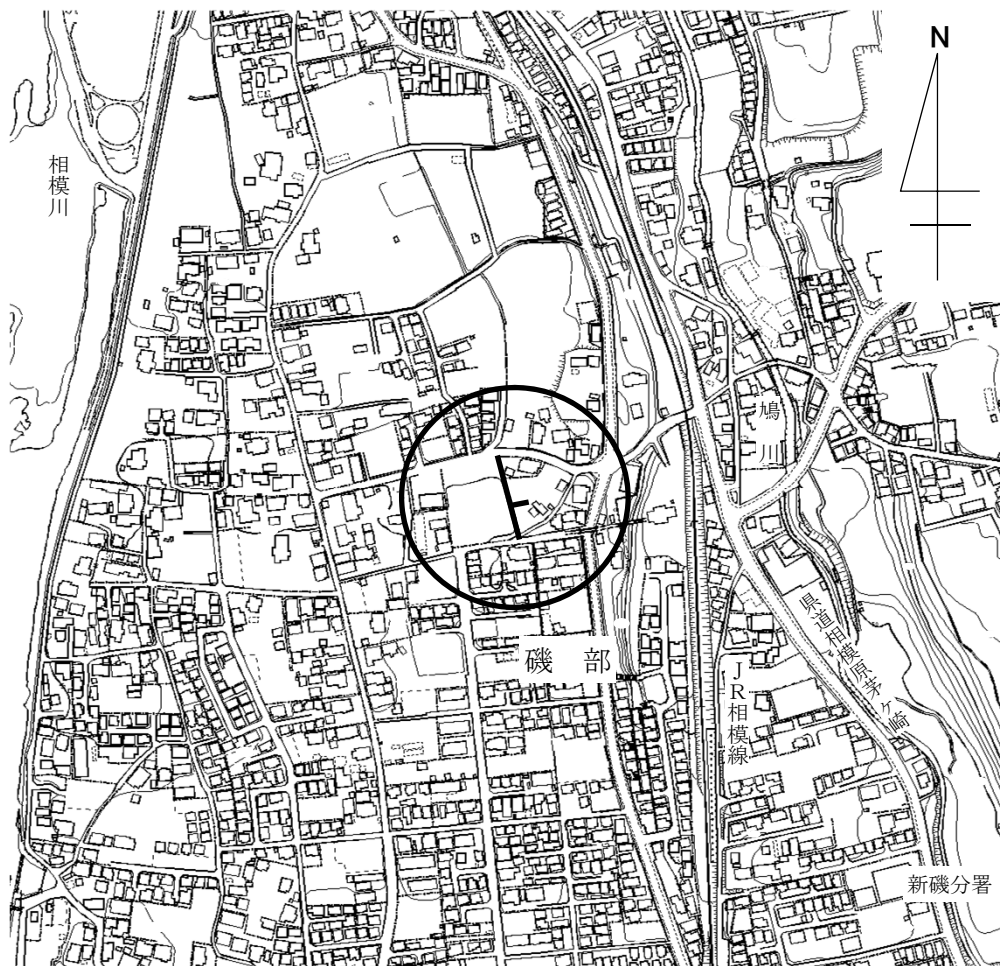
市道麻溝台178号

幅員 5.0m

延長 110m

別 図 1 1

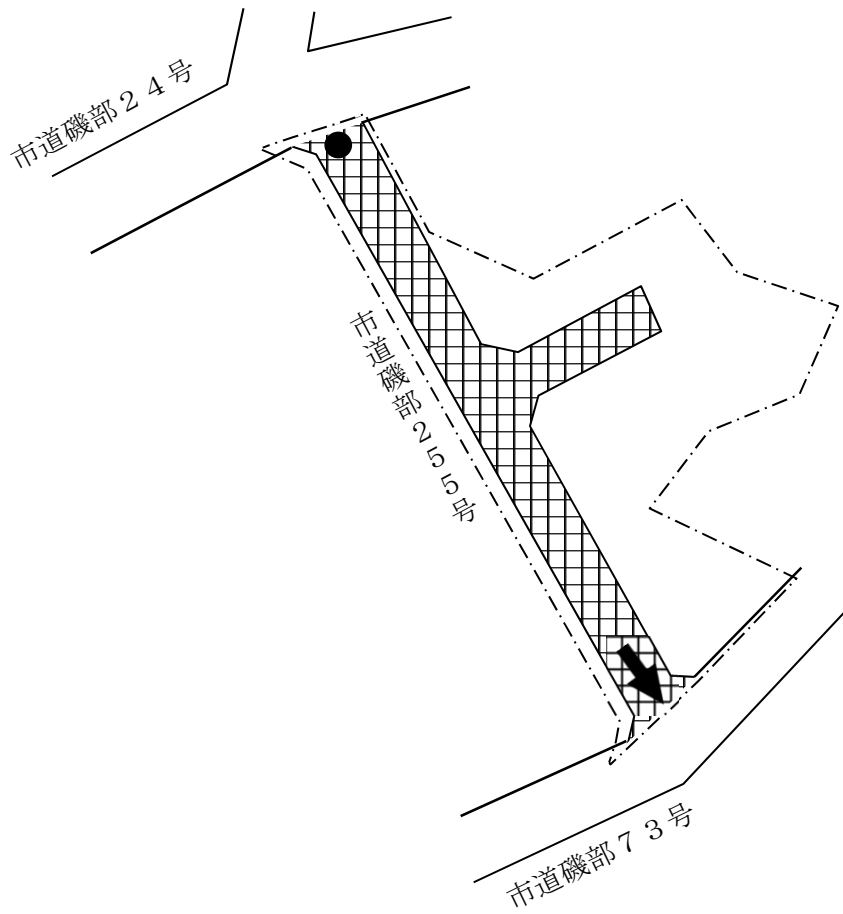
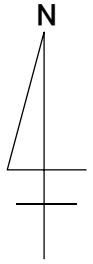
1 案内図




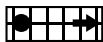
2 道路の概要

路線名	磯部255号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区磯部230番1外 8筆
開発行為の面積	1,310.23㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図

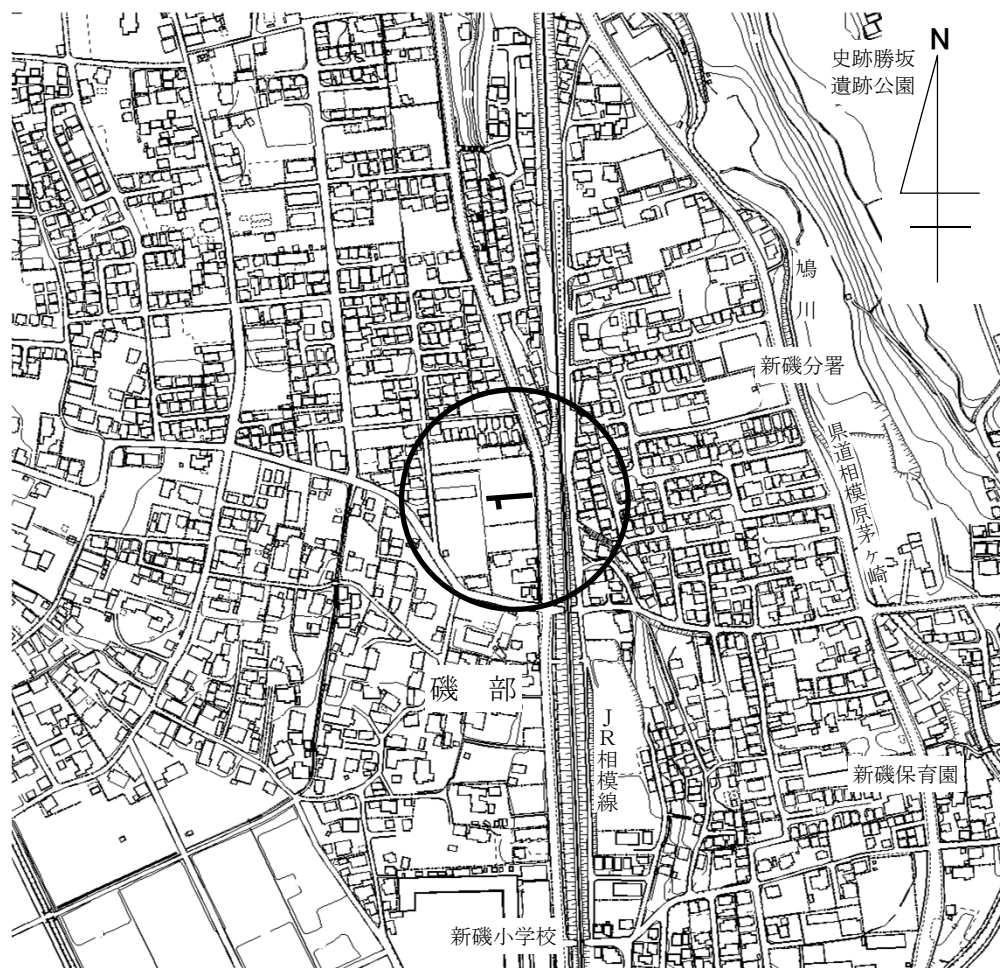


凡 例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 4.5m |
| 延長 | 82m |

別 図 1 2

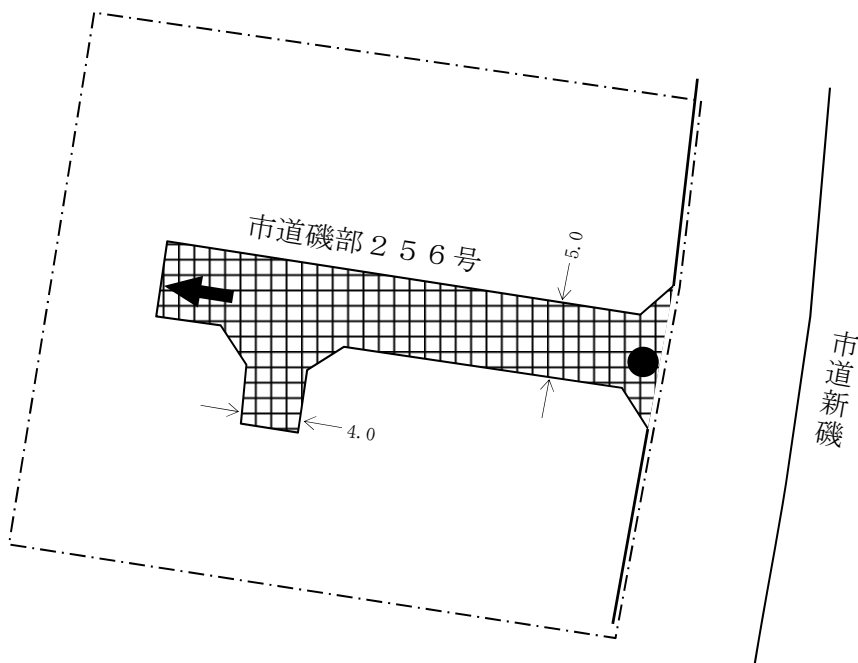
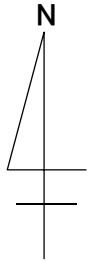
1 案内図



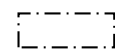
2 道路の概要

路線名	磯部256号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区磯部1299番1外 11筆
開発行為の面積	1,512.76㎡
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

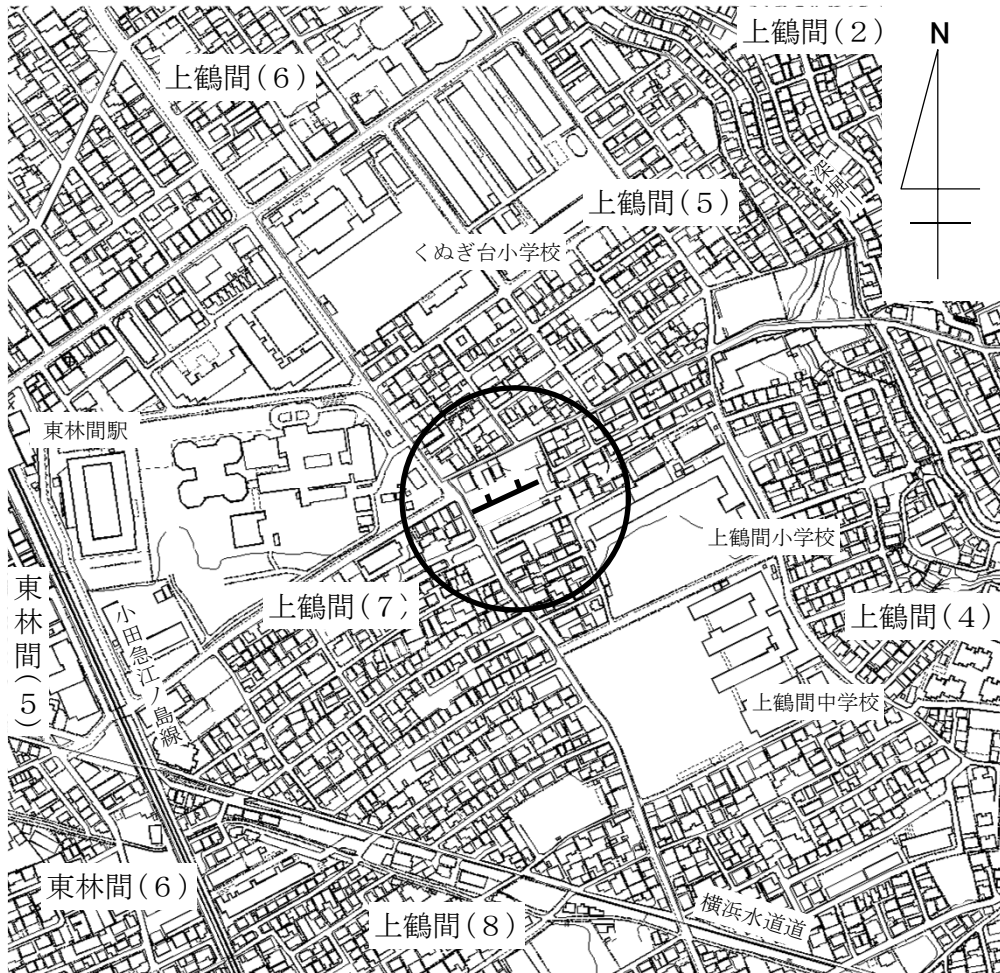
4.0m~5.0m

延長

40m

別 図 1 3

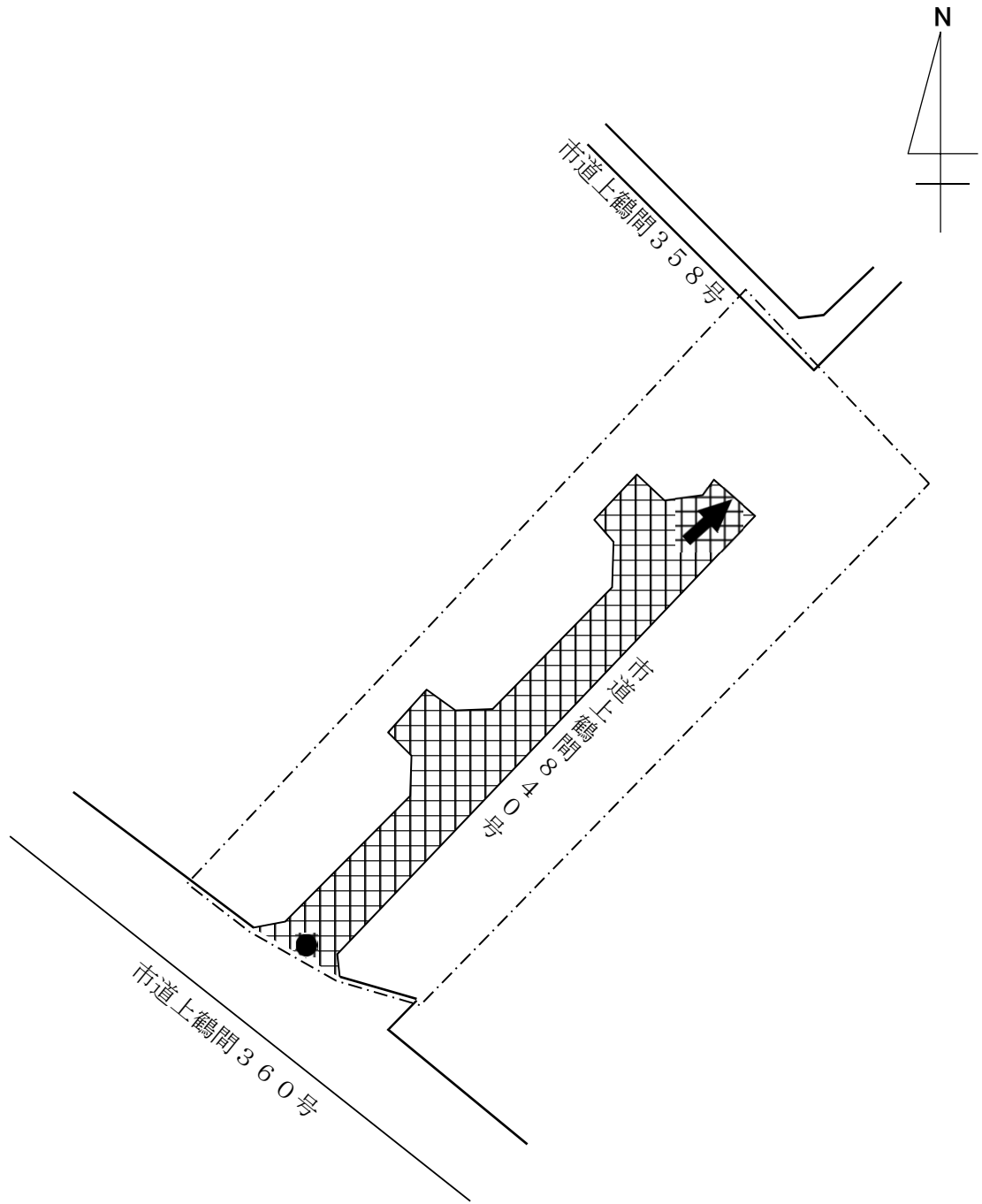
1 案内図



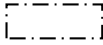
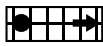
2 道路の概要

路線名	上鶴間840号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区上鶴間4丁目1244番1外 13筆
開発行為の面積	1,784.47㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

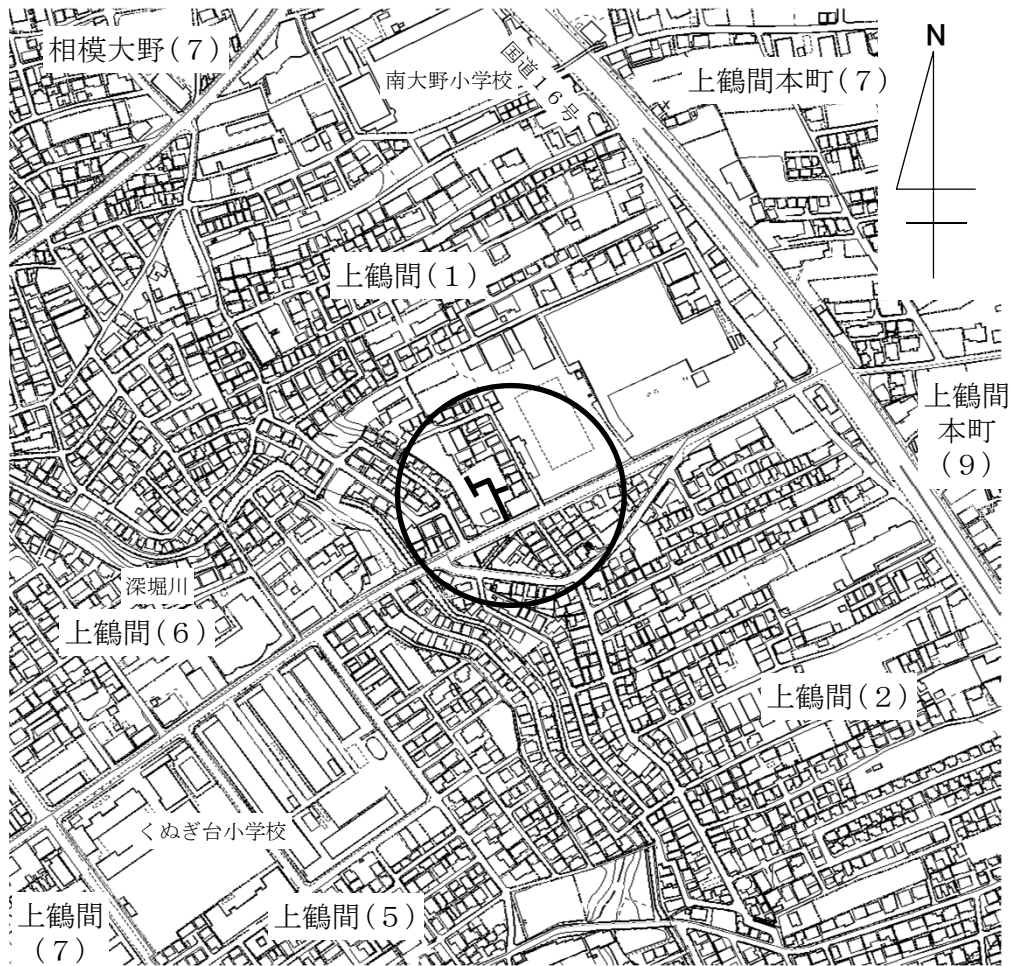


凡 例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 5.0m |
| 延長 | 67m |

別 図 1 4

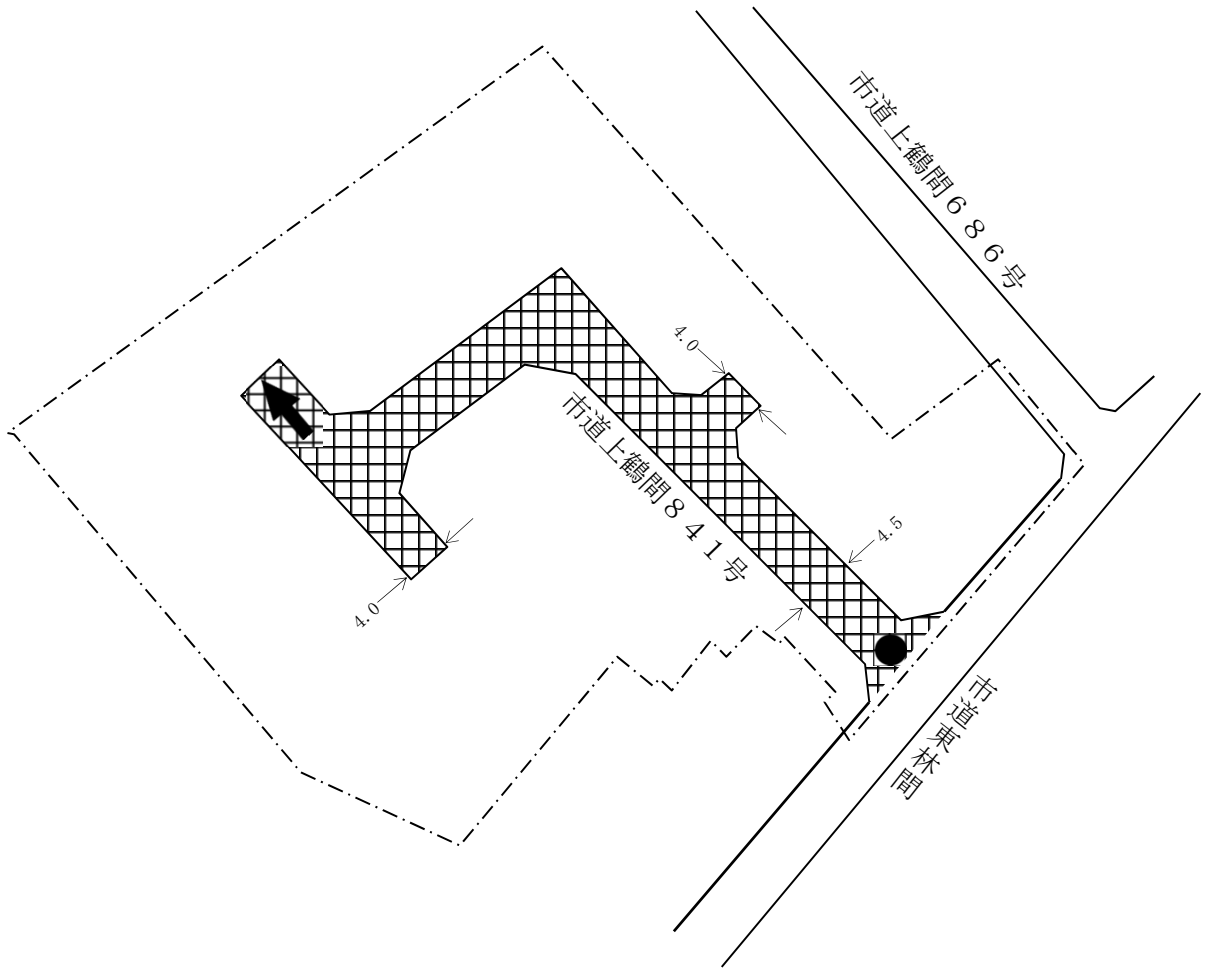
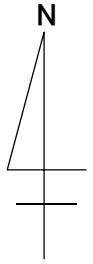
1 案内図



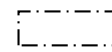
2 道路の概要

路線名	上鶴間841号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区上鶴間1丁目1394番3外 20筆
開発行為の面積	2,049.68㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域(第1種住居地域・ 第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

幅員

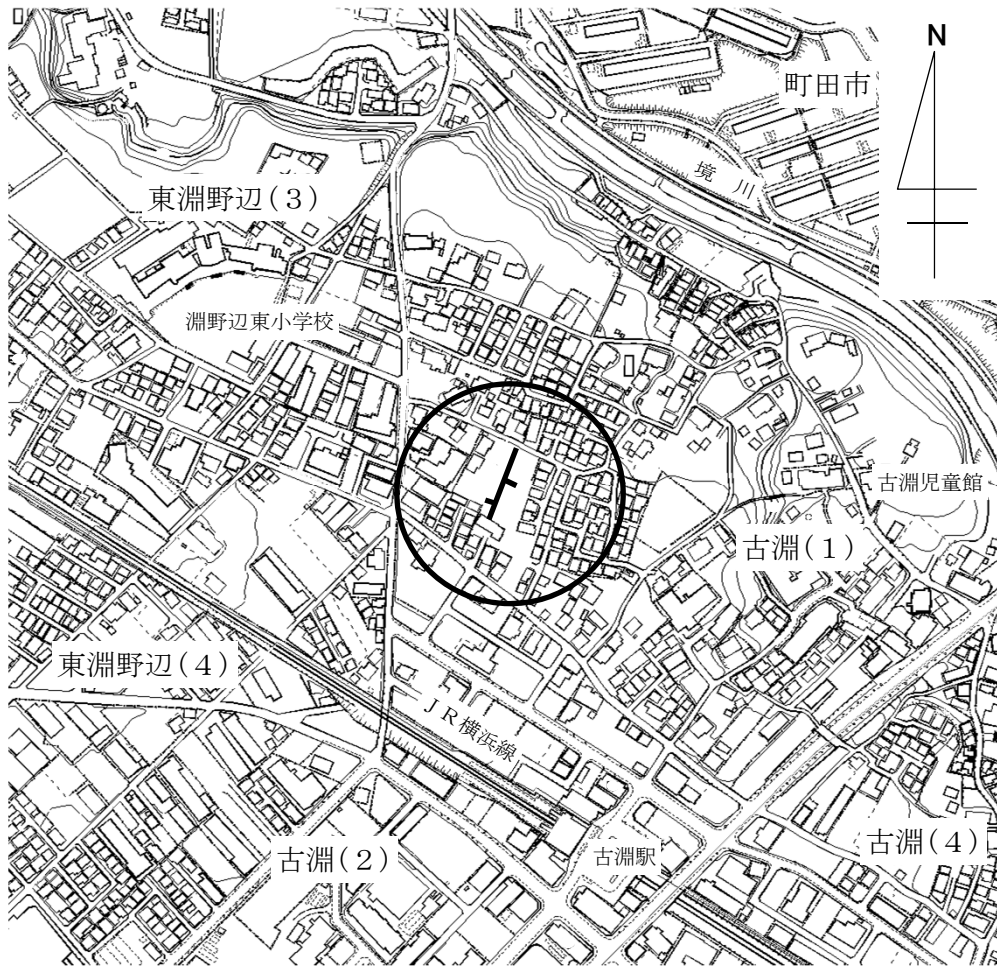
4.0m~4.5m

延長

74m

別 図 15

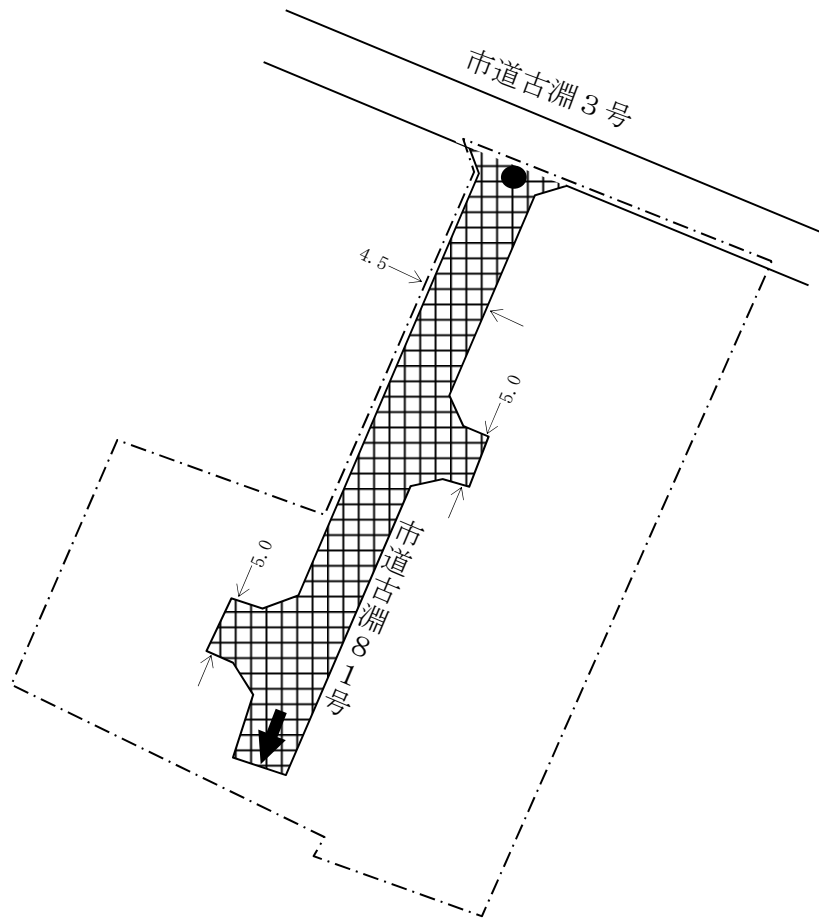
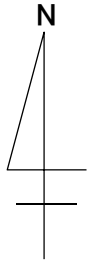
1 案内図



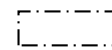
2 道路の概要

路線名	古淵81号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区古淵1丁目1518番4外 16筆
開発行為の面積	1,696.53㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡例



開発区域



認定路線

幅員

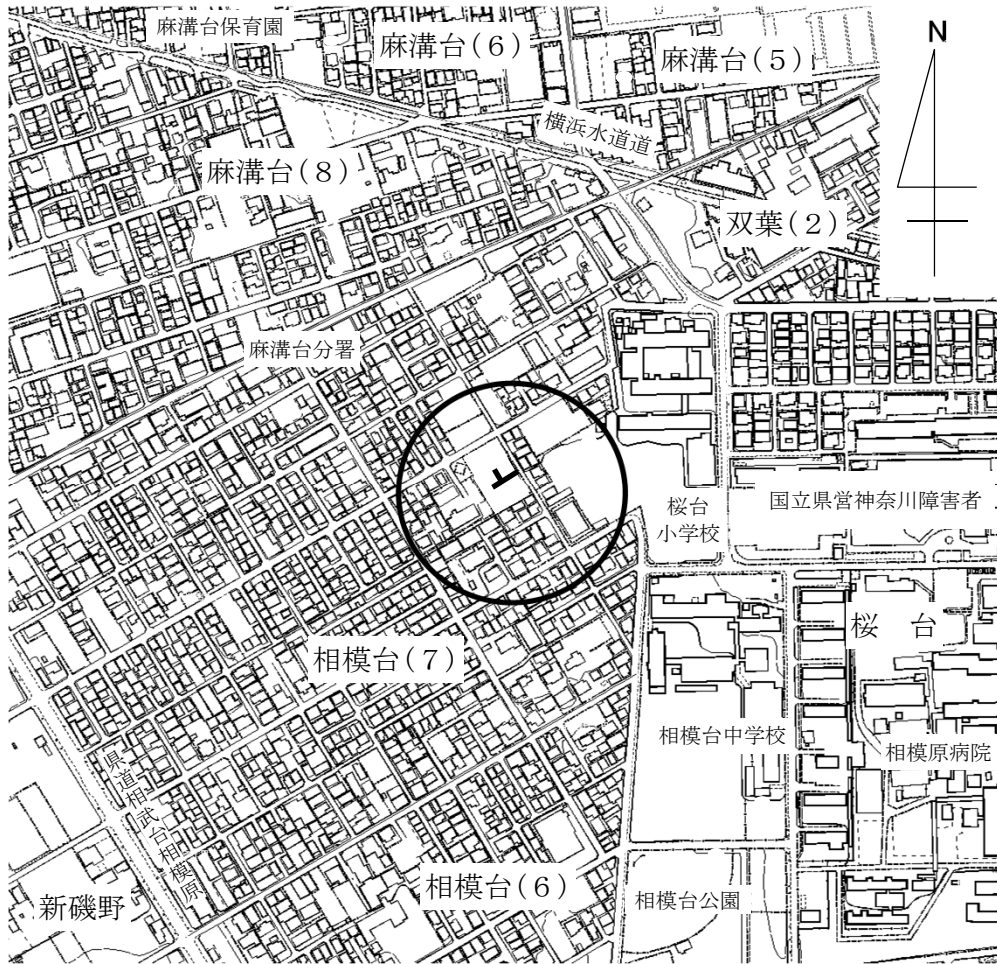
4.5m~5.0m

延長

66m

別 図 1 6

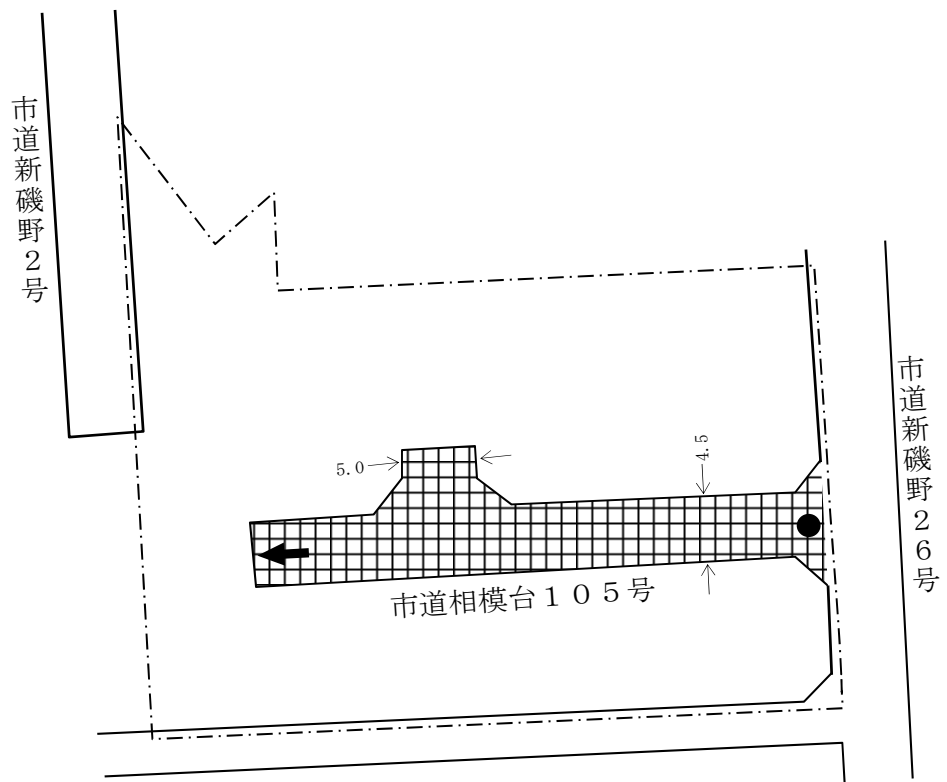
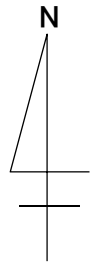
1 案内図




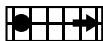
2 道路の概要

路線名	相模台105号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区相模台7丁目2256番1外 19筆
開発行為の面積	1,717.58㎡
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

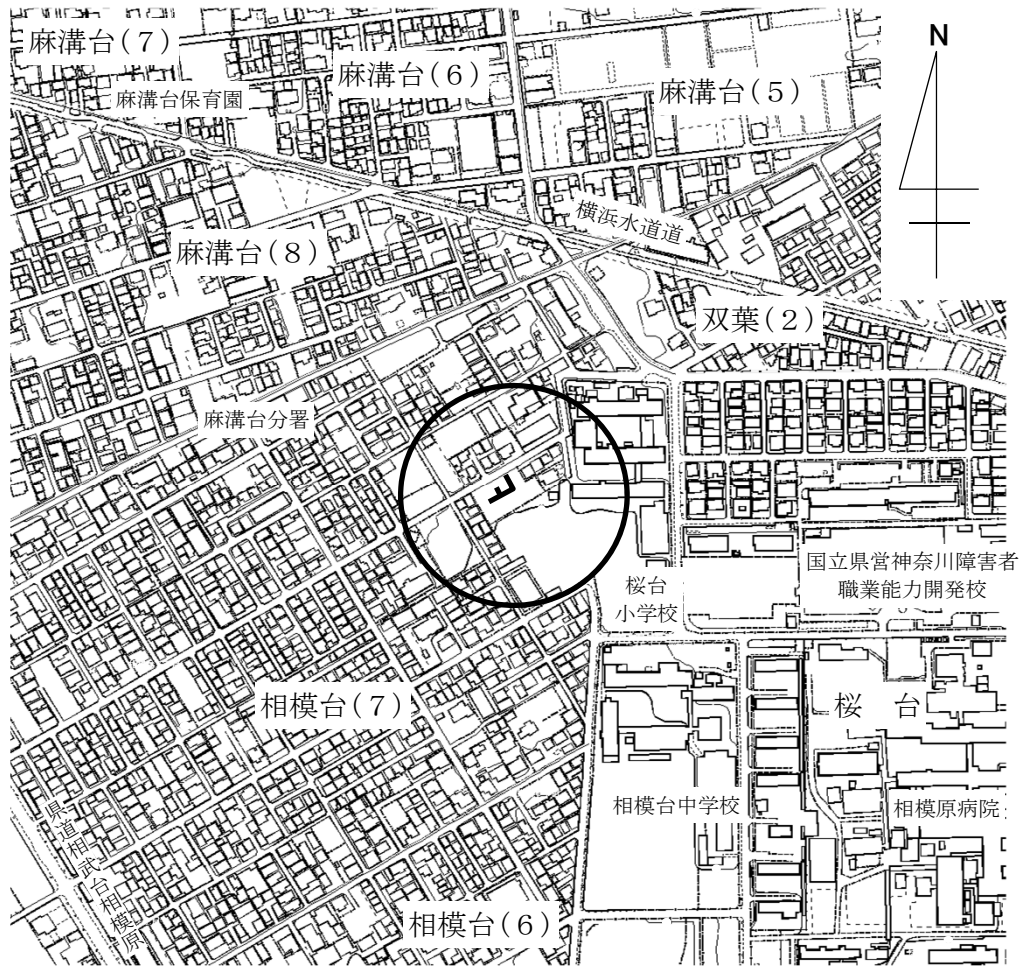


凡例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 4.5m~5.0m |
| 延長 | 42m |

別 図 1 7

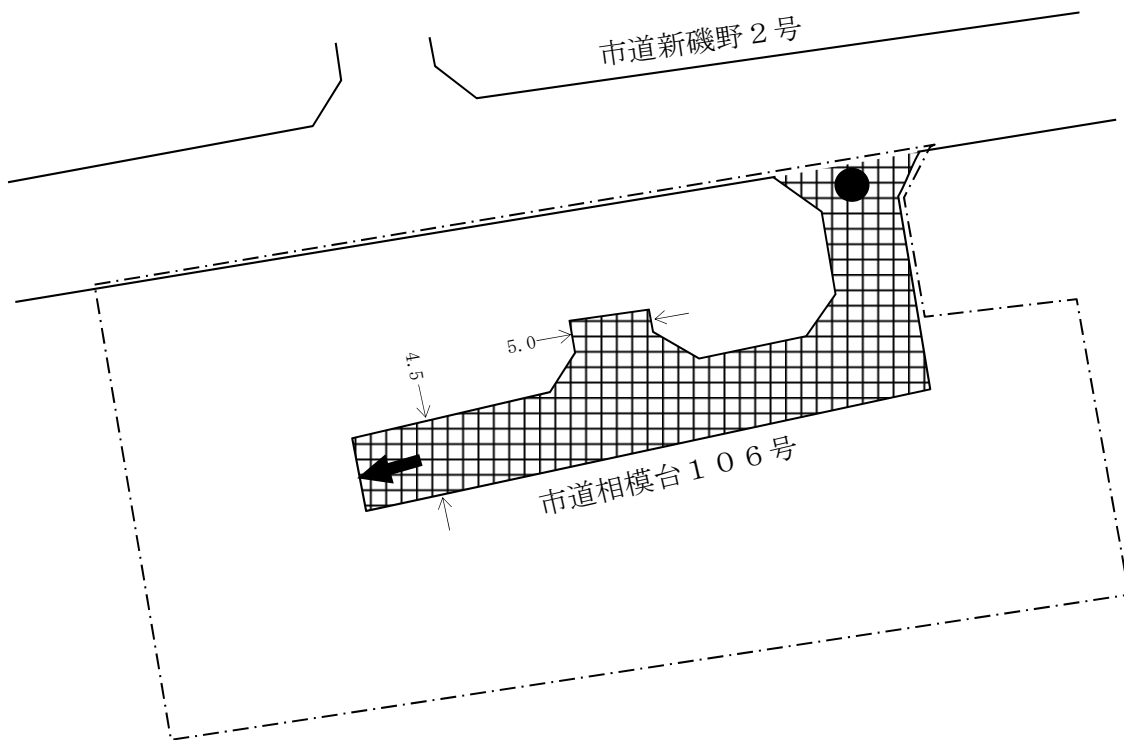
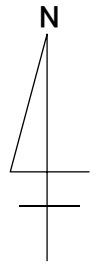
1 案内図




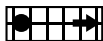
2 道路の概要

路線名	相模台106号
認定の理由	開発行為による帰属
開発区域の所在	南区相模台7丁目2248番1外 13筆
開発行為の面積	1,364.15㎡
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | 開発区域 |
|  | 認定路線 |
| 幅員 | 4.5m~5.0m |
| 延長 | 50m |

別 図 1 8

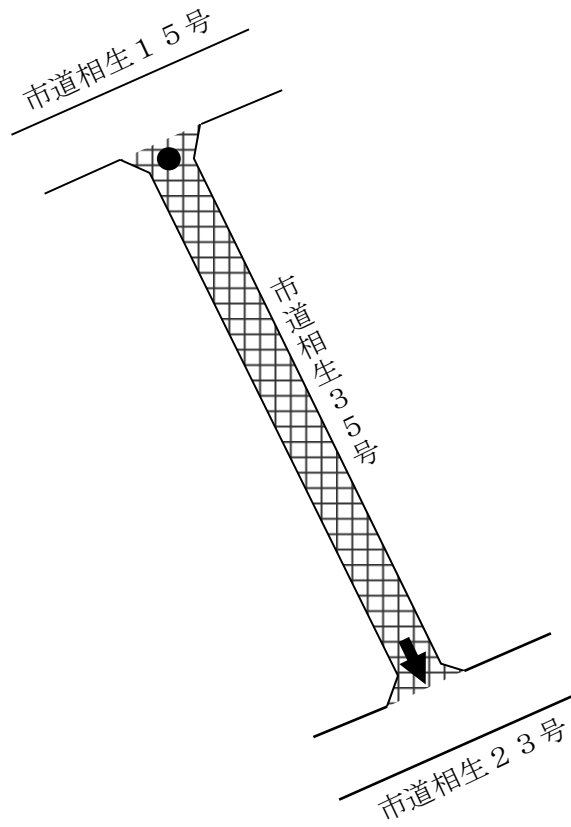
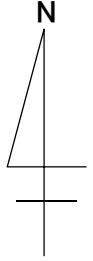
1 案内図



2 道路の概要

路線名	相生35号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区相生3丁目5266番11外 4筆
受納面積	215.99㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例



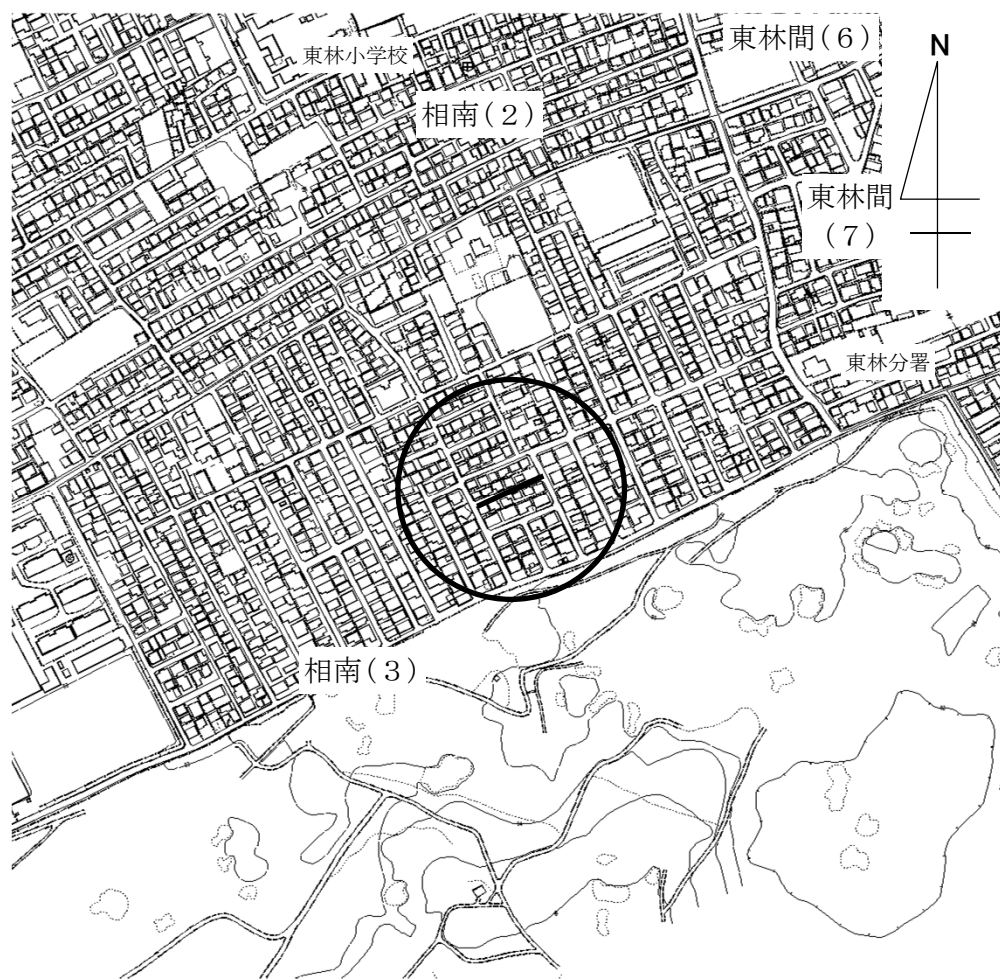
認定路線

幅員 4.0m

延長 53m

別 図 19

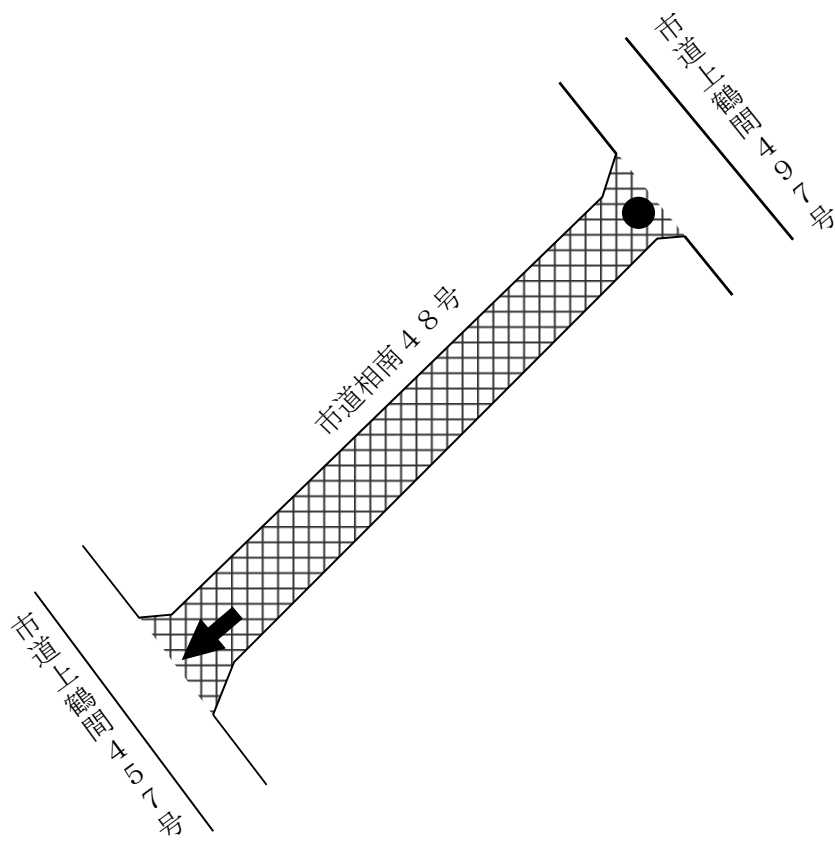
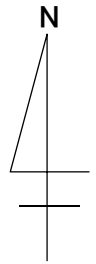
1 案内図



2 道路の概要

路線名	相南48号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区相南3丁目5340番29
受納面積	235.00㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例



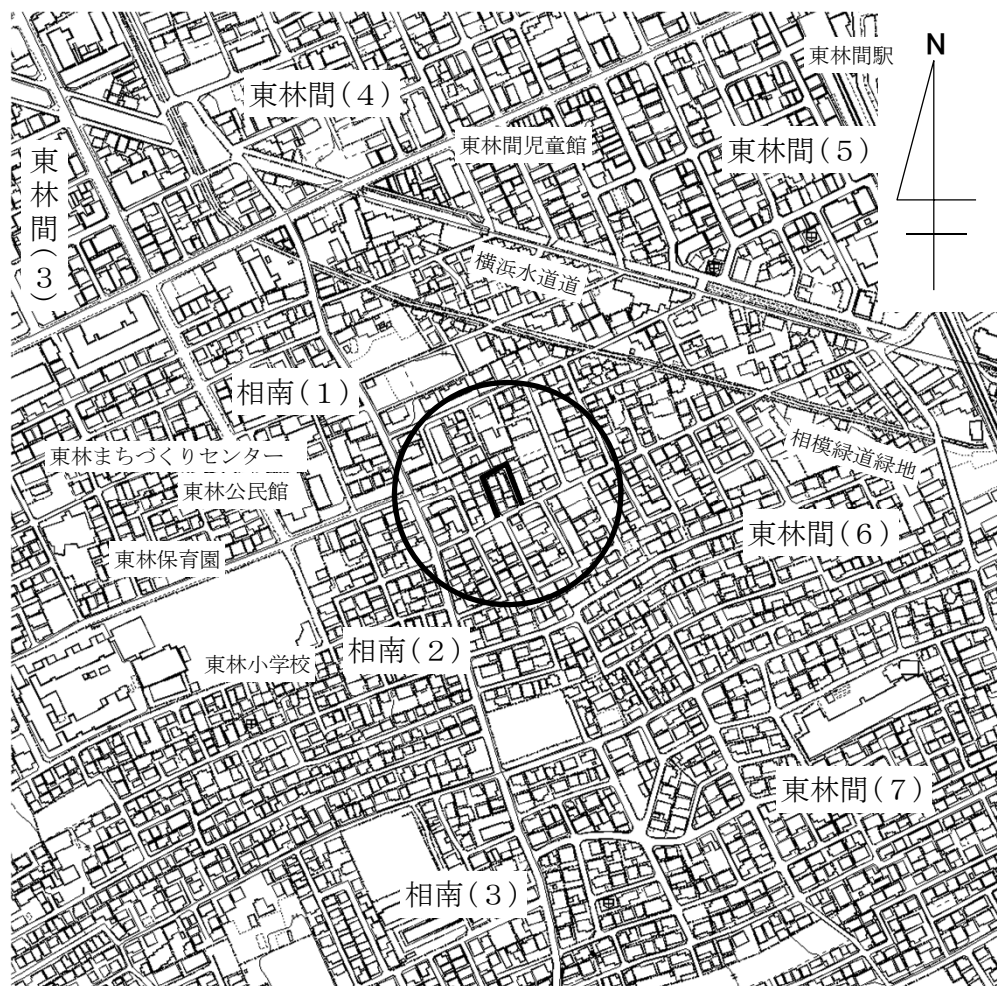
認定路線

幅員 4.0m

延長 57m

別 図 20

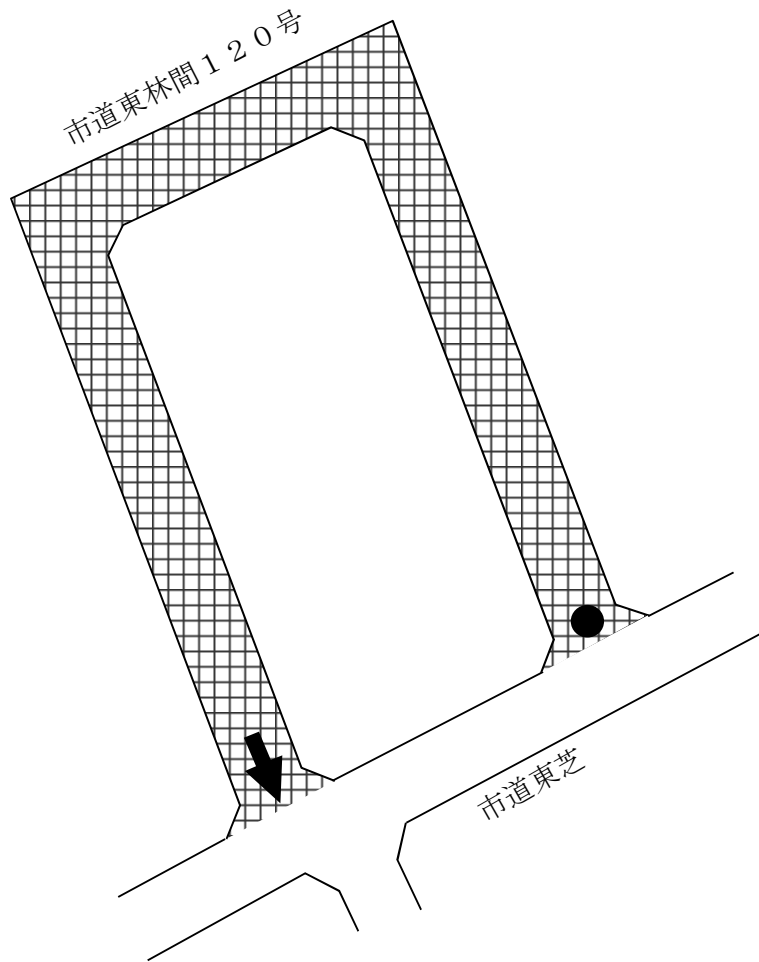
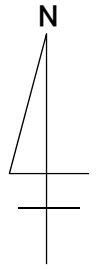
1 案内図



2 道路の概要

路線名	東林間120号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区東林間6丁目5736番33外 3筆
受納面積	373.50㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	砂利、側溝なし
備考	

3 路線図



凡 例



認定路線

幅員 4.0m

延長 93m

平成23年度相模原市一般会計補正予算(第6号)

平成23年度相模原市の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為補正)

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 補 修 費 (国道129号維持補修工事ほか4)	平成23年度	0
	平成24年度	42,800
道 路 舗 装 整 備 事 業 (市道麻溝台3号ほか1 舗 装 新 設 工 事)	平成23年度	0
	平成24年度	6,200
道 路 改 良 事 業 (市道桜台3号道路改良工事)	平成23年度	0
	平成24年度	33,000

千円

平成23年度相模原市一般会計補正予算(第7号)

平成23年度相模原市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額249,654,000千円に歳入歳出それぞれ1,650,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,304,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

- 第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

- 第3条 繰越明許費の補正は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

- 第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		千円 108,800,000	千円 △800,000	千円 108,000,000
	5 市民税	48,665,084	△800,000	47,865,084
34 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		1,269,000	△18,282	1,250,718
	5 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1,269,000	△18,282	1,250,718
40 地方交付税		2,833,000	4,470,000	7,303,000
	5 地方交付税	2,833,000	4,470,000	7,303,000
46 分担金及び負担金		2,371,617	△6,740	2,364,877
	5 負担金	2,371,617	△6,740	2,364,877
50 使用料及び手数料		4,281,943	△32,707	4,249,236
	5 使用料	2,732,505	△6,268	2,726,237
	10 手数料	1,549,438	△26,439	1,522,999
55 国庫支出金		40,236,820	△97,468	40,139,352
	5 国庫負担金	32,589,916	△116,380	32,473,536
	10 国庫補助金	7,370,275	11,169	7,381,444
	15 国庫委託金	276,629	7,743	284,372
60 県支出金		12,618,400	△559,040	12,059,360
	5 県負担金	5,102,874	△349,438	4,753,436
	10 県補助金	6,322,568	△209,409	6,113,159
	15 県委託金	1,192,958	△193	1,192,765
65 財産収入		294,868	42,016	336,884
	5 財産運用収入	180,637	△2,049	178,588
	10 財産売払収入	114,231	44,065	158,296
75 繰入金		7,582,307	△2,035,838	5,546,469
	10 基金繰入金	7,544,573	△2,035,838	5,508,735
80 繰越金		3,208,347	182,585	3,390,932
	5 繰越金	3,208,347	182,585	3,390,932
85 諸収入		19,677,402	125,674	19,803,076
	22 収益事業収入	1,180,000	80,000	1,260,000
	25 雑入	2,239,481	45,674	2,285,155
90 市債		31,173,700	379,800	31,553,500
	5 市債	31,173,700	379,800	31,553,500
歳 入 合 計		249,654,000	1,650,000	251,304,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		千円 1,213,805	千円 △ 71,343	千円 1,142,462
	5 議会費	1,213,805	△ 71,343	1,142,462
10 総務費		25,102,325	△ 172,430	24,929,895
	5 総務管理費	15,405,865	212,480	15,618,345
	10 徴税費	2,058,590	△ 75,304	1,983,286
	13 市民生活費	6,784,338	△ 180,160	6,604,178
	15 選挙費	428,696	△ 86,134	342,562
	20 統計調査費	119,211	△ 22,825	96,386
	25 人事委員会費	122,391	△ 14,787	107,604
	30 監査費	183,234	△ 5,700	177,534
15 民生費		97,598,731	△ 113,871	97,484,860
	5 社会福祉費	39,084,131	277,091	39,361,222
	10 児童福祉費	38,256,008	△ 363,762	37,892,246
	15 生活保護費	20,258,592	△ 27,200	20,231,392
20 衛生費		20,220,580	△ 313,606	19,906,974
	5 保健衛生費	10,378,184	△ 133,641	10,244,543
	10 清掃費	9,032,573	△ 219,677	8,812,896
	15 環境保全費	809,823	39,712	849,535
25 労働費		1,656,098	△ 167	1,655,931
	5 労働諸費	1,656,098	△ 167	1,655,931
30 農林水産業費		907,758	△ 25,705	882,053
	5 農業費	762,287	△ 25,105	737,182
	10 林業費	145,471	△ 600	144,871
35 商工費		19,151,109	515,072	19,666,181
	5 商工費	19,151,109	515,072	19,666,181
40 土木費		35,264,207	180,011	35,444,218
	5 道路橋りょう費	16,717,776	71,787	16,789,563
	10 河川費	566,078	△ 44,355	521,723
	15 都市計画費	15,681,127	△ 124,673	15,556,454
	20 公園費	1,163,293	317,246	1,480,539
	25 住宅費	1,135,933	△ 39,994	1,095,939
45 消防費		7,873,200	△ 201,386	7,671,814
	5 消防費	7,873,200	△ 201,386	7,671,814

款	項	補正前の額	補正額	計
50 教育費		千円 18,243,606	千円 1,853,425	千円 20,097,031
	5 教育総務費	4,377,057	△ 193,668	4,183,389
	10 小学校費	5,223,347	1,931,091	7,154,438
	15 中学校費	2,677,238	296,995	2,974,233
	18 幼稚園費	1,504,596	△ 88,659	1,415,937
	20 社会教育費	2,925,925	△ 53,704	2,872,221
	25 市民体育費	1,535,443	△ 38,630	1,496,813
歳 出	合 計	249,654,000	1,650,000	251,304,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	5 総務管理費	(仮称) 緑区合同庁舎整備事業	千円		千円	千円		千円
			4,500,000	22	257,000	3,531,100	22	257,000
				23	684,000		23	684,000
				24	3,559,000		24	2,590,100
40 土木費	15 都市計画費	津久井広域道路インターチェンジ接続事業		22	656,500		22	656,500
				23	1,179,000		23	1,079,400
			3,888,000	24	2,052,500	3,888,000	24	655,400
				25	-		25	659,400
				26	-		26	837,300
		25 住宅費	市営内郷住宅整備事業	438,600	22	68,000	399,506	22
				23	370,600		23	331,506

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	震度情報システム再整備事業	87,678
	13 市民生活費	藤野地域財産区団体等支援事業補助金 (牧野財産区団体等支援事業補助金)	7,200
15 民生費	10 児童福祉費	児童福祉事務運営費 (子ども手当システム改修事業)	30,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業 (県道63号(相模原大磯)高田橋負担金 ほか8)	119,348
		橋りょう長寿命化事業	63,200
	10 河川費	一級河川鳩川・道保川改修事業	72,255
	15 都市計画費	相模大野駅周辺市街地整備事業 (西側地区市街地再開発事業補助金)	100,000
		相模大野駅周辺市街地整備事業 (西側地区市街地再開発事業負担金)	130,000
		小田急相模原駅周辺市街地整備事業 (北口B地区市街地再開発事業補助金)	212,000
		小田急相模原駅周辺市街地整備事業 (北口B地区市街地再開発事業負担金)	231,700
		都市計画道路等整備事業 (都市計画道路相模大野西通り線電線共同 溝整備工事ほか2)	247,476
		津久井広域道路インターチェンジ接続事業 (債務負担行為)	189,650
	20 公園費	相模原麻溝公園整備事業	169,344
45 消防費	5 消防費	デジタル消防救急無線整備事業	60,262
		消防団活動費	1,417
		消防団車両購入費	30,776
		消防団詰所・車庫整備費 (城山消防団第2分団第3部)	13,609
50 教育費	10 小学校費	学校給食施設・設備整備事業	16,593
		小学校校舎改造事業 (麻溝小学校ほか4校)	1,556,495
		小学校校舎等整備事業 (給食室整備事業ほか2)	544,914
	15 中学校費	中学校校舎改造事業 (大野台中学校ほか1校)	330,606
		中学校校舎等整備事業 (トイレ整備事業ほか2)	152,403
55 災害復旧費	15 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧費 (市道大刀葛原維持補修工事ほか1)	10,115

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(総務債)			
防災対策整備費	40,700	29,700	70,400
まちづくりセンター等整備費	32,200	△ 16,200	16,000
(民生債)			
障害者福祉施設整備費	44,900	△ 25,200	19,700
保育所整備費	332,500	△ 55,200	277,300
(衛生債)			
塵芥処理施設建設費	43,400	△ 7,900	35,500
(土木債)			
道路整備費	8,007,100	403,000	8,410,100
河川整備費	12,600	6,300	18,900
公園整備費	101,500	243,100	344,600
緑地保全事業費	40,500	△ 2,100	38,400
街路整備費	1,561,100	15,500	1,576,600
住宅建設費	173,000	△ 45,100	127,900
(消防債)			
消防施設整備費	485,300	17,700	503,000
(教育債)			
教育施設整備費	74,100	△ 22,200	51,900
小学校整備費	272,800	1,559,600	1,832,400
中学校整備費	258,800	287,000	545,800
公民館建設費	76,500	△ 8,200	68,300
(臨時財政対策債)			
臨時財政対策	15,000,000	△ 2,000,000	13,000,000
計	31,173,700	379,800	31,553,500

平成23年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額75,060,000千円に歳入歳出それぞれ1,013,000千円を追加し、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,073,000千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 16,112,000	千円 23,000	千円 16,135,000
	10 国庫補助金	782,056	23,000	805,056
30 共同事業交付金		7,765,000	△400,000	7,365,000
	5 共同事業交付金	7,765,000	△400,000	7,365,000
35 繰入金		8,453,000	782,000	9,235,000
	5 一般会計繰入金	8,453,000	782,000	9,235,000
40 繰越金		125,000	608,000	733,000
	5 繰越金	125,000	608,000	733,000
歳 入 合 計		75,060,000	1,013,000	76,073,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		千円 904,900	千円 △ 35,000	千円 869,900
	5 総務管理費	384,786	△ 2,800	381,986
	10 徴税費	519,529	△ 32,200	487,329
10 保険給付費		51,568,000	775,000	52,343,000
	5 療養諸費	45,632,000	620,000	46,252,000
	10 高額療養費	5,305,000	155,000	5,460,000
40 諸支出金		165,000	273,000	438,000
	5 償還金及び還付 加算金	165,000	273,000	438,000
歳 出 合 計		75,060,000	1,013,000	76,073,000

平成23年度相模原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度相模原市下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 下水道勘定の歳入歳出予算の総額18,765,000千円から歳入歳出それぞれ682,000千円を減額し、下水道勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,083,000千円とする。

2 下水道勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正（下水道勘定）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		千円 105,256	千円 △21,675	千円 83,581
	5 分担金	34,082	△15,920	18,162
	10 負担金	71,174	△5,755	65,419
15 国庫支出金		1,032,900	△113,300	919,600
	5 国庫補助金	1,032,900	△113,300	919,600
20 県支出金		454,698	△143,898	310,800
	5 県補助金	454,698	△143,898	310,800
30 繰入金		3,796,000	△175,000	3,621,000
	5 繰入金	3,796,000	△175,000	3,621,000
40 諸収入		17,744	△2,227	15,517
	15 貸付金元利収入	2,000	△1,144	856
	20 雑入	15,674	△1,083	14,591
45 市債		4,940,900	△225,900	4,715,000
	5 市債	4,940,900	△225,900	4,715,000
歳 入 合 計		18,765,000	△682,000	18,083,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		千円 4,477,682	千円 △ 145,898	千円 4,331,784
	5 下水道総務費	4,477,682	△ 145,898	4,331,784
10 建設費		4,482,792	△ 536,102	3,946,690
	5 公共下水道建設費	4,482,792	△ 536,102	3,946,690
15 公債費		9,794,526	0	9,794,526
	5 公債費	9,794,526	0	9,794,526
歳 出 合 計		18,765,000	△682,000	18,083,000

第2表 繰越明許費 (下水道勘定)

款	項	事業名	金額
			千円
5 総務費	5 下水道総務費	公共下水道維持補修費	494
10 建設費	5 公共下水道建設費	公共下水道整備補助事業 (市街化区域分)	122,100
		公共下水道測量設計等委託 (調整区域分)	58,000

第3表 地方債補正（下水道勘定）

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
公共下水道事業費	4,388,500 (1,591,000)	△ 225,900	4,162,600 (1,591,000)
計	4,940,900 (1,800,000)	△ 225,900	4,715,000 (1,800,000)

（ ）は起債発行限度額のうち、資本費平準化債発行額を示す。

平成23年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額30,138,000千円に歳入歳出それぞれ762,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,900,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		千円 6,196,827	千円 △375	千円 6,196,452
	5 介護保険料	6,196,827	△375	6,196,452
15 国庫支出金		5,342,205	135,475	5,477,680
	5 国庫負担金	5,018,671	133,109	5,151,780
	10 国庫補助金	323,534	2,366	325,900
20 支払基金交付金		8,511,639	237,874	8,749,513
	5 支払基金交付金	8,511,639	237,874	8,749,513
25 県支出金		4,258,393	124,590	4,382,983
	5 県負担金	4,111,067	124,590	4,235,657
40 繰入金		5,731,647	264,436	5,996,083
	5 一般会計繰入金	4,764,000	67,000	4,831,000
	10 基金繰入金	967,647	197,436	1,165,083
歳入合計		30,138,000	762,000	30,900,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 846,667	千円 △ 32,044	千円 814,623
	5 総務管理費	272,569	△ 16,828	255,741
	10 徴収費	38,058	△ 900	37,158
	15 介護認定審査会費	536,040	△ 14,316	521,724
10 保険給付費		28,091,507	793,574	28,885,081
	5 介護サービス等諸費	27,497,910	793,574	28,291,484
35 諸支出金		12,000	470	12,470
	10 諸費	0	470	470
歳 出 合 計		30,138,000	762,000	30,900,000

平成23年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度相模原市簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額217,000千円から歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 37,200	千円 △500	千円 36,700
	10 国庫補助金	37,200	△500	36,700
45 市債		74,400	△1,500	72,900
	5 市債	74,400	△1,500	72,900
歳入合計		217,000	△2,000	215,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 簡易水道事業費		千円 175,818	千円 △ 2,000	千円 173,818
	5 簡易水道事業費	175,818	△ 2,000	173,818
歳 出 合 計		217,000	△ 2,000	215,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 簡易水道事業費	5 簡易水道事業費	藤野簡易水道整備費	64,000 千円

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
簡易水道事業費	74,400	△ 1,500	72,900
計	74,400	△ 1,500	72,900

平成23年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額4,840,000千円に歳入歳出それぞれ243,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,083,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月22日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療 保険料		千円 4,121,150	千円 127,648	千円 4,248,798
	5 後期高齢者医療 保険料	4,121,150	127,648	4,248,798
30 繰越金		60,000	115,352	175,352
	5 繰越金	60,000	115,352	175,352
歳入合計		4,840,000	243,000	5,083,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 分担金及び負担金		千円 4,675,690	千円 243,000	千円 4,918,690
	5 広域連合負担金	4,675,690	243,000	4,918,690
歳 出 合 計		4,840,000	243,000	5,083,000

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成 24 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 損害賠償額

1, 887, 170 円

2 被害者

(所有者)

市内在住者

(運転者)

市内在住者

3 事故の概要

平成 23 年 9 月 13 日午後 3 時 30 分頃、相模原市緑区寸沢嵐 3378 番地先の国道 412 号において、本市小型貨物車(相模 46 さ 2370、情報政策課職員運転)が赤信号で停車していた被害者の軽乗用車に追突して車両を破損させ、被害者を負傷させたものである。

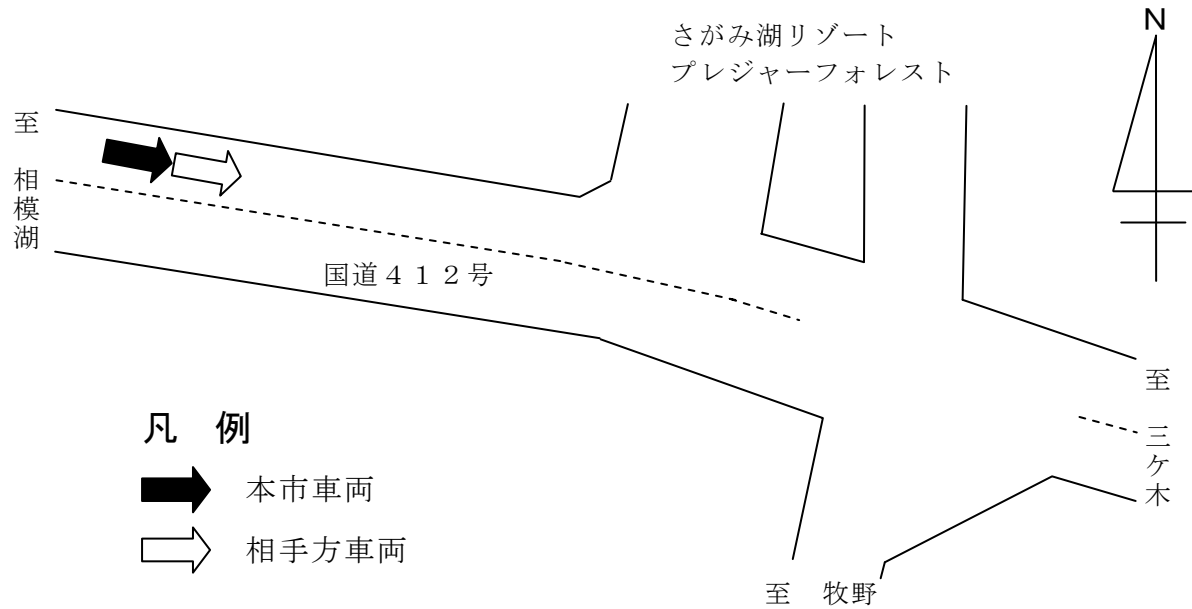
(本市の責任割合 100%)

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第 4 7 号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

頸椎捻挫、腰椎挫傷、休業損害

(治療期間 平成23年9月13日から同年12月28日まで)

軽乗用車バックドア、リアバンパー、マフラー等破損

3 損害賠償額

1, 887, 170円